

1 日 目 (12月2日)



第4回福生市議会定例会会議録（第16号）

平成20年12月2日福生市議会議場に第4回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	原島 貞夫君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	大野 聰君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企 画 財 政 部 長	田中 益雄君	企 画 財 政 部 参 事	大越 英世君	総 務 部 長	野崎 隆晴君
市 民 部 長	野島 保代君	生 活 環 境 部 長	森田 秀司君	福 祉 部 長	星野恭一郎君
子 ど も 家 庭 部 長	町田 正春君	都 市 建 設 部 長	小 峯 勝君	会 管 理 計 者	小林 重雄君
教 育 次 長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選 挙 管 理 会 委 員 会 長	榎 戸 宏君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 章一君			事 務 局 長	

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	吉野 栄喜君	議 会 事 務 局 次 長	高木 裕子君	次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	大内 博之君
----------------	--------	------------------	--------	----------------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第4回福生市議会定例会議事日程

開議日時 12月2日(火) 午前10時

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第66号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第67号 福生市教育センター条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第68号 福生市保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第69号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第70号 福生市保健施設条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第71号 福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第72号 福生市営駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第73号 福生市子ども家庭支援センター条例
- 日程第12 議案第74号 平成20年度福生市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第75号 福生市営福生駅西口駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第76号 福生市福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第77号 福生市土地開発公社定款の変更について
- 日程第16 陳情第20-11号 介護保険に関する陳情書

午前10時 開会・開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成20年第4回福生市議会定例会を開会いたします。

暫時、休憩いたします。

午前10時1分 休憩

~~~~~  
午前10時9分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~  
○議長（原島貞夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第80条の規定により、議長において、7番、原田剛君、8番、奥富喜一君、9番、阿南育子君、以上3名を指名いたします。

~~~~~  
○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 平成20年第4回福生市議会定例会の招集について（別添参照）
- 2 議案の送付について（議案第66号他11件）（別添参照）
- 3 陳情書の受理について（陳情第20-11号）（別添参照）
- 4 議案説明員の出席要求について（別添参照）
- 5 平成20年8月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 6 平成20年9月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 7 平成19年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について（別添参照）
- 8 本会議資料の提出について（議案第66号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第77号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告が終わりました。

~~~~~  
○議長（原島貞夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る11月25日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、日程でございますが、今定例会に提案されております案件は、市長から議案

12件と、陳情者から陳情1件が提出されております。

一般質問につきましては19名の議員から通告されており、通告時間は19時間55分となっております。

日程の順序につきましては、先例に倣いまして既に配付しております日程表のとおり編成をいたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、日程第15、議案第77号、福生市土地開発公社定款の変更につきましては、慎重審議の上、即決でお願いすることにいたしました。また、その他の案件につきましては、お手元の付託表のとおり各所管委員会に審査を願うことといたしました。

次に、会期でございますが、今定例会におきましては、一般質問の通告者及び通告時間数、また、議案数等を勘案いたしまして、12月2日、3日、4日、5日の4日間を本会議とし、12月6日から18日までを休会として、各委員会を開いていただき、最終日を19日とする18日間の会期とすることにいたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側として御協議願う事項がございますので、本会議4日目終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、今定例会が円滑に運営されますようお願い申し上げます御報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり12月2日から12月19日までの18日間と決定したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。まず15番、大野聰君。

（15番 大野聰君質問席着席）

○15番（大野聰君） 御指名をいただきましたので、さきに通告いたしました事項に基づいて、一般質問をさせていただきます。

加藤市長が就任され、早いもので半年がたちました。もはや押しも押されもされない福生市長として職員の先頭に立ち、昼も夜も御活躍されている様子に敬意を表するものでございます。ただ、張り切りすぎて、体調を崩さないよう十分御留意されることを望むものです。

さて、今回の一般質問は、9月定例会でも質問させていただきました「福生に五つの元気」の実現についてを中心に、平成21年度の予算編成に向けての基本的な考え方などをお伺いさせていただきます。

「福生に五つの元気」については、加藤市長が就任以来、毎回検討状況等をお伺いしており大変恐縮でございますが、それだけ市民の皆さんも関心が高い事項でもございますので、これからも毎回進捗状況等をお伺いすることになると思います。よろしくお願い申し上げます。

平成21年度予算は、加藤市長が編成される初めての予算になるわけでございます。野澤前市長の後継者として就任された市長ですから、基本的にはその考え方を踏襲されていくと思いますが、新市長としての加藤色を積極的に出されることを大いに期待しております。まして、福生の市長選挙としては初めての「五つの元気」の実現を目指すマニフェストを発表され市民の負託を得たわけですから、その実現には不退転の決意をお持ちのことと存じます。我が正和会でも多様な市民要望をまとめた要望書を先日市長に出させていただきます。

さて、アメリカ発の金融危機は、日本じゅうを震撼させ、当然、市財政にも大きな打撃がくることが予想されます。

このような中での平成21年度の予算編成ですから、編成に当たっては非常に厳しい状況が予想されます。また、第3期総合計画の最終年度でもあり、実施計画に盛り込まれた未実施事業の検証等の課題も残されていると思います。さらに、国・東京都の動向や、来年度の税収見込み、現在進行中の「五つの元気」のワーキングチームの検討結果等を踏まえて、今後予算編成作業に入る事と思います。ここでは、現時点での予算編成の方針についてをお尋ねさせていただきます。

最初に予算編成の基本的な考え方について、3点お伺いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、未曾有の経済危機による影響は、国、東京都の税収に大きな影響があると予想されます。東京都でもここ数年続いた税収増の期待ができないばかりか、逆に税収減が見込まれると言われております。

当然市としても、東京都等の補助金等に影響が出てくることも予想されます。また、先日も基地対策特別委員会で防衛省へ要請行動いたしました。第五小学校の防音工事補助の採択の問題が、今後ほかにも影響し、歳入不足に陥ることが懸念されます。もちろんこの問題は、市長や議会が引き続き防衛省初め、関係機関に強く要請し、財源確保に向けて努力していかなければならないことと考えております。この件については、今まで市長も再三再四足を運んで関係官庁に出向き、積極的に取り組んでいただき大変感謝をいたしておるところでございます。

経済危機による影響は、当市の法人市民税を初め、市税収入等に大きな影響があると予想されます。余談ですが、たばこ税も禁煙者の増大、自動販売機のパスポの導入により売り上げが大幅に落ち込んでいると聞いており、税収減が見込まれております。さらに、市税等の収納率の低下も予想されます。

現在、市は収納対策本部を設置し収納率向上に務めておりますが、一層の努力が必要となってくると思います。このように補助金や市税収入の落ち込みは、市財政に大きな影響があると考えられます。

そこで、最初に来年度の歳入見込みと財源確保策について、どのようにお考えかを

お伺いいたします。

次に、歳出の編成方針についてお伺いします。予算編成の基本は、私が申し上げるまでもなく、「入るをはかって出づるを制す」と言われております。

しかしややもすると、最初に歳出を計算して起債などを膨らまし、歳入を操作する手法を取っている自治体が多く見られます。夕張市などはその典型だと思います。幸い我が市は、前市長の時から後世に負担を残さないとの基本的な考え方から、臨時財政対策債を極力抑制するなどの方針を堅持しており、健全財政運営を目指す意味からも評価されるところであります。しかし、現実には、多様化する市民要望を実現するためには、事務事業の見直し、最小の経費で最大の行政効果を上げるための方策と絶えず検証が必要となってまいります。

市では歳出抑制のため、数年前から、部単位の枠配分方式等を採用するなど、方策を取り入れているところでございます。

そこで、平成21年度における枠配分方式、シーリングですとか部配分状況、掌握等の方針について、どのようにお考えになっているかをお伺いしたいと思います。

この項の3点目、国保財政についてもお伺いさせていただきます。慢性的な国保会計の赤字は、我が市だけの問題ではありません。後期高齢者医療制度が発足して、国保財政は多少安定すると思われましたが、聞くところによりますと今年度も赤字が予想されるようです。

国保会計の赤字は、その制度上の問題に起因することと思われませんが、問題を解決するためには、国、都からの補助金の増額、保険税の見直しによる改定、一般会計からの歳入額の増大、医療費の抑制などの選択肢が考えられます。しかし、いずれを選択履修しても大きな課題があります。まして一般会計から無制限に繰入するなど、負担の公平の点からも大きな課題があり、とても許される問題ではありません。

そこで、平成21年度国民健康保険特別会計の編成の考え方については、どのように取り組まれていくのかをお伺いさせていただきます。

質問の2項目目、「五つの元気」の実現に向けてのワーキングチームの検討状況についてお伺いさせていただきます。

加藤市長が選挙戦で発表した「五つの元気」の実現については、9月定例会でも質問させていただきました。その際、ワーキングチームを設置し、検討していくとの御答弁をいただきました。1月には具体的な予算編成作業を行い、事項を決めていかなければならないと思います。

そこでこの項の1点目、現在ワーキングチームでさまざまな検討をされていると思いますが、検討に当たっての基本的な考え方、検討の方向性についてをお伺いいたします。

次に、「五つの元気」で取り上げた施策の実現についてどのように取り組んでいくかをお伺いいたします。

マニフェストに示された施策は、20数項目に及んでいます。ワーキングチームではこれら施策の実現に向けての優先順位をどのように検討されているかについてもお伺

いをさせていただきたいと思えます。

次に、第3期基本構想の取り組み状況と課題についてお伺いたします。

第3期基本構想は平成12年度を初年度に10年間の構想として策定され、平成21年度、来年度が最終年度となります。この間、行政を取り巻くさまざまな社会情勢の変化に対し修正基本計画等を策定して推進してまいりました。平成22年度からは第4期基本構想へと引き継がれることとなります。現在、第4期基本構想審議会で、御熱心に審議されていると伺っています。第4期の構想には市長が、マニフェストで提唱された、「だれもが住んでよかった、住みたくなるまち、福生」の実現を目指した理念が入ってくると思えます。

そこで、この項では2点お伺いさせていただきます。1件目は、第3期基本構想の取り組み状況と課題について、2点目は、現在検討されている市議会の審議状況についてお伺いたします。

最後に、平成21年度の重点施策についてお伺いたします。

先ほどもお伺いしました現在進められている「五つの元気」のワーキングチームで検討されているところで、細部については未定であると思えますが、主な施策についてどのような内容なのか概略をお伺いたします。

多岐にわたる質問で大変恐縮でございます。市長の前向きな御答弁をよろしく願いいたしまして、第1回目の質問を終わらせていただきます。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) おはようございます。本定例会もよろしくお願いいたします。それでは、大野聴議員の御質問にお答えいたします。

平成21年度予算編成方針等についての1点目、予算編成の基本的な考え方についてでございますが、平成21年度予算は、私が市長に就任いたしましたから最初の予算編成となるものでございます。選挙公約として掲げました「五つの元気」につきましては、予算編成の中心に位置づけ、重点的に財源配分を行うつもりでございます。

また、予算編成の基本的な考え方を5つ申し述べさせていただきます。一つには総合計画の推進で修正後期基本計画、その他分野別計画、横断的政策課題の重点化、施策に基づく実施計画を踏まえまして、財源の重点的効果的な配分により予算編成を行うこと。

二つには長期的視野に立った予算編成で、将来の財政需要にも考慮し、また、現在負担すべき負担を後の世代に残さないよう長期的視点に立ち、財政調整基金の取り崩しや臨時財政対策債借入額を可能な限り圧縮し、歳入に見合った予算編成を目指すこと。

そして三つには、財政運営の健全化で、行政改革大綱及び推進計画に基づき、行政改革を着実に推進し、歳入予算については税収入等の確保、使用料及び手数料等の見直し、補助金等の適正化、自主財源の確保等に努めること。歳出予算につきましては、職員数や職員給の見直し、事務事業の見直しなど、さらなる内部努力により人件費その他経常的経費の削減、節減を図るとともに、行政の担う役割の再点検により、市民

の皆様との協働、指定管理者制度の活用、事務事業の委託化、事業の民間活用を推進することとしております。また、枠配分方式につきましては、平成20年度に引き続き三つの枠を設け、一般財源を部単位に配分することとなっております。旅費、需用費、役務費、委託料等の一般枠配分につきましては、昨年度と同様5%の減、扶助費枠配分は生活保護費を除きますが、20年度予算編成では3%の減でございましたが、21年度は対象者、単価等の増加が見られますことから、減額なしの0%。維持工事費、施設整備工事費なども経常的な工事請負費の工事費枠配分は、昨年度と同様10%の減とし、3つの枠相互間においても増減調整ができるものとしております。

四つには、既存事業の精査で社会状況の変化、市民要望の変化等を的確にとらえ、事業効果、費用対効果等を十分精査した上で、事務事業評価、またはその再点検を踏まえまして、廃止、縮減、または事業方法の変更を行うものとしております。

最後の五つ目には、新規レベルアップ事業の取り扱いで、総合計画策定委員会で採択された事案のうちから事業効果、費用対効果等を勘案し、予算措置をすることとしておりますが、平成21年度は、特に「5つの元気」ワーキングチームの検討結果を実施計画に反映することとしております。また、予算規模につきましては、行政改革大綱で示しております大規模事業を除いて、190億円を目標としております。

平成21年度予算編成は、これらの基本方針に基づき現在作業中でございますが、歳入面におきましては市税収入、特に法人市民税は、昨今の世界的な金融危機の拡大に伴う景気減速の影響から、本年度を大幅に下回る大変厳しい状況になるものと見込んでおります。また、国や東京都の予算編成も、経済情勢を反映して厳しい状況にあるとのございます。こういった状況から市税に限らず、歳入の確保につきましては、今まで以上に収納に努力するとともに、再編交付金、9条調整交付金などの財源の有効活用を図っていかねばならないと考えております。また、歳出面では平成19年度決算での財政状況の余裕度を示す経常収支比率が98.0%となるなど厳しい財政状況になっております。本年度もその改善に努めてまいります。予算編成に当たりましては、なお一層の経常経費の削減、節減に努め、極めて厳しい状況に対処していく所存でございます。また、国民健康保険特別会計の予算編成の考え方についての御質問でございますが、国保会計は、平成19年度の歳入歳出の赤字額が1億3900万円となり、繰り上げ充用で措置するなど大変厳しい状況でございます。なお平成20年度も同様の状況にありまして、赤字となりました場合には、同様の措置を考えております。

申し上げるまでもございせんが、特別会計である国保会計は、本来その独自の収入である保険税をもって賄わなければならない、そのように考えております。その赤字分を補てんするのは、あくまでも緊急かつ臨時的な措置であると位置づけております。したがって、引き続き収納率の向上等と医療費の適正化に努めてまいります。今後につきましては、保険税率、課税方式の改定、見直しも考慮に入れながら、国保会計の健全化を図っていかねばならないものと考えております。

次に、2点目の「5つの元気」実現に向けてのワーキングチームの検討状況について

でございますが、最後の御質問の重点施策とも関連がありますので、一括してお答えいたします。

ワーキングチームからの報告では、現在3回の検討会議を持ち、私が選挙のときにお示しをいたしました「五つの元気」の各項目、あるいはチームが提案した項目について事業内容の精査、課題整理等を行い、21年度予算として事業化可能なもの、あるいは22年度以降とするもの、また、事業化には検討を要するものなどの仕分けを行っております。もちろん予算が伴いますので、予算編成と平行して作業を進め、来年1月にはワーキングチームからの最終的な報告を受け、これを踏まえ事業の予算化を図かってまいったと考えております。なお、この検討の中で重点施策として、現在、検討中の主なものを申し上げますと、1、乳幼児医療費・義務教育就学児医療費助成の負担軽減。2、里帰り、助産所等妊婦健康診査受診費助成。3、牛浜駅のエレベーター、エスカレーターの設置。4、口腔がん検診の実施。5、町会等建設費補助金等補助金の見直し。6、中小企業振興資金融資制度の見直しなどがございます。「五つの元気」実現のためのワーキングチームの検討状況でもお答えいたしました。現在検討しておりますので、全体像は、今しばらくお待ちいただきたいと存じます。

次に、3点目の第3期基本構想の取り組み状況と課題についてでございます。一つ目の最終年度の取り組み方策と課題につきましても、ことしの6月から8月にかけて、第3期の基本構想に掲げたまちづくりの目標と、対応する基本計画の設定目標、74項目について進捗及び評価を実施いたしました。計画期間が終了してはおりませんが、見込みを含めた担当課による自己評価方法でしたが、75%以上達成したとする項目が69項目で、全項目の93.2%の達成度でしたので、おおむね達成していると考えております。平成21年度末まで、まだ計画期間を残しておりますので、今後目標に向け全力を尽くしていく所存でございます。また、この進捗及び評価結果のうち、目標達成度として、50%以下と評価した施策が市街地整備の項目でございました。主要施策とした土地区画整理と、市街地再開発はそれぞれ、田園西地区、福生市東口地区の都市整備事業の完成を見たものの、熊川地区の土地区画整備事業及び、熊川駅周辺の整備につきましても、地権者または地元関係者の方々の合意形成、協力の確保が得られず、今期の計画期間で達成することが難しい状況でございます。これが第4期の基本計画での課題の一つと考えております。なお、基本計画の下に各分野別計画を策定しておりますが、これらにつきましても、基本計画の下位計画という位置づけでございますので、計画期間の終了年度が21年度以前のは延伸を、そして、改定するものは上位計画である第4期の基本計画の策定にあわせ進めるよう、整合を保つよう指示をいたしております。

二つ目の第4期の基本構想審議会の審議状況でございますが、11月末現在で4回の審議を終了し、委員の皆様からは活発な意見をちょうだいしているとの報告を受けております。前回の審議から審議時間を1時間延長し、全3時間の会議時間で御審議をいただくとのことで、委員の皆様のご熱意に感謝を申し上げる次第でございます。今後中間答申に向けさらに議論を深めていただくことを、期待するところでございます。

以上で、大野聰議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○15番(大野聰君) 御丁寧な御答弁ありがとうございました。中でも「五つの元気」については、大分姿が見えてきたといえますか、実際の予算化に向けて大いに努力するところでございます。それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、今御答弁いただいた中での総額の財政規模の問題でございます。当然市長がいつもよくおしゃっているように、身の丈にあった予算規模ということをよくおっしゃいますが、これは行革大綱推進計画でも目標数値として、財政規模190億円としております。今後「五つの元気」はですね、さまざまな行政需要が予測される中で、この目標値について当然、何回も言うように歳入には限りがありますから、無理に出すということは考えられないわけですが、その辺の目標値についてどのようにお考えか、基本的には遵守していくというお答えになると思いますが、その辺のところについてお伺いをさせていただきます。

それから、2点目の幾つか御答弁いただいた中で歳入の問題がありますが、歳入の柱となる市税でございますが、先ほどから申し上げ、御答弁でもいただいておりますけれども、今後増大するということは望めないわけです。これから、課税額自体が減収する中ではですね、収納率の向上が大きな課題になるわけですが、引き続き収納率向上対策本部でさまざまな対策を講じていただけたと思います。今後とも、副市長を先頭に市役所が全体で一丸となって、取り組むことが求められています。そこで、ここでは視点を変えて他市において現在いろいろな形で取り組みがされております、いわゆる貸金業者に対する過払い金の返還請求について、どのようにお考えなっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

それから3点目ですが、国保税の見直し、課税のことについて非常に厳しい状況であるとお伺いしております。毎回議会でもいろんな議論がされておりますが、この中で、御答弁中で、課税方式の見直しというような御答弁をいただいておりますが、今後検討するに当たって具体的にどんな考え方があるのかについてお伺いをさせていただきます。

それから、最後に第4期の基本構想審議会の今現在審議中ということで、中間答申が出されると伺っております。これについては議会に対して大体いつごろ御報告をしていただけるか。その辺についてどうなっているのかということについて、お伺いをさせていただきます。以上4点をよろしくお願いたします。

○企画財政部長(田中益雄君) それでは、再質問いただきました1点目の予算編成におけます財政規模190億円の今後の目標値についてでございますけれども、御指摘のとおり第4次行政改革大綱におきまして、190億円の財政規模が示されているところでございますが、その基本的な考え方は、歳入規模に見合った歳出規模の設定という視点に立ったものでございます。議員御指摘のとおりでございます。

これは将来にわたって安定した財政運営を確かなものとするためでございます。今後策定される第5次行政改革大綱でもこの考え方を考慮してまいることとなると思っております。しかしながら、「五つの元気」によるまちの活性化も不可欠なものでござ

ございますし、また、今後の新たな財政需要の発生や歳入の動向も見定めなければなりません。したがって、行政改革大綱の中で財政規模のあるべき姿をどのような形でお示しするのも含めまして、今後検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○市民部長（野島保代君） 私からは、貸金業者に対する過払い金の関係で答弁をさせていただきます。

この過払い金についてでございますけれども、これにつきましては、消費者金融等の貸金業者から借金をした際に出資法の上限金利、それと利息制限法での適用金利との間のいわゆるグレーゾーン金利で利息を支払っている場合に生ずるもので、余分に払い過ぎた利息ということになります。

平成18年には、最高裁におきまして利息制限法での適用金利を超えた利息部分については、過払いとの判断がなされまして、この凡例に基づきまして、いくつかの自治体に置きましては市税等滞納者の過払い金の返還請求権、これを差し押さえまして、当該貸金業者への返還訴訟、これらを提起しているところでございます。

当市におきましても、滞納者の方との納税相談の中でそのような状況が判明した場合には、返還請求権の差し押さえをしております。現在、3件が該当しております、貸金業者側と折衝しているところでございます。円満に返還され、市税等の滞納分に充当できることを期待しておりますが、返還に応じない場合には返還訴訟の提起となってまいります。今後につきましては、議会にも御相談を申し上げながら提訴も辞さない、そのような強い意識を持って業者との交渉を進めてまいりたいとそうように考えています。

次に、国民健康保険税の課税方式の改定でこれについての具体的な考え方ということでございますけれども、国民健康保険税の課税方式、これにつきましては、地方税法で所得割均等割の2方式、これに世帯平等割を加えた3方式、そして現在福生市が採用しております資産割を加えた4方式、この三つが示されておまして、保険者が条例で定めるとされているところでございます。

現在、福生市の国民健康保険税につきましては、医療費関係の基礎賦課分、それと後期高齢者支援金の賦課分、そして介護納付金の賦課分、この三つの合算で課税されておまして、この中で基礎賦課分だけが4方式を採用しております。後期高齢者支援金等あるいは介護納付金等の賦課分につきましては、所得割、均等割の2方式の採用となっております。

この基礎賦課分の4方式につきましては、納税者にとりまして大変仕組みがわかりにくい、あるいは資産割については、既に固定資産税が課税されている等のこれらの課題がございます。また、平成20年度より施行されました後期高齢者医療制度、こちらにおきましても2方式を採用しております。また、政府の地方分権改革推進本部、こちらが国民健康保険制度運営の都道府県単位による広域化の推進について、平成21年度中に結論を得ることを盛り込んだ要綱を策定し決定しているなど、やはり将来的な国民健康保険制度の再編が議論されております中で、他の自治体においても2方

式が主流となっています。

このことから税理士等も含めまして課税方式の改定、4方式から2方式への見直しにつきましても国民健康保険運営協議会の御意見を賜り、また、議会へも御相談させていただきながら、検討してまいりたいとこのように考えております。以上でございます。

○企画財政部参事(大越英世君) 私からは最後の御質問でございます基本構想審議会の今後の中間答申の見通しなど、スケジュール等につきまして御答弁申し上げます。

当初の予定では、今月開催されます第5回の審議会におきまして中間答申をいただき、その内容を議会に報告申し上げまして、その後、1月にはパブリックコメントの実施、2月に最終答申ということで進めてきております。ただし、委員からの積極的な御意見、御提案によりまして、議題等がふえている状況などがございます。

したがって、今月15日に予定しております会議で、審議が尽くせない場合もございます。その折には市議会の御意見も踏まえた上で、中間答申以降のスケジュールを変更させていただくことにしております。基本構想審議会の関連につきましては改めて全員協議会等で報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○15番(大野聰君) 御答弁ありがとうございました。幾つか再質問をしたいというふうに思っていたんですがお昼までにあげたいということで、ここでは要望事項について何点か申し上げたいと思います。

まず予算フレームですが、確かに行政大綱推進計画の中で190億ということをおうたわれております。この額そのものがですね、この福生市の人口財政歳入状況とか行政需要含めて、適正かどうかということについては私もわかりませんが、いろいろな中で190億というふうに目標を定めたということで、基本的にはこれを遵守するということが大事だと思います。

ただ先ほどの御答弁いただきましたように、19年度決算、経常収支比率が9.8%ということで、非常に厳しいというか新規施策がなかなかできないような状況になっているわけですので、当然、今後実施するためには、新たな財源を求めるなり、フレームをふやさなくてはいけないということが当然あると思いますが、この辺については十分精査をしてやっていただきたいと思います。

次に、何回も申し上げます「五つの元気」につきましては、先ほど申し上げましたようにいくつか姿を現して来たと思います。いまワーキングチームでいろいろ検討されているということですが、十分な財政計画、それからスケジュールによって今後進めていただきたいと思っております。なかなかすぐに実現が困難な事項があると思っております。ただ市長の任期あと4年間とかあと正確には3年半ということになるんですかね。任期中にやはり道筋をつける政策があつていいのではないかと思いますので、じっくり時間をかけて検討していただきたいと思っております。ただ、我々としたら20数項目、ぜひ全部やっていただきたいという思いがありますが、全体の中でのやりくりの中で、ぜひお願いしたいと思っております。

その中で、御答弁いただいた重点施策について幾つかあげていただきました。これについても個別的に再質問いたしません。最初に御答弁いただいた義務教育就学児の医療費助成制度の負担金については、現在東京都が案を示され、副市長会、市長会等でいろいろ議論されているようでございます。ただ制度の中では、外来通院一回200円とかという中身もあるようですが、市長も予算の中で真っ先に取り上げた制度でございますので、東京都の制度を超えた福生の独自色といたしますか、加藤色を出した東京都の案よりさらに上回ったですね、制度の発足を強くお願いするものでございます。

二つ目の町会長等建設費補助金の見直しの件については、なかなかこの問題も厳しい状況があるのではないかなと思っています。ただ、前回いろいろ資料いただいた中で、昭和30年代に建てられた町会独自の会館がまだまだあちこちにあります。当然いろいろ耐震性の問題なんかもあると思うのです。そういうことも、独自の視点で配慮していただくような方法も使用なのかなと思っていますので、その辺も含めてぜひお願いをしたいと思います。

それから、中小企業振興対策については、融資のことについていろいろ御検討いただいているということですが、後ほど私も正和会の同僚議員が質問させていただきますので、この問題については、ぜひ真剣にお取り組みいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから口腔がん検診の予算のことですが、これについては、歯科医師会とも十分御協議いただいて、毎年健康の日に歯科医師会の方で積極的に何年も取り組んでいただいているわけですが、このへんについては、十分そごのないような形で進めたいというふうに思っています。

そのほか、幾つかお示しいただいた検討中の事項がありますが、そういうものを含めて、さらに上回った中身を実施していただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

それから、国保財政の方については、確かに制度上の問題ありますし、これが広域的な国保制度につながるという問題も当然出てくるんだと思うのですが、それにこれがいつになるのかちょっとまだわかりませんが、これに移行がスムーズにいけるような方策も必要だろうと思いますし、当面の組織としてどうするか、保険税の改定の問題なんか市長在任中にすぐっていうわけにいかないかもしれませんが、どうしていくかということもみんな議論して、やはり市民の皆さんにもですね、十分な御理解をいただくようなことで施策を進めていっていただきたいと思います。

それから最後に、基本構想の策定についてでございますが、これについては審議会の委員が一生懸命と言うか、熱心に御議論いただいているということでございます。

数年前に市長の方から議会との関係のフローチャートをお示しいただいたこともあるわけですが、ややもすると、この間いろいろ市民参加という名のもとに、どうも議会軽視みたいところが若干見受けられたわけですが、この辺については十分今後議会の意見、中身についてはお示しいただいて、十分議会の意見もお聞きいた

だくようにしつこくお願いして恐縮でございますが、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 11時10分まで休憩といたします。

午前10時59分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。5番、乙津豊彦君。

（5番 乙津豊彦君質問席着席）

○5番（乙津豊彦君） 御指名をいただきましたので、さきに通告いたしました一般質問をさせていただきます。

私の質問は3項目、大きくございます。1項目目は「五つの元気」と地方分権について、2項目目は福生南公園について、3項目目は地域でつくる学校について質問するものでございます。

それでは1項目目の「五つの元気」と地方分権について、まず1点目、地方分権に伴う事務事業についてお伺いいたします。地方分権改革については、平成5年の地方分権推進に関する決議から始まり、平成7年に地方分権推進委員会を発足し、第5次に及ぶ勧告が行われ、平成12年に地方分権一括法が施行されたと認識しております。ここまでがいわゆる第1次地方分権改革であります。その後、平成13年に地方分権改革推進会議が発足し三位一体の改革が行われました。現在、第2次地方分権改革を迎え、平成19年には地方分権改革推進委員会が発足しています。地方分権時代における市政運営につきましては、この議会においても過去に先輩議員が一般質問されており、市も変革に対応すべく方策を練っておられるのが明確化されております。

一方、広報ふっさ11月15日号では、平成16年度から今年度まで40人の職員を削減したと報告されています。少ない職員数で同じサービスを提供することは行政改革の観点から評価されると思います。

市長は就任時の所信において、いよいよ地方分権改革も第2ステージに入ってきたと強く感じると述べておられます。近々国や東京都から権限委譲できる事業がはっきりしてくると思われれます。市民としては、東京都の窓口で手続きをしていたものが市役所の窓口で済めばこれはありがたいと思います。地方分権一括法が平成12年に施行されたのに伴い、国や東京都から当市に権限移譲された事務事業が多々あったと思われれますが、第2期地方分権改革で権限移譲される事務事業はどの程度の規模になる見込みかお聞きいたします。

次に2点目、スリムな市役所の実現策についてお伺いいたします。地方分権一括法の施行により機関委任事務が廃止され、地方公共団体が国と対等の立場であることを前提に処理する事務としての法定受託事務に位置づけられました。これらは権限委譲により新たな事務がふえたわけではなく、地方自治体が自主的に事務を行うようになったと位置づけ、目立って作業量がふえたとは言えないと思われれます。

したがって、前市長が目指した市政を実現することにより達成できたものと思われます。しかし今後、権限委譲される事務事業が増加することになった場合、市長が考えておられるスリムな市役所を実現するために、どのような方策を考えておられるのかお聞きいたします。

2項目目は福生南公園について、まず1点目、護岸復旧工事の進捗についてお伺いいたします。4月の仮開園は、流された護岸部分にくいを打ち、針金で策をつくって人が河川敷に入れないようにして実施されました。駐車場は32台しか確保されておらず、天気のよい休日などは満車のため公園に入れない車を見かけます。護岸復旧工事は国土交通省の緊急災害復旧事業として平成20年度内に完成の予定で計画がなされています。雨季を過ぎたにもかかわらず、目に見えた工事は始まっていません。説明によると請負業者が倒産したため、国土交通省で対応を検討しているとのことですが、平成20年度内の完成は可能なのだろうか心配しています。そこで、その進捗状況についてお聞きいたします。また、市は京浜河川事務所に対して、多摩川河床改修について要望を出されています。これは下流の昭和堰に土砂が堆積しているため、南公園付近が洪水に見舞われるのでこの対策をお願いしたものです。その対策の一環としてでしょうか、南公園下から土砂を搬出するとのことですが、この工事との関係についてもお聞きいたします。

次に2点目、護岸復旧工事完了後の全面開園への計画についてお伺いいたします。

平成21年3月までに国土交通省による護岸復旧工事が完成したとして、全面開園に向けての計画はいかになっているのでしょうか。自然保護からの考えと公園及び河川敷の有効利用の観点から種々の対応が考えられると思われます。今後の計画並びに検討の進め方について説明をお願いいたします。従来あった公園内の自動車道路、駐車場の設置等に対するお考えもお聞きいたします。

3項目目は地域でつくる学校についてでございます。まず1点目、学校経営に期待する地域力についてお伺いいたします。

公立小中学校のよいところは地域とともに学校をつくることのできるころにあると考えていますが、学校経営という観点から期待される地域力とはどのようなものとお考えでおられるかお聞きいたします。

地域力という言葉をよく聞きますが、町会・自治会や老人クラブなどの集まりを対象に考えやすいと思います。一方では、個人中心の社会に移行しつつあり、これら、つまり町会自治会や老人クラブの集まりも縮小傾向にあります。地域に住んでいる力のある個人を見つけ出す努力も必要になるのではないかと考えているところです。

次に2点目、地域への情報提供に対する考え方についてお伺いいたします。

9月定例市議会での御答弁にありました学校地域子ども支援室の開設及びホームページの活用に関する諸策、ホームページ改善重点支援校の設定やホームページ作成研修会の進捗状況についてお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長（加藤育男君） 乙津議員の御質問にお答えいたします。

初めに「五つの元気」と地方分権についての1点目、地方分権に伴う事務事業についてでございますが、現在国において、地方分権改革推進委員会が設置され、地方分権改革推進計画の策定に向け検討がされているところでございます。既に第1次勧告が政府になされ、今月上旬の第2次の勧告に向けて現在審議中とのことでございます。この勧告の第1次分で、都道府県から基礎的自治体である市への権限移譲を行うべき事務が示され、その数は359の事務でございました。これらは指定都市や中核市を含めた数で、福生市の場合はおよそ250の事務となる予定でございます。

主な内容といたしまして、福祉施設などの基準等の見直しや都市計画の策定、決定に係る都への同意の廃止なども権限移譲の方向性、市町村の自治権拡充を図る諸方策が勧告されました。今後平成22年3月までの地方分権改革推進委員会の設置期限までに、政府は地方分権改革推進計画を策定するとともに、権限移譲を法定化するための新分権一括法を制定し、具体的に市への移譲が進んでまいります。そういたしますと、市の事務量は当然増加していくこととなります。そのような中で、スリムな市役所をどのように実現していくかという2点目の御質問でございます。

これには今まで以上に最小の経費で、最大の効果を上げる組織づくりと経営の合理化に努めることが必要となってまいります。議員のお話にありましたように、行政改革により、ここ数年職員を削減しております。これは指定管理者制度の導入や行政事務のアウトソーシング、その他職員の努力により、行政サービスを低下させることなく限られた人員の中で事務を進めてきた成果であると思っております。しかし、分権型社会における行政運営においては、従来からの手法による仕事の進め方、あるいは組織編成では多様化する市民ニーズや社会環境、構造の変化に対応できかねるとの思いもございます。また、分権型社会の行政改革のあり方を研究する必要も感じておりますので、平成22年度を初年度とする第5次行政改革大綱の策定の中で、分権時代にふさわしい、スリムな市役所の方向性を示していきたい。そういうふうにご考えておるところでございます。

次に、福生南公園についての1点目、護岸復旧工事の進捗状況についてでございますが、福生南公園は、平成19年9月6日夜に上陸した台風9号の影響により、甚大な被害を受けました。その後公園内の普及については、国土交通省の災害復旧事業の指定を受け、グラウンドやゲートボール場等の復旧工事を平成19年度内に完了させ、流出した護岸部分等危険箇所につきましては、川への侵入防止のための柵をつくり、公園利用者の安全確保を図り、本年4月12日に、仮開園を実施したところでございます。そこで、御質問の護岸復旧工事の進捗状況でございますが、先日11月20日に、国土交通省京浜河川事務所長が来訪され、南公園の護岸復旧工事と併せて南公園下流付近の土砂搬出についての近況報告がございました。

まず、護岸工事の件でございますが、一度請負業者を決定いたしました。その業者が10月初旬に倒産しましたことから、今回は2社の業者を決定し、当初予定の平成21年3月末までの工事を完成させる予定との報告がございました。また、土砂の

搬出につきましては、3カ所の護岸工事に土砂を使用する予定でしたが、今回は立川市富士見町の護岸工事で使用する約9600立方メートルを1月末日までに搬出すること、今回搬出できなかった土砂につきましては、平成21年度工事予定箇所で使用していきたいとの報告がございました。このため市といたしまして、南公園付近の河床の上昇を防止するための昭和堰の改修を早期に実施していただきたいことと、今回搬出できなかった土砂やさらに上流側の河床の土砂搬出を実施していただくよう強く要望いたしましたところでございます。

次に、2点目の護岸復旧工事完了後の全面開園までの計画につきましては、現在、仮開演の状態で、市民の皆様には御心配をおかけしております。全面開園は、先ほど御説明いたしました国土交通省の護岸復旧工事の竣工後に現場を確認いたしまして、計画を立ててまいりたいと考えております。現在庁内の公園整備計画策定プロジェクトチームで検討しておりまして、当公園が多摩川河川敷沿いの公園であり、河川計画上は遊水池との位置づけであることを考慮いたしますと、今後も台風等の災害被害はあり得るとの観点に立ち、最小の投資で最大の効果が期待できるようにと考えております。また、先日の福生市環境審議会におきましても、同様な趣旨の御意見もいただいております。いずれにいたしましても、護岸復旧工事の完成を待つて新しい護岸と南公園の位置関係等を確認した後に、議会や市民、各種団体の皆様の御意見を十分時間をかけてお聞きする中で、公園改修方針を作成し、広報やホームページを通して市民の皆様にご説明をし、全面開園を目指していきたいと考えております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で乙津議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 乙津議員の御質問にお答えをいたします。

地域でつくる学校についての1点目、学校経営に期待する地域力についてでございますが、御質問のお答えをいたします前に、学校と地域との関係につきましての認識について申し述べさせていただきます。

平成18年12月の教育基本法の改正では、新たに第13条におきまして、学校、家庭及び地域住民、その他の関係者は「教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」と規定をされました。

このことは近年、家庭や地域の教育力の低下を踏まえた対応が十分でなかったという反省に立って定められたものでございます。あわせて学校教育法及び同法施行規則の改定におきまして、児童生徒が規範意識や公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参加をする態度や、伝統と文化を尊重しそれらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を義務教育の目標とすべく規定をいたしているところでございます。

教育委員会におきましてもこうした観点を踏まえ、福生市教育推進プランの中で、学校教育と社会教育との一層の連携協力体制のもと、学校家庭地域が一体となった教育に努めることを掲げているところでございます。具体的には教育課程の編成の際に、

地域の伝統文化活動やさまざまな学習活動におけます展開の中で、地域人材の活用をより一層推進するための組織づくりや、教育課程の編成を進めているところでございます。また、学校評価につきましては、このたび福生市立学校の管理運営規則の改正を行い、その位置づけと責任を明確にしているところであります。学校評価は学校の経営計画とともに、学校の自主性・自立性を高め、特色ある教育を進めるとともに、家庭や地域との連携により心身ともに健やかな児童生徒の育成を図る観点から、積極的な活用を図ることといたしております。そのために教職員の行いました自己評価の結果を保護者、地域住民などの学校関係者がさらに評価をすることで、継続的な改善を図るシステムといたしているところでございます。

さて、御質問の学校経営に期待する地域力につきましては、地域の持つ力が地域内に所在する学校に対して、教育的・社会的支援として発揮されることと理解いたすものでございます。このことは学校経営の視点から考えてまいりますと、学校が地域における信頼関係を基軸にいたしまして、学校と地域との関係をそれぞれ単に独立した関係としてとらえ教育活動を展開するのではなく、地域と学校は子どもたちの育成という視点で共通の価値を持ち、日常的な意思疎通を図り、水平的なパートナーシップとして立場を確立していくことであると考えております。その上で、学校と地域との信頼関係の構築には、学校からの積極的な情報提供が重要でございます。すなわち学校が地域に開かれ、家庭や地域社会と一体となって子どもを育てていくために例えば学校日より、学年日より等の定期的な発行や、どなたでも参観できる学校公開日、または学校公開週間の設定、各学校のホームページの内容の充実、あわせて学校の教育目標、教育計画、活動状況等、保護者のみならず地域住民の皆さんにも積極的に開示提供し説明することが重要でございます。

今後とも各学校の教育課程を初め、児童生徒の育成の視点でより積極的、計画的に、そしてより効果的に地域力を学校の中で発揮できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

御質問の2点目は、地域の情報提供に対する考え方につきまして、学校地域子ども支援室、学校ホームページの改善重点施策、ホームページ作成研修会等に関しまして本年9月の第3回定例市議会の答弁以降の進捗状況についてお尋ねをいただいているわけですが、まず教育委員会といたしましては、事務局内に学社融合の検討会を設置し、活動の理念、具体的な展開の内容などを検討いたしているところでございます。また、学校内には現在学校地域子ども支援組織といったようなものを小学校2校において取り組むべく準備を始めております。今後、市民が参画する教育の実現を促す取り組みとして広めていただければというふうに考えてございます。

次に、学校ホームページ改善重点施策、ホームページ作成研修会についての進捗の状況等でございますが、学校ホームページ改善重点校を福生第5小学校といたしまして、重点的に改善に努めてまいりました。

具体的には情報教育担当者により、このところ2週間に一度程度更新をしており、比較的改善が図られているものと認識をいたしております。他の学校におきましても

写真など多く掲載をし、ビジュアル的にもかなりの改善に至ったと考えております。

しかし、コンテンツの内容や更新の頻度並びに地域の方や保護者に対しての学校情報の発信としてはまだまだ学校差もあり、不十分な点もありますので、今後もさらに内容の充実に努めてまいります。なお、ホームページ作成研修会につきましては、年度内に市内各学校の情報教育担当者を対象に、学校に配備しておりますパソコンのソフトウェアの業務管理委託をしております事業者を講師として研修会を行い、学校からのさらなる情報発信に役立ててまいりたいと考えております。

以上、乙津議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○5番（乙津豊彦君） 市長並びに教育長からの御答弁ありがとうございました。それでは2回目の質問を行わせていただきます。

1項目目の「五つの元気」と地方分権についてでございます。

まず、1点目の地方分権に伴う事務事業についてですが、国から市に移譲される事務はさておき、都道府県から市町村に移譲される事務については、都道府県によりかなりの温度差が感じられます。先月朝日新聞に、地方分権についての都道府県の温度差について記事が掲載されておりました。そこで、引き合いに出された広島県三次市は全国から注目を集めているとのことでございます。

広島県のホームページを見ますと、県から、市、町、すなわち「基礎自治体への事務権限の移譲について」とのタイトルで、市、町ごとに権限を移譲した事務が一覧となって公表されています。その内容は移譲時期、県の移譲元と市、町の移譲先、履行などです。件数は約100件を超えていると思います。未確認ですが、すべての市・町のフォーマットも同じであることから、また、各市・町のホームページにも同じものが掲載されていることから、広島県がまとめて報告しているように見受けられます。

広島県では平成19年6月4日から、旅券すなわちパスポートの窓口は、市・町に移りましたと広報しております。外務省のホームページでも確認できます。その他には岩手県、岡山県でもパスポートの窓口については移譲が既に行われております。パスポートの申請には、住民票の写しと戸籍謄本、抄本が必要であり、市役所で申請できればワンストップサービスが可能であります。まだ、実施したケースが三つの県のみであることから、これからという感じもしないではないのですが、ぜひ実施してほしい事務の一つであると思っております。

一方、東京都並びに福生市の情報を見つけましたが、とうとう発見にいたりませんでした。東京都では国から都への移譲について、昨年11月に発行した冊子を公表しております。東京都がこのような状況では、市としても明確化できないと思いますが、今後このような情報を市独自でもまとめていただけないでしょうか。

2点目の、スリムな市役所の実現策に関しましてはわかりました。市長答弁にありました新分権一括法は、平成21年度末に国会に提出される計画と聞いております。また、市の第5次行政改革大綱も平成22年度を初年度と御答弁にありました。

したがって、相当短期間に対応を検討する必要があると思われれます。東京都はその冊子の中で、平成元年度に比べ平成18年度までに54%まで職員数を削減したと報

告しております。先日、西多摩建設事務所長の話を伺ったのですが、その中で、人が減らされたのでという言葉はよく出てきました。その中には、市レベルで事業の一部を進めてほしいとの気持ちがにじみ出ていました。正式に事務事業が移譲されると市の負担はふえると予想されるところであります。先ほど引き合いに出しました新聞報道で、三次市の吉岡前市長は、合併の目的の一つが分権の受け皿として基盤整備でした。「合併で職員数もふえ組織も大きくなったんだから、住民に便利になった合併してよかったと実感してもらえるように分権を進めた」と述べておられます。目標なのか結果なのかわかりませんが、ことし視察研修させていただいた滋賀県高島市においても同じような思いを感じ取れたところがございます。ちなみに高島市も5町1村が合併してできた市になります。つまり、地方分権は合併市には目標や手段の一つとして利用できる制度ではないかと思うのであります。しかし当市は、この新分割一括法は現在の規模で対応するしかないだろうと思われまます。スリムという言葉だけを単に規模を小さくするという意味だけにとらえず、増加する事務事業を従来規模以下でこなすという観点から、知識集団としてのレベルアップを図られるよう期待しているところがございます。財政面の移譲も明確化されていない中で、市長もワーキングチームを発足して検討中と思われまますので、ここではお聞きしませんが、その中心となる企画財政部としての意気込みをお聞かせいただければと思います。

2項目目の福生南公園についてですが、1点目の護岸復旧工事の進捗状況について護岸復旧工事はどうにか始まるようですが、6カ月の工期が4カ月に縮まるわけです。そこで、国土交通省は業者を2社にふやし、来年3月末の完成を保障するとのことですね。さらに、土砂の搬出も同時に行うようです。このように、工事が従来に比べ過密すると思われる中、利用者に対する影響はないかをお聞きいたします。

また、土砂の搬出については、当初約4万3000立方メートルであったものが約9600立方メートルを1月末までに行うことになりました。このことに関して、当初一日最大300台のダンプカーが南公園入り口から出入りするとの報告がありました。この件につきましてはどうなのでしょう。搬出先が立川市富士見護岸工事のみとなったわけですが、ダンプカーの排出経路はいかがになるかお聞きいたします。

また、近々工事は始まると思われまますが、詳細なスケジュールは公表できるでしょうか。

次に、2点目の護岸復旧工事完了後の全面開園への計画について、南公園一帯は遊水池として位置づけられているので、台風などにより被害をこうむるのは仕方がない。そのため公園施設としては冠水しても被害が最小限になるよう、また、復旧に費用、時間がかからないよう設計されていると認識しているところでありまます。そもそも遊水池とは、洪水時の河川の流水を一時的にはんらんさせる土地のことであり、下流の水害を軽減する目的で河川に設置されるものであると認識しております。下流の昭和堰が流水をとめる役目を果たしていると思われまます。遊水池に一時的に蓄えられた水は下流の洪水がおさまった時点で徐々に放水することにより、下流のはんらんを防ぐと認識していますが、昭和堰にそのような役割が与えられているのでしょうか。昨年

9月の台風9号ではとても遊水池の役割を果たしているとは思えなかったところであり、遊水池としての機能を果たすためには、堆積した土砂のしゅんせつは必要ではないかと思っておるところでございます。この点につきましては、またの機会に質問させていただくとして、御答弁にありました護岸復旧工事完成後の南公園の全面開園に向けての大まかなスケジュールはお答えいただけるのでしょうか。この場で御答弁できないのであれば、いつごろまでにスケジュールを公表できるかを教えてください。

南公園は市民のみならず、大勢の方が利用していた公園であります。昨今、駐車可能台数が少ないためか利用者が少ないようにも感じられますが、護岸復旧工事が完成した際には、完全復旧への希望も高まってくると思われれます。また、環境面で自然保護の意見が出る中、広い土地が少ない我が市では貴重な施設として公園内に野球場を含みスポーツ施設の設置を望む意見も根強いと思います。そのような観点から水平展開を行い、都市建設部のみならず生活環境部、教育委員会等とも連携して、市民が納得する公園整備をお願いしたいと考えるのですが、いかがでしょうか。

3項目目の地域でつくる学校についてですが、1点目の学校経営に期待する地域力とは、「地域が教育におけるその役割と責任を自覚する必要がある」これは法が定める内容ですが、実際問題としてこの地域とは何を指すのでしょうか。従来であれば町会・自治会加入率が70%を超え、これに老人会、子ども会などを加えればまさに町会・自治会すなわち地域であったような気がいたします。したがって地域に働きかけるためには、町会・自治会に頼めば用は足りたわけですが、しかし、個人中心の社会に移行しつつあり、玄関はオートロックされたマンションからまちの一角が塀で囲まれ、警備会社が常時警備するセキュリティー中心の町の開発も進んでいると聞いております。そのような社会情勢の中で、地域の目を学校に向けるには大変な努力が必要と考えられます。地域の役割と責任とは何かはさておき、学校側からそれらを提起する必要があるのではないかと考えているところです。それには御答弁にあるとおり、学校から積極的に情報を流す、積極的に学校公開を行うなどしか手はないのであろうかと考えております。現在すべての学校が学校だよりを町会・自治会を通して回覧していると聞いております。しかし、私が住んでいる学区の小学校、中学校とも、学校だよりの中に地域の話題は少ないですし、ましてや地域へ学校から積極的な提起は少ないと思われれますので、指導室はどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

次に、2点目の地域への情報提供に対する考え方について、まだ始まったばかりの施策について無理にお聞きした感がありますので、成果に期待するとだけの述べさせていただきたいと思えます。学校ホームページについては何度か質問をさせていただきましたが、小学校において温度差はあるにせよ確実に前進していると思われれます。何よりアップしている情報が平成20年度の情報になっており、6小のホームページには給食のメニューまで載っており、毎日写真が更新されているようです。しかし、全体的にはその内容に訴える力が欠けていると個人的には感じているところです。中学校においては開設できたという段階を出ていないところも見受けられます。ホームページを使って伝えたい情報を発信し続けるには大変な努力が必要であります。学校

経営者である校長あるいは副校長が月に数回、考えるところを書き込むだけで購読者がふえるのではないのでしょうか。ホームページに記事を載せるのに、ITの知識力は不用と考えております。御答弁で第5小学校が学校ホームページの改善重点校と位置づけ、改善を図ってきたとのことですが、現状は満足できるものとは言いがたいと感じています。以前はアップされていたと思われる学校だよりがなぜか現在消えています。また学校経営計画のリンクもわかりにくいような形になっていると思っております。これも御努力いただき改善されることを期待し要望とさせていただきます。

以上で2回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、私からは地方分権に伴う事務事業についてとスリムな市役所の実現策についての2点の再質問について答弁させていただきます。

初めの都から移譲される事務事業の関係でございますが、これは事務事業が明らかになった場合の情報提供ととらえて答えさせていただきます。

この点につきましては、今後都から移譲される事務事業が明らかになった時点で市において整理し、広報あるいはホームページ等でお知らせをさせていただきたいと考えております。

次に、2点目のスリムな市役所実現策については、今後事務事業は増大していく中で、どう対処していくか企画財政部の意気込みということでございますけれども、市ではこれまでも地方分権や国・都のさまざまな制度改正に対応するため、職員数や事務事業の見直しを行いながら、市の行政改革を進めてみたところでございます。今後につきましても、事務事業の移譲や財政面の移譲等が行われる中で、移譲される事務事業の内容を点検し、事業の仕分けなどを検討・精査する中で、増加する事務事業に対し職員のレベルアップに努めますとともに、できる限り組織職員数等が肥大化することがないよう一層の行政改革を進めてまいりたいと考えておりますが、現実的にはかなり厳しい環境になるであろうとの認識を持っております。したがって、企画財政部だけではなく、全庁で一丸となって頑張っていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） それでは、私の方からは2項目目の福生南公園についての再質問にお答えします。

1点目の護岸工事の御質問でございますが、護岸工事と土砂搬出によります南公園の利用者に対する影響でございますが、数カ月間に三つの工事が集中して実施されわけでございますので、利用者に対しまして影響はないとは言えませんので、公園の占用許可をする条件として、まずは公園利用者の安全を第一に確保することを目標に進めていきたいと考えております。

次に、土砂搬出台数と搬出経路ということでございますが、まず土砂搬出台数でございますが、最終土砂が約9600立方メートルとなったとのことでございますので、ダンプ1台5立米としますと、大体1日以降500立米ぐらいが限度かなというところで、土砂の搬出台数は1日最大で102台のダンプトラックが南公園の入り口から

出入りすることが予想されています。きょう現在まで請負業者との詳細な打ち合わせはしていませんが、1月までには搬出終了できるような協議をしまいたいと考えております。また、搬出経路につきましては、南公園入り口を右折しまして、内出の交差点を右折して、立川バイパス方面になると思います。なお、搬出の時間帯でございますが、ダンプトラックは通学時や朝の通勤ラッシュの前に現場に入ってくださいまして、搬出時間帯は朝の8時半以降から搬出するような協議をしていく予定でございます。また、午後の児童の下校時には、交通安全に十分注意するような形で強くこれも要望していきたいと考えております。

次に、護岸工事完成後の全面開園までのスケジュールでございますが、国土交通省の護岸復旧工事が終了後の公園の状況を一度見させていただいて、平成21年度は議会、市民各種団体の皆さんの御意見をいただき、十分時間をかけて改修計画を策定していきたいと考えております。また、この改修計画に基づきまして、京浜河川工事事務所に河川法の占用手続をする期間までを1年間として考えております。翌22年度には設計工事を予定いたしまして、全面改修予定は平成23年の4月を考えております。また、市民が納得するような公園づくりの前提といたしまして、横断的な取り組み方法をしていくか、とのことでございますが、これは全庁的に関係する部署との連携が必要でございますので、整備計画を取り組みたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上答弁とさせていただきます。

○参事（川越孝洋君） 学校からの情報提供につきまして、指導室の認識、見解ということでございますが、学校から地域にお住まいの方々の情報の発信につきましては、御指摘のようにいわゆる学校だよりも1番多いわけでございます。

私どもが掌握しております限り、その配布先や配布の仕方につきましては、市内全校ともに月に1度ぐらいの頻度で代表のお宅を直接訪問いたしまして配布をお願いし、地域の掲示板の掲示だとかあるいは回覧などをお願いしているところでございます。

問題は議員御指摘のように、その便りの内容におきまして、情報発信する意義や価値をきちんととらえた、関心の高まるものであるのか否かと言ったようなところが重要であろうかというふうに考えております。この点につきましては、学校による差も感じているということを実感しているところでございます。また、学校と地域の双方向からの交流を図るには、事あるごとに学校の教職員が地域に出向きまして、日ごろからのおつき合いをさせていく中で、情報の収集や発信もより多様化するものと考えております。今後とも教育長答弁にございましたように、学校経営の重要な観点から、学校が地域における信頼関係を基軸といたしまして、真に学校が地域に開かれ、地域家庭や地域社会と一体となって子どもを育てていけるよう全力を傾注してまいり所存でございます。

以上答弁とさせていただきます。

○5番（乙津豊彦君） 御答弁どうもありがとうございました。

何点か要望等を述べさせていただきます。1項目目の「五つの元気」と地方分権で

ございます。

市長は所信の中で「民間で培った発想を取り入れまして、既存の事務事業を見直し、点検をさらに行い、行政が直営で行うものを精査し、事務事業のアウトソーシングを進めてまいります。市民サービスの低下を招くことなく、こうした取り組みにより財政上の負担を減らし、市役所に元気を与えたいと考えております」と述べておられます。御答弁にもありましたが、まさに新しい形での行政改革が必要とのお考えのようでございます。

先日行われました定例記者会見において、今年度末に定額給付金の支給が行われることになった場合の見解を述べられておられました。やることになったらやるしかないとお考えだと思いますが、麻生総理はまさに地方分権なのだから市が独自に実施すればよいとおっしゃっておいでだと思います。法が制定されてから実施までの期間が極端に短い事業と予想されます。これにおいては、斬新なお考えで実現していただきたいと思っております。

また、企画財政部長の意気込みもお聞かせいただきました。都から移譲できる事業が明確になった時点で、広報あるいはホームページでお知らせいただくということでございます。これについては、タイムリーに情報を発信していただけるようお願い申し上げます。また、全庁あげてこの問題に取り組むたいという意気込みのようでございます。市長のワーキングチームでも話題になるかどうかわかりませんが、この点につきましては御検討をお願い申し上げます。地方分権改革委員会の第2次勧告が近々出されることになっているこの時期に、このような質問を行うのは時期尚早だったかもしれないと思いますが、先ほど申し上げましたように、検討期間は実質1年ほどしかないと思います。市長の公約でもあります元気な市役所を実現していただきたいと要望いたします。

2項目目の福生南公園についてですが、工事が12月中旬にいよいよ始まるようでございます。

冬とはいえ公園の利用者は多いですし、また「たまりバー50キロ」という都の考えが実現化し、遊歩道を歩いたり自転車で走ったりする市民、都民がふえてきていると思われまます。このコースは直接この工事に接しないと思われまますが、興味を持つ方もいらっしゃるかもしれません。また、土砂搬出の公園出口は、第五小学校、第三中学校の通学路の一部になっております。当初の説明では、児童生徒の登校時間を考慮して朝8時半までは搬出しないなどの安全対策を聞いておりますし、先ほどの部長答弁でもこのような計画等をお伺いいたしました。一方下校時間につきましては、ふっさっ子の広場が始まってから、分散傾向にあると聞いております。しかも陸橋東詰め交差点の信号は時間差方式であり、公園から出る車用信号が青のときに、田園通りからの進入は規制され、この間歩行者用信号は青になります。つまり、公園からの工事用車両と歩行者が同じタイミングで通るわけです。交通誘導員を配置していただけるとは思いますが、安全には留意くださるよう要望したいと思います。

また、公園復旧の大まかなスケジュールをお答えいただきました。1年かけて意見

を聞きその後設計に入り、平成23年4月全面開園の予定とのことでございます。ぜひ市民の意見を聞き、また、議会でも御説明をいただき、よりよい公園にしていきたいとお願い申し上げます。

3項目目の、地域でつくる学校についてですが、教育委員会が考えておられることは理解いたしました。

9月定例市議会に続いての質問になってしまいましたが、新しい制度を根づかせるためにはしつこいくらいお聞きする必要があると思っております。学校は教育委員会の御指導により制度を理解し実践されると思いますが、地域住民は何らかの手段により、学校すなわち校長が思うところを伝え、御理解いただく以外手はないと思っております。来年度末には地域住民、まずは学校評議員になろうかと思っておりますが——による学校評価も始まると思われまゝ。学校評議員を委嘱されている身としましては、まだまだ学校が目指している目標、校長先生が考えておられるところを100%理解できているとは言いがたく、少々焦っているところでございます。そのようなことから何度も質問させていただきましたが、真に開かれた学校を目指し、情報発信にも御努力いただきますよう要望いたします。

少々早いですが以上で私からの質問は終了させていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩といたします。

午前11時56分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。1番、武藤政義君。

（1番 武藤政義君質問席着席）

○1番（武藤政義君） 御指名をいただきましたので、先に通告させていただきました内容に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は大きく分けて2項目でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、子育て支援について質問をさせていただきます。

少子高齢化が進む昨今、本市においてもさまざまな対策を講じることと思います。今後、高齢者の方々がふえていく中、少子化に歯止めをかけるということによって高齢者の方々が全体の占める割合が減っていく。そのことによって、少子高齢化を緩和することができる。一般的に考えればこういうことであると思います。しかしながら、子どもをふやすための施策というのはなかなか難しいものでありますので、今後問われていくのは子育て支援策により、お母さん方に安心して妊娠、出産していただくことを目指すべきであると考えます。

市民の方々、特に若いお母さん方にお話を伺うと、第2子以降の出産については、時間がない、お金がない、余裕がないなどの言葉が聞こえてきます。私はこれらの言葉が意味するところは、子育てに関して安心感がないということであると考えます。

市としましては、さまざまな施策を用意し、多岐にわたって市民の方々に提供しておりますので、それらのサービスをさらに広く周知していただき、より一層の充実を

図ることによって多くの安心感を提供できることと思います。安心して子育てができる環境のもと、市内に多くの子どもたちの笑顔があふれることは、市民の方々にとっても願いのひとつなのではないでしょうか。

そこで1点目としまして、現在、福生市が行っている次世代育成支援行動計画における施策の内容について教えていただければと思います。これは平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法によって、すべての自治体及び300を超える企業が義務づけられたため、福生市としても同様に策定され、平成17年度より進められていると伺っております。この施策内容と家庭と地域における子育ての支援についてお尋ねしたいと思います。

2点目としまして、乳幼児に関連した保健事業について教えていただければと思います。パパママクラス、離乳食教室、子育て教室、育児相談等の事業では親御さん方に具体的な支援を行っているとのことですので。それらの事業内容と成果についても教えていただければと思います。

3点目としまして、資格証明書の交付状況について教えていただければと思います。厚生労働省が本年10月30日、国民健康保険の保険料、保険税を滞納したために、保険証に変わる資格証明証を交付された世帯が全国で約33万世帯にのぼり、この中で中学生以下の子どもが3万2903人いるとの調査結果を発表しました。このようなことを聞きますと、福生市内で資格証明書が何世帯に発行されているのか。また、このことによって、福生市内にもしっかりと医療を受けられない子どもがいるのではないかと心配になるところであります。そのあたりについて御説明いただければと思います。

次に、福生市制40周年記念事業及び第60回福生七夕まつりへの取り組みについて御質問をさせていただきます。平成22年のことですのでまだまだ先のことでありますが、現時点で市長がどのようなお考えを持っているのかということをお聞かせいただければと思います。

40周年、第60回というのは、記念事業を行えるチャンス的一年であるというの言うまでもありません。そのチャンスをどのように生かしていくのか、ということ考えると、これからの1年間が大変重要になってくると思います。やり方の工夫次第で得られる効果は無限大であり、また、その方向性も多岐に渡っていると考えてよいでしょう。私個人の考えを申し延べさせていただきますれば、このような記念行事を通して、市民が福生市のことをより深く認識し、より大きな愛着を持つことができると考えております。そういった考えのもと、1点目としまして市制30周年記念事業、第50回福生七夕まつりの実績と成果について教えていただければと思います。

2点目としまして、加藤市長の思いとしていくらかでも決まっていることがあれば教えていただければと思います。

以上でございます。御答弁のほどよろしく申し上げます。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 武藤議員の御質問にお答えいたします。

子育て支援についての1点目、次世代育成支援行動計画における施策内容についてでございます。

子育て支援の事業計画につきましては、国において次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が公布され、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画の策定が義務づけられたところでございます。このことから、市におきまして平成16年度に策定した第3期福生市地域福祉計画に含まれる形で次世代育成支援行動計画を策定したところでございます。この行動計画は、平成17年度からの10年間を計画期間とし、前期と後期に分けた形としておりまして、子育ての喜びが実感できるまちを基本理念とし、次世代を担う子どもたちが家庭や地域の中で、愛着と人への思いやりをはぐくみながら、明るく健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるまちづくり、人づくりを目指すとしております。

さらに、子どもの豊かな人間形成を支えるまちづくりといたしまして、家庭はすべての教育の出発点で、家庭、地域の教育力を高め、児童虐待や学校におけるいじめ等の早期発見に努め、関係機関を初め地域が連携して適切な対応が図れる体制の整備に努めることとし、多くの事業に取り組んでいるところでございます。

この行動計画で取り組むべき施策といたしまして、大きく五つのテーマを掲げております。具体的に申し上げますと「家庭地域における子育ての支援」、「母と子の健康を守り増進すること」、「子どもの豊かな人間形成を支えるまちづくり」、「子育てと仕事を両立できるまちづくり」、「子どもに優しいまちづくり」を考えておりまして、その中でも、特に御心配をいただいております「家庭や地域における子育ての支援」がでございます。

この子育ての支援につきましては、核家族化や共働き世帯の増加により、保護者が不安や悩みを抱えてしまうことがあることから、市といたしましては地域での母子等の居場所づくりといたしまして、児童館3館での幼児対象事業や子育て相談、保育園の子育て広場事業での子育て相談や育児講座などを実施し、子育ての悩みや出産に対する不安の解消などに利用していただいております。児童館での子育て相談件数では、平成19年度児童館3館の合計で延べ124人となっております。なお、市内の保育園と幼稚園で実施されている定期的な園庭開放や、市内の保育園協議会が実施しているなかよしクラブでは、毎月2回保健センター、福祉センター、熊川地域体育館を利用し、保育園の保育士と親子が遊びを通じて相談も行っております。また、子育てサロンといたしましては、社会福祉協議会によるボランティアの方々や民生児童委員協議会、民間保育園1カ所からの御協力により、福祉センターや地域会館、保育園を利用し定期的に市内7カ所で開設されております。そこでは、ボランティアの方々や保育士など、子どもたちが一緒に遊びながら子育ての悩みや出産に対する不安などの相談にあたっていただいております。

今後の次世代育成支援の後期行動計画策定に当たりましては、国からの指針はまだ示されておりませんが、基本的な考え方といたしましては、すべての子どもの健やか

な育ちの支援、結婚、出産、子育てに対する国民の希望の実現、将来の我が国の担い手の育成の基礎づくりなどとなっております。子育て世帯へのニーズ調査の実施準備や地域福祉計画との整合もございますので、具体的なスケジュールなどは決まり次第、議会に御報告をさせていただきたいと存じております。

次に、2点目の乳幼児に関連した保健事業についてでございますが、市の保健センターでは市民の健康の保持・増進を保健師、栄養士による健康相談等の各種事業を通しまして推進いたしております。

御質問の乳幼児に関連した母子保健事業としてのパパママクラス、離乳食教室、子育て教室、育児相談における事業内容とその評価でございますが、パパママクラスにつきましては、年6回の教室を開催しております。1教室を5日間のコースとして出産、子育て、栄養、母乳、育児等の話や男性による食事づくり、乳児、幼児の風呂入れなど、これから乳幼児の保護者として、パパママになる方々の妊娠中の不安の軽減と育児に対する主体的で積極的な姿勢の育成を図る教室でございます。

次に、離乳食教室でございますが、毎月1回開催いたしまして、離乳食のつくり方、母乳やミルクから離乳食への進め方などについての話と、実際に離乳食をつくっていただき、その試食をしていただいております。離乳食の開始時期に向けて、あるいはその時期において安心して子育てができ、家族が健康な生活をおくれるための支援の教室でございます。

次に、子育て教室でございますが、毎月1回ほど開催いたしております。子育てについてのお話、母親の健康、個別的な育児相談など、6カ月までの乳児を持つ家族の方を対象に行っております。核家族化が進み、周囲から子育てについての情報などを聞く機会が少ない中でみずから学習し、また、同じような立場や状況にある仲間同士でグループワークなどを通して、支え合う力を養成する教室でございます。

次に、育児相談でございますが、毎月2回を原則に開催しておりますが、乳幼児の身体計測などを含めて個別的な育児相談を中心といたしまして、4カ月以上の乳幼児を対象に行っております。子育てに戸惑いや困難を抱える母親がふえる中で、専門職の保健師、助産師、栄養士が個別に相談を受けることで、母子ともに安心した生活が送れるよう、支援をする教室でございます。これら事業に対する評価でございますが、いずれの事業にいたしましても、参加者や家族からの評価は高く、教室を実施いたしました後のアンケート調査の結果からも好評をいただいております。

次に、3点目の資格証明書についてでございますが、厚生労働省は10月30日、国保料・税を1年以上滞納して、資格証明書を交付されている世帯に属する子どもの実態調査をまとめました。この調査によりますと、全国で資格証明書を交付されている世帯の中で、中学生以下の子どもがいるのは18240世帯、子どもの数は、32903人で、子どもの被保険者の0.9%を占めていることは明らかになりました。また、この調査結果では、乳幼児のいる世帯の資格証明書の交付率が、それ以上の年齢層に比べて低いなど、各市町村で慎重な運用が行われている実態も明らかになったところでございます。

そこで、福生市の実態でございますが、滞納者に対しまして、資格証明書を交付する前段階として、短期被保険者証の交付を行い、その後も文書催告だけでなく、電話催告、訪問などで滞納者との接触を図り、可能な限り資格証明書の交付は避けてきております。そのような中で、現在18世帯、19人の方に資格証明証を交付しておりますが、中学生以下の子どもがいる世帯に対しての交付はございません。したがって、市内の子どもたちは、必要とされる医療はしっかりと受けていると考えておるところでございます。今後も特に子どもがいる世帯等の資格証明書の交付につきましては、きめ細やかな相談体制をしていくなどいたしまして、慎重に対応していきたいと考えております。

次に、福生市政40周年記念事業及び第60回福生七夕まつりへの取り組みについてでございますが、御指摘のとおり、平成22年は市制施行が昭和45年7月1日のため、市制施行40周年となり、また、七夕まつりは昭和26年に第1回が開催され、第60回を迎えることからどちらも節目の年となり、「五つの元気」をさらに進めるチャンスになると考えておるところでございます。なお、1点目の福生市政30周年記念事業及び第50回福生七夕まつりの実績と成果等の具体的な内容につきましては、担当部長より答弁させていただきます。

次に、2点目の現時点で決まっていることについてでございますが、既にプロジェクトチームでの検討が始まっており、記念事業の基本姿勢として次のように確認しております。市民との協働により、市民・まちが元気を目指し、より元気なまちに向け市制40周年の記念事業を展開する。また、大きな節目となる50周年に向けた橋渡しの役目を担っていることから、継続性のある事業を考慮しながら進めていく。なお、経費についても極力節減し、市民とともに40周年を祝う事業を実施していく、このように考えておるところでございます。また、スタートとしているものにいたしましては、記念映画を作成することは決まっております。この記念映画につきましては、既に検討、準備を進めておりまして、7月に市民7名による市民会議、職員9名による庁内検討委員会をそれぞれ3回開催し、8月に合同会議を1回開催し、最終的な企画案を作成いたしました。企画案では、子どもたちの目線から見た福生の魅力、市民のあまり知らない福生の魅力、協働及び環境をキーワードといたしました。市制40周年にあたり、10年を振り返る上での映像資料とし、その成果や課題、現状紹介するとともに「だれもが住んでよかった住みたくなる夢のあるまち福生」というメッセージを将来に向けて発することを目的とするものでございます。また、30周年までは記録映画でございましたが、今回は劇映画といたしまして、キャストは原則として市民から公募しようとするものでございます。この企画案は8月の庁議で承認され、11月にプロポーサル方式により業者を選定し、12月1日号の広報誌には、記念映画のキャストを募集したところでございます。第60回福生七夕まつりにつきまして、この場でお話できるようなものはまだございませんが、私が生まれる前から始まっており、小さいころからなれ親しんでおります七夕まつりに対する思いは、当然のことながら強いものがございます。「これが七夕まつりだよ」と後世の人に思えるような、

また、皆様からも思っただけのような七夕まつりにしていきたいと考えております。特に飾りつけにつきましては、第50回当時の写真を見ましても華やかであり、色鮮やかで、七夕まつりという言葉を納得させるだけのものでもございましたので、それに負けないようなものにしていきたいと、そのように考えておるところでございます。

以上で武藤議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後1時20分 休憩

~~~~~

午後1時22分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、福生市制30周年記念事業の具体的な内容について、それと第50回福生七夕まつりの具体的な内容につきましても、あわせて私の方から市長の補足答弁をさせていただきます。

まず、市制30周年記念事業として実施した内容でございますが、6項目に分類されておりまして、一つめは中心となる事業として、式典表彰式と市制映画、市制映画会の2事業、2本実施し、表彰式では462人の個人の方、191団体を特別表彰いたしております。

二つ目は、通常の事業を周年事業といたしたもので、七夕まつり、健康まつり、産業祭など、15事業、15本を実施いたしております。

三つ目は、30周年事業としての単年度事業といたしまして、郷土資料室特別展、市民会館主催事業、21世紀の福生市を考える事業、スポーツ講演会の4事業、13本を実施いたしております。

四つ目は、後世に残る事業としての映画の作成といたしまして、市制映画、無形民俗文化財の記録映画の作成として2事業、5本を実施いたしております。

五つ目は、市民が継続的に行っていくことができる事業といたしまして、大だこ揚げ大会、ラジオ体操の2事業、2本を実施いたしております。大だこ揚げ大会は現在では6町会で取り組んでいただいております。町会の活性化が図られていると考えております。

六つ目は、福生市を多方面にPRした事業といたしまして、テレビ公開番組の誘致をしており「NHKのど自慢」、「コメディーお江戸でござる」などの1事業、7本を実施いたしました。

以上、市制記念事業、市制30周年記念事業といたしまして26事業、44本を実施いたしました。

次に、第50回福生七夕まつりでございますが、30周年記念事業として特に実施をいたしましたものは、一つ目として福生七夕音頭の政策がございます。これは市民が作詞、作曲した作品を公募して選定委員会で決定し、その作品に文化協会の御協力を得て振り付けを行い、現在の民謡パレードの際に流しているものでございます。

二つ目は、福生西口駅前に高さ20メートルの大竹飾りを設置し、電飾やライトアップを行いました。

三つ目は、七夕まつりの歴史を振り返る機会ということで、市民から昔の七夕の写真等を募集して30点ほどでプチギャラリーに展示をいたしました。

四つ目は、事前の宣伝活動として、福生アマチュア無線クラブの御協力により、無線交信のあった相手、5000枚の記念更新カードを送るという企画を実施いたしました。

五つ目は、第一小学校の校庭にステージを設置し、市民参加型のイベントを中心に行うとともに、熱気球体験コーナーでは、総勢で395人の方々に地上30メートルから七夕まつりを楽しんでいただきました。

六つ目は、イベント部会を中心に観光客のためのスタンプラリーの実施をいたしました。

このようなさまざまな試みにより、前年の第49回と比べて3万7000人多い39万7200人の方においでをいただき、集客に大きな成果があったとそうようにとらえております。

以上、補足答弁とさせていただきます。

○1番（武藤政義君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

いただきました御答弁に基づきまして、再質問並びに要望を述べさせていただきます。

子育て支援についての1点目、次世代育成支援行動計画については、さまざまな取り組みがあるということが理解できました。その中で重点を置かれている五つのテーマ「家庭支援における子育ての支援」、「母と子の健康を守り増進すること」、「子どもの豊かな人間形成を支えるまちづくり」、「子育てと仕事を両立できるまちづくり」、「子どもに優しいまちづくり」これらはどれも重要であると考えております。

御答弁の中にもありましたとおり、家庭、地域における子育ての支援につきましても、核家族化、共働き世代の増加により、その必要性が増してくると思われまします。本市におきましても、子育て広場事業、子育てサロン等で地域の支援を行っているということですが、次世代育成支援という観点からしますと、このように若いお母さん方が地域の方々と接することができ、同じ悩みを持った方々、同じ悩みを経験された方々に気軽に話ができる場があるというのは非常に大切であると思っております。

本市におきましても、さまざまな子育て支援があるにも関わらず、それを知らないまま子育てで苦勞し孤立してしまっているお母さん方もいるのでしょう。そういったことにならないためにも、子育て広場事業、子育てサロンをもっともっと知っていただき、利用してほしいと願っております。

そこで、一つ質問をさせていただきます。福生市社会福祉協議会、各保育園、幼稚園等々それぞれがボランティアで行っているとの実態があり、ボランティアでの事業であるがゆえ、継続性という面でも心配があるかと思っております。市としましては、すべての事業にかかわりを持っていくのは難しいと思っておりますが、どのような支援を行っているのでしょうか。また、利用者に対してはどのような形でPRをされているのでしょ

うか。そのあたりについて教えていただければと思います。

次に、2点目の乳幼児に関連した保健事業についてでございます。

内容については十分理解できました。参加者の評価も高いということですので頼もしく思う限りでございます。ただ若干気になるのは、パパママクラスにおけるパパの参加はどのくらいあるのかということです。私自身もその対象になりますが、男性が積極的にかつ具体的に子育てに協力しなければならないのが今の社会なのではないでしょうか。そういった支援ができるのもこれから保健事業の役割なのではないかと思っております。その部分について男性の利用状況、また、男性に周知していたための策などがあればお聞かせください。

3点目の資格証明書の交付について、現在本市におきましては、中学生以下の子どもがいる世帯に対して交付がないとのこと。先ほど述べました厚生労働省の発表を聞きますと、保険税滞納により医療をしっかりと受けられない子どもがいるのではないかと心配になりますが、前段階としてきめ細やかな相談体制が整っているということを知り、市内に限定してということになりますが、安心される方も多いのではないのでしょうか。未来を担う子供たちには健やかに育てほしい。これはすべての人の願いであり、今後とも引き続きこのような対応をお願いしたいと思っております。可能な限り資格証明書の交付がなくなるよう御尽力をお願いいたします。

続きまして2項目目、福生市制40周年記念事業及び第60回福生七夕まつりへの取り組みについてでございます。1点目の市制30周年、第50回福生七夕まつりについての御答弁ありがとうございました。8年前のことですので、私自身も思い起こしてみると懐かしさを感じるところもありますが、逆に全く知らないものもありました。

今後、福生市制40周年、第60回福生七夕まつりを進めていく上で、過去のデータというのは重要な役割を持っております。ぜひともこの情報がいつでも手の届くところであってほしいと思っております。

2点目の現時点で決まっていることについてですが、御答弁の中に「市民との協働により」という言葉が聞けましたので、ぜひともその部分に力を注いでほしいと思っております。大きなことを派手にやるということもひとつの手段ではありますが、1人でも多くの方にほんの少しでもかかわっていただきたいと思っております。考え方のひとつになりますが、市民の中にもこういった節目の年をお祝いしたいと思っている方もいるのではないかと思っております。市内には数多くの団体がありますので、そういった情報を発信し、積極的にやってくれる人、団体があればお願いできる部分はお願ひしてもよいのではないのでしょうか。市民の団体が独自で積極的に活動してくる中で何か困難な部分があった場合、市で支援できることがあればしていくというのが理想的だと思っております。そういった意味も含めまして、市民から公募の映画製作というお話がございましたが、昨日の広報紙1面でも出演者大募集ということが掲載されておりました。再質問として映画の製作の進捗状況をもう少し詳しく教えていただければと思います。映画内容、そしてこの映画をどのように利用していくのか、さらには今後の予定などが決まっていたら教えていただければと思います。

以上でございます。御答弁よろしく申し上げます。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、武藤議員の再質問に答弁させていただきます。

私の方からは子育て支援に関連しての御質問でございます。

初めに、子育てサロンといったボランティアが行っている事業に対してどのように支援していくのかという、こういう御質問でございますけれども、現在子育てサロンの開設場所といたしまして、市の地域会館や福祉センターなどの施設を御提供させていただいております。また、社会福祉協議会におきましては、各サロンでのさまざまな御意見等を定期的にお聞きしているようでございます。そういった中で、現行と同様に今後も継続していただけるよう御協力いただきながら、市といたしましても可能な範囲で支援をしてみたいと考えます。

次に、利用者へのPRというふうなことでございますけれども、広報や市のホームページの掲載、それと同時に子育て支援に関する情報をまとめた平成19年3月に作成いたしました子育てハンドブック、これらに関連する窓口等に配布をしております。また、母子手帳の交付の際には子育てサロンのパンフレットも同封するなど、情報提供に努めているところでございます。

私の方は以上答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） 時間がないので簡潔に御答弁をさしあげます。

まず、子育て支援のうち乳幼児に関連いたしました保険事業につきまして再質問に御答弁申し上げます。

まず、男性の利用状況ということでございますが、両親学級、これは平成19年度までは木曜日、土曜日を設定いたしまして、いずれかどちらかに御参加をお勧めいたしておりました。男性の参加状況は18年度、19年度の実績で申し上げまして、木曜日の参加、これが18年度18人、19年度20人、土曜日は18、19年いずれも41人で行ってまいりました。木曜、土曜日の合計ではそれぞれ18年度が59人、19年度が61人となっております。このような状況から、平成20年度にはこの両親学級と母親学級これを合わせまして、パパママクラスを設定いたしました。これは1回5日間のコースで土曜日2回を含むものでございまして、男性の参加しやすい土曜日の設定、また、母親学級との一体性を考えまして設定いたしましたものでございます。20年度、まだ年度途中ではございますが、9月末現在で男性53人の参加となっております。

次に、男性が参加するための周知の方策でございますが、母子健康手帳の交付時、特に最近では男性も手帳交付時に女性とともに来所することが多くなりました。その際に、パパママクラスの参加の必要性等と日程等につきまして、詳細に御説明を申し上げます。

今後も参加しやすい仕組みづくりと男性の主体的な育児参加につきまして、あらゆる機会を問われる中でその啓発・周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、3点目の記念映画製作の進捗状況についての再質問について御答弁させていただきます。

初めに記念映画の内容でございますけれども、提案されている内容にこれから検討を加えてまいります。概要といたしましては福生市に暮らす子どもたちが、福生市のまちをビデオ取材しながらその過程で紆余曲折がある中で、福生のさまざまな人々との出会い、そしてその人たちとコミュニケーションを通じて、郷土の歴史や文化を知り、さらには協働という福生市の特徴もとらえていくものとしております。子どもたちはこれまで知らなかった福生の魅力を発見し、福生に住んでいることの誇りを感じるようになるように、そのような形で大人にも子どもにもわかりやすいストーリーとしていこうとしているところでございます。

次に、記念映画をどのように利用していくかということでございますけれども、市制記念日や各種会議等で上映するとともに、小中学校に配布し学校行事等で鑑賞していただくなどを考えております。また、ビデオあるいはDVDの無料貸し出し、市民の方々に鑑賞していただければと思っております。さらには、福生市をPRするいい機会でございますので、市外の方にも鑑賞していただけるような工夫をしてみたいと、このように考えております。

最後に予定でございますけれども、12月1日号の広報で記念映画のキャスト、スタッフ等を募集いたしました。来年の2月にはシナリオを完成させ、キャスト等も決定していきたいと考えているところございまして、その後は3月からの撮影が入り11月に撮影を終了し、編集作業を経まして平成22年3月には完成をさせていきたいと、このように考えております。なお、キャスト等の決定や撮影シーンなどの記録映画に関する進捗状況につきましては、市のホームページ等で公開してまいりたいと、このように考えております。

私からは以上でございます。

○1番（武藤政義君） 御答弁ありがとうございました。最後に短く要望を述べさせていただきます。

まず、1点目の次世代育成行動支援計画でございます。家庭、地域における子育ての支援でございます。非常に的確にやられていると思っております。地域の方々の連携を深めお母さん方のニーズを的確に把握し、市としてできる支援を引き続きお願いしたいと思っております。

続きまして保健事業の件につきましては、福生市として積極的にお父さん方に支援ができる場があるというのは、お母さん方にとってもお父さんにとってもよいと思います。将来を見据え子どもたちが健やかに育つまちを目指して、保健事業のさらなる充実をお願いします。

そして、最後に記念映画の件でございます。いろいろな要望も多分出るかとは思いますが、私が一番感じたのはこの答弁の中にありました「これまで知らなかった福生の魅力を発見し、福生に住んでいることに誇りを感じる」という部分に1番注目をしました。この映画を見てこういったふうに思っただけなのはすばらしいと思

ます。ぜひともそういったことが実現できるような映画にしてほしいと願うところでございます。

市制40周年、第60回七夕まつりは大変楽しみにしております。ぜひとも多くの議論のもと、多くの市民に関わっていただきながらすばらしいものにしていただきたいと御祈念申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後2時まで休憩といたします。

午後1時41分 休憩

~~~~~  
午後2時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。2番、清水義朋君。

（2番 清水義朋君質問席着席）

○2番（清水義朋君） 御指名をいただきましたので通告に基づきまして一般質問させていただきます。

まず1項目目、火災報知器の設置促進につきまして質問させていただきます。

まずもって火災報知器、火災警報器とも言われますが、条例や消防署の方では、住宅用火災警報器と呼ばれているようなので、それに基づきまして火災警報器として質問させていただきます。

このことは既に御存じのように改正消防法により、新築または改築の住宅には平成16年10月以降、また、それ以外の既存の住宅には東京都の場合、平成22年3月までに設置しなければならないものです。スプリンクラーなどの防火設備がある住宅には適用されませんが、原則お住まいの方が設置をしなければならず、また、罰則の規定もないことからなのか、まだまだ既存の住宅の設置は多くないようであります。

このような住宅防火対策がなぜ必要なのかといいますと、これは消防法が改正されるとき数字ではありますが、平成14年中の数字でいわゆる住宅火災を含む建物火災全体は3万282件であり、そのうち住宅火災だけを抜き取ると1万7274件と約6割という数字であります。同じ平成14年中の火災死傷者の死者数を見ると、建物火災が1129人であり、その中の住宅火災による死者数は992人と約9割に上る数字ということであります。また、この住宅火災による死者数の半数が65歳以上ということと、住宅以外の店舗やホテル、病院など防火設備が備えられている建物の火災に比べ、5倍ほど高い数字でお亡くなりになられる方がいるということ。そして、今後の高齢化を含め、火災による不幸な方々を少なくするために、一般の住宅にも火災警報器などの防火対策の必要性が言われております。

アメリカでは早くから設置の義務化がされており、普及率が高まるにつれ住宅火災によってお亡くなりになられる方も少なくなり、義務化された当初から比べると半減したというデータがあるようでございます。

このようなことから、住宅火災による逃げ遅れを防ぐことから警報器の設置が義務づけられたわけですが、福生市における状況はどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。この警報器の設置は冒頭にも触れさせていただいたとおり、原則お

住まいの方が設置をしなければならないとされていますが、アパートや賃貸マンションのような場合はオーナーと住人の方が協議してつけるというふうになっているかと思えます。市ではどこまで把握されているかわかりませんが、例えば市営住宅など現状どのくらい設置されているのかお聞かせ願いたいと思えます。

続きまして2項目目、学校等における地上デジタル機器の設置についてお聞きいたします。

地上デジタル放送、いわゆる地デジについては、2011年7月24日をもって現行のアナログ電波によるテレビ放送が終了し、デジタル放送による高画質、高品質なテレビ視聴が可能となるものです。全面切りかえ前ではありますが、東京においてはお住まいの方の93%が現在受信可能とされ、アンテナ受信、ケーブルテレビなどで既にデジタル放送を視聴されている方も少なくないかと思えます。

今回は一般の住宅ではなく、学校や生涯学習、社会教育の場でもある公民館などにあるテレビに対する地デジの対応についてお聞きしたいと思えます。

私がいた時と今では違うかもしれませんが、当時授業の中で、テレビ放送見ながら授業を行ったことが何回かあります。多分今でも理科の授業などでは、植物や動物ように時期的な成長、動きなどを観察して記録を1回の放送で見ることや、実験などを実際に行うことが難しいような場合は、テレビを見ることで授業の補助を行うようなことがあるかと思えます。また、こんなことを言っては失礼かと思えますが、体育のような授業の場合、教員によっては得意不得意があるような場合は、説明を補う部分で、テレビなどの映像を見ながら授業を行うことがあるかもしれません。いずれにしても、テレビを見せることでそのことがメインでないにしろ、要所において映像を見ることで理解が深まるような場合は、テレビを見ることを取り入れた授業は非常に有効かと思えます。そのことで、今回、学校などの教育現場での地デジ放送の切りかえにより、対応がどのようになっているのか聞きしたいと思えます。このことが単に地デジ受診ができるUHFアンテナを設置して解決できるものなのか、それとも高画質、高品質な映像も視聴可能とするため、テレビ本体までも含めて切りかえをするのか、いろいろな方法があるかと思えますが、その方法によっては、全く費用が違ってくるかと思えます。また、市内小中合わせて10校を切りかえるには、ある程度順に行う必要があるかと思えます。その辺も含め現状どのように切りかえを行っていくのかお聞かせ願えればと思えます。

以上で1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 清水議員の御質問にお答えいたします。

防災行政についての火災警報器の設置促進についてでございますが、御質問のとおり東京都では新築改築の住宅につきましては、平成16年10月1日から住宅用火災警報器の設置が義務となっております。さらに平成22年4月1日からは、すべての住宅への火災警報器の設置が義務化となり、すべての部屋、台所、階段に設置しなければなりません。

火災警報器の種類といたしましては、煙を感知する煙式、熱を感知する熱式、また、ガス漏れなどを感知する複合型があり、警報音や音声で知らせるようになっております。火災をより早く感知するためには煙を感知する煙式を、台所など火災以外の煙を感知する恐れのある場所には熱式を進めているようでございます。ただし、自動火災警報設備やスプリンクラー設備が設置されている部屋等には、設置の必要はないようでございます。

当市における設置状況についてでございますが、福生消防署に確認いたしましたところ現在調査中とのことですが、約20%との設置率と聞いております。なお、市営住宅につきましては、昨年度と今年度で100%設置をいたしております。東京消防庁管内で平成19年中の住宅火災により亡くなられた方は107人となり、過去最多となりました。このうち65歳以上の高齢者は61人で、平成元年の2倍以上となっております。亡くなった方の約半数は火災の発見の遅れによるものでございました。

こうしたことから、平成22年4月からの義務化に向けて火災から生命を守る切り札としての住宅用火災警報器の普及への取り組みが進められてまいりましたが、全国的にもまだ十分に普及が進んでいない状況にあります。

市といたしましても、火災警報器設置の必要性、重要性を十分に市民の皆様にご理解いただくために、消防署、消防団などの関係機関と連携し、今後も啓発を図ってまいりたいと考えております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で清水議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 清水議員の御質問にお答えをいたします。

教育行政についての学校等への地上デジタル対応機能の整備でございます。

国では、平成14年6月にIT戦略本部が、e-Japan重点計画2002の中に「IT革命を支える基盤となる放送のデジタル化を推進し、関東、近畿、中京の3大広域圏では平成15年までに、その他の地域では平成18年までに、地上デジタル放送を開始するため、地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を講ずる」ということを決定いたしました。その後、e-Japan戦略IIにおきまして議員御指摘にありましたように、2011年、平成23年までに地上テレビジョン放送のデジタル化への移行を完了し、全国どこでもデジタルテレビの映像が受信できるような環境を整備するという目標が新たに明記をされ、平成23年7月24日に今までのテレビ放送、地上アナログ放送が終了することとなります。

御質問の学校等への地上デジタル対応機器の整備についてでございますが、国では地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008の中で、公共施設のデジタル化については、設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設については、早期かつ確実にデジタル化される必要があること、及び国または地方公共団体の施設については、各地域における工事の平準化等の観点から、早期にデジタル化回収されることが望ましいとして、平成2

2年12月末までにすべての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組むことと相なりました。

そのことを踏まえまして文部科学省では、学校等において地上デジタルテレビ放送を主張できる環境整備する地方公共団体等に対しまして、必要な経費の一部を補助する経費として、平成21年度概算要求をいたしているところであります。

教育委員会といたしましても、地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008の趣旨を踏まえ、あわせて文部科学省の小中学校等における地上デジタルテレビの整備に係る補助事業の動向を見据えながら、計画的に整備が図られなければならないと考えておりますが、現在、全庁的に地上デジタル放送への移行に関する調整会議が設けられておりますので、その移行計画にも沿った形で小中学校等の整備をいたしてまいりたいと考えております。また、市内小中学校の地上デジタル放送への切りかえを行う場合には、UHFアンテナとデジタルチューナーを設置することで地上デジタル放送の受信が可能にはなりますが、現在の教室内に設置をされておりますアナログテレビは、平成2年度から平成7年度にかけて取りかえ等をいたしたものが多いため、高画質、高品質な映像の視聴は非常難しいものがございます。あわせて校内放送調整卓、オーディオビジュアル調整卓の老朽化も進んでおりますので、財政的にも非常に厳しい状況にありますが、計画的な整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、清水議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○2番（清水義朋君） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず火災警報器であります。福生消防署の方では20数%ということで、多分これも調査を全世帯にかけたわけではないと思っておりますので、相当に低いパーセンテージではないかなというふうに思っております。

まず、福生市が大家さんである市営住宅について100%の設置が終わっているということは、そこに入居されている方々にとっては一つの安心材料となるものと思えます。いろいろと細かく火災警報器について御説明いただきましたが、多分市民の方々は消防署や町会自治会を通しての案内やチラシ、そしてテレビコマーシャルなども最近は数多く流れておりますから、その必要性は少なからず感じているものと思えます。また最近では、ホームセンター大手量販店なども防災のコーナー等の設置がある場合は、その目立つところに火災警報器の陳列がされており、みずから取りつけを行う意思のある方にとっては、比較的簡単に取りつけを行うことができる環境になっているかと思えます。そんなことで、必要性は感じてはいるもののこの法の中に罰則の規定がないことからなのか、先ほど御説明があったとおりでまだまだ設置率は低迷をし、既存の住宅も含め完全な義務化となる平成22年には、果たして設置率が何%になっているのか心配する部分もありますが、市内に大きいところでほかに公園、公社、それから都営の住宅があるわけですが、そのあたりの火災警報器の設置状況がどのようになっているのか、わかる範囲でお聞きしたいと思えます。

続いて2項目目、学校等への地上デジタル機の導入について再質問させていただきます。

この件につきましては御答弁にもありましたが、国の方では学校、公民館等は、災害時などの緊急時において避難場所等になるところが多く、そのようなときには情報入手手段としての重要な役割を果たすこととしており、重要公共施設として位置づけられております。ほかにも病院や社会福祉施設等も含め重要公共施設については、優先してデジタル化対応を行うようにアクションプランの中にも入っております。

国の方ではそういったデジタル化に対して補助を行うということで、平成21年度概算要求をしたとのことですが、福生市においても10校の小中学校にはたして現在何台くらいのテレビあって、買いかえなのかそれともチューナー設置、アンテナ交換なのか、それから校内放送設備に対する物も含め、交換、切りかえを行った場合どれくらいの経費がかかるでしょうか。わかる範囲でお聞かせ願えればと思います。

また、その経費の額によっては、数年にわたって順に切りかえを行わなければならないと思いますし、国の方ではこういった重要公共施設については、平成22年12月まで切りかえが終わるように目標を立てているかと思えます。そういったことも含め全体の経費、そしてそれに対して補助は、補助率なのか補助額なのかわかる範囲でお聞かせ願えればと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○総務部長（野崎隆晴君） 再質問にお答えをさせていただきます。

住宅用火災警報器につきまして旧公団住宅の都市再生機構、それと住宅供給公社、また、都営住宅の設置状況でございますが、都市再生機構の福生団地、それと住宅供給公社の加美平住宅、熊川住宅、また、都営住宅の熊川アパート、熊川第2アパート、武蔵野台2丁目アパート、いずれも既に設置済みの状況となっていると確認をいたしております。

○教育次長（宮田満君） 学校等への地上デジタル対応機器の整備についての再質問にお答えいたします。

現在の小中学校のアナログテレビ保有台数は、小学校7校で198台、中学校3校では86台、全体で284台となっております。

このアナログテレビを地上デジタルテレビに買いかえ、アンテナ、同軸ケーブルの交換で総額1億740万円を見込んでおります。なお、校内放送調整卓、オーディオビジュアル調整卓でございますが、これを含め整備を行う場合には総額で1億5950万円程度が見込まれます。

次に、文部科学省の地上デジタルテレビの整備にかかる補助につきましては、概算要求単価といたしましてアンテナ工事費では1校当たり20万円。デジタルテレビ整備費は普通教室及び特別教室に設置され、10年以上経過したテレビが買いかえの対象でございますが1台当たり15万円で、9年以下のテレビにつきましては外づけチューナー対応となります。1台当たり2万円となっております。

当市では全学校とも10年以上経過しておりますので、アンテナ工事費、デジタル

テレビ整備費が該当といたしますことから、概算の補助総額は4870万円を見込めるのではないかと考えております。

以上再質問に対する答弁でございます。

○2番（清水義朋君） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。それでは、要望に移りたいと思います。

火災警報器については、いろいろ事細かに御答弁いただきまして本当にありがとうございます。

町会によっては、場所によるのでしょうかでも共同購入等を行い、安価で購入できるように動いているところもあると聞いております。

ここで問題と言いますか、考えなければならないのは、最初に申し上げさせていただきましたが、この火災警報器をつけなければならないとなったときの経緯でお話し申しましたけれども、高齢者の人口がふえる傾向にあるということ、また、火災の際、発見に遅れの被害となる高齢者の方々がやはり高いと。この火災警報器をつけることでその被害にあわれる方を少しでも救おうというものであります。

先ほどの御答弁にもありましたが、多分必要性、重要性は今でもそれほど低いものとは思いませんし、共同購入などで金銭的な負担をするほど大きくはないかもしれませんが。しかしいざつけるとなったときに、高齢者の方々ではなかなか難しいという現状にあるのではないかというふうに思っております。特に、東京都の消防の条例では、階段廊下等に加え、各部屋すべてにつけることとしておりますので、なおさら大変なことと思います。実際にある町会などでは、イベントの景品に火災警報器を選んだところもあると聞いておりますが、それをつけることができず家の中でそのままになっているというふうなことを聞いたことがあります。

このことについては、他の自治体では65歳以上の方のところに、購入の補助、設置のサポートをしているところもあるそうですが、このような動きは設置率の向上にもなりますし、悪質な販売方法をされることを防ぐ働きもあるのではないのでしょうか。私も調査のため消防署に聞いたところ、福生市内ではまだそのような報告はないようですが、西多摩では未遂ではあったものの悪質商法のようなケースが報告されているそうです。町会自治会の加入率の問題もありますから、町会自治会だけではそれ自体すべてをカバーすることはできませんが、小さい市ではあるもののさまざまな形でボランティア市民活動されている方が多いので、ぜひそちらも含めた形で広報啓発であるとか、中には設置対して動いていただけるボランティアもいるかもしれません。市民の方々の被害を少なくする上でいろいろな方法を御検討いただき、設置率向上に努めた形をとっていただければと言うふうに思います。

続いて学校等への地上デジタル機器の導入について要望させていただきます。

御答弁にもありましたが、市内でも小中学校10校のすべてを切りかえるには非常に多額の予算を必要とすることがわかりました。また、文部科学省の方でも重要公共施設として位置づけ、平成22年中には切り替えができるように出ていますので、来年度も含め複数年度で対応するのか、また来年度以降、平成22年度に一括で行うの

か予算的にも大きく変わるものかと思えます。

さて、この地上デジタルへの切りかえは、現状のアナログ放送とは違い現場の先生方に話を聞いても非常に期待するものがあるようでございます。現在のアナログ放送の場合、学校では1カ月に数回使うか使わないかという現状のようであります。これは録画したコンテンツが使えないことなどから、必要なプログラムの放送時間に授業の時間が合わないことなどからそのようになってしまうようでございます。

しかし今後は、例えばデジタルカメラなどで撮影したものを拡大して映すことや、パソコンなどと接続して録画したビデオクリップやデジタルコンテンツを使うことで授業を展開していくということ。また、体育の授業などでは、実技などを教える場合でも、職員の差がないよう実際の実演した演技を見せることで理解を深めるようなことを期待しているようでございます。

これは現状のブラウン管テレビでは画面の大きさに対して重量がかさむことなど、簡単に移動することが難しいことが考えられますが、デジタル化される際には、液晶テレビなど画面の大きさに対してそれほど重さを気にすることがなく、各教室に据え付けること以外に移動式ラックを使うことで、体育館などに移動して使うことも可能となります。

このようなことは平成17年度より、幾つかの地域をモデルにし実践研究事業として行われておりますが、児童生徒はもちろん教職員、また授業参観行った外部評価も、デジタル放送を活用した授業の学習効果は高いと評価されているようです。

このようなことから、地上デジタル機器への切りかえに際しては、さまざまなことを考慮して計画されると思えますが、特に少子化の昨今、通常教室と余裕教室、専科の教室のバランスも考慮し、据えつけそして例えば各フロア移動型の機器など、教職員の授業の形態も含め検討していただければ、よりよい教育環境の整備ができるものと思えます。

ぜひとも今後の指導案も含め検討されること要望し、私の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、6番、堀雄一朗君。

（6番 堀雄一朗君質問席着席）

○6番（堀雄一朗君） 御指名いただきましたので通告に基づきまして、1、結婚サポート事業について、2、都市基盤整備について、3、定住化対策の進捗状況について、4、税の収納向上について、5、福祉バス利用対象者の拡大について、以上5項目について一般質問します。

まず1項目目、結婚サポート事業について伺います。

日本が直面する社会保障経費の将来負担増、社会の活力の減退、内需の落ち込み、これらは少子高齢社会という問題に全国民、市民が、真正面から取り組まなくてはならないことを私たちに問いかけています。少子高齢社会への現実的対処は緊急の課題です。将来を見据え長期のビジョンをもって未来を展望するには、少子化問題への対応を急がなくてはなりません。かれこれ子育てにお金がかかり過ぎると言われてもう、

2、30年は経過してしまっているのです。

公明党が連立与党に加わって以来、党として強く推進してきた国の「きぼう21プラン」の予算枠拡大が進み、奨学金制度はある程度拡充されました。子育て支援策として児童手当の支給対象や年齢の拡大も繰り返し行ってきました。乳幼児医療費の無料化、小中学生の医療費無料化、負担軽減、妊婦検診の無料化への道筋もやっとなに見え始めたところですが、まだまだ安心して子育てできる社会の構築へは道のり半ばではありますが、私の実感としましては最近一人っ子が少なくなってきた気がします。

今後、少子化対策に取り組むに当たって、出生率の問題が議論されてきましたが、それ以前にある未婚の問題にいよいよ光を当てなくてはなりません。

近年、男女共の晩婚化が言われて久しいわけですが、晩婚化には結婚観以外にも対面での人間対人間のコミュニケーションの希薄化という影響があるようです。過疎化や高齢化から晩婚を後継者問題ととらえた地方では、以前からお見合いパーティーや新婚家庭への優遇施策などを行っているところは見られています。

本年2月29日に発行された西の風新聞には、山梨県小菅村で村内外の女性を対象に実施する17回目のお見合いパーティーが紹介されていました。過去16回のパーティーで12組のカップルが誕生、6割が村内に定住しているとの内容です。

一方都市部では、結婚問題は個人の自由とされ、自由な恋愛の延長線上に結婚はあるとの考え方から、あくまで個人的な問題とされてきました。

今の若者世代は漂流する若者と言われるように社会の中で孤立化し、人とうまくコミュニケーションが取れない若者も多く、生産の変動に左右される非正規雇用で不安定な状況にあることも未婚の要因となっています。この結果、結婚しない多くの若者が30代、40代へと年齢を重ねています。

総務省の平成19年就業構造基本調査によりますと、一週間の就業時間を見ると年間200日以上就業している労働者のうち、週34時間以下と週60時間以上働く人の割合が増加していることが報告されています。正規の労働者では、25から44歳で週60時間以上働いている人が2割を超えていることも明らかになりました。34時間以下の労働者像は低収入の派遣社員の増を示し、週60時間以上の長時間労働者の増とは正規雇用で状态的に深夜10時や12時まで働いている人が増えていること示しています。これらはどちらも結婚にはマイナスと言われています。

このような世相から都市部では、人間関係の希薄化などから人付き合いが苦手な人も多い、結婚しない理由の約半数が相手にめぐり合わないからというデータもあり、「結婚したくてもできない人をサポートするのも行政の役目」という考え方が生まれ、結婚サポート事業を行う品川区のような自治体が出てきました。

福生市は地方というよりどちらかと言えば都市部と思っておりますが、市内の方から「息子が結婚しない」、「娘が結婚しないで家にいる」、「近所で長男がまだ結婚しないでいると悩んでいると親後さんがいる」、「息子や娘のためお見合いパーティーのようなものを市でもやってほしい」等々御相談を受けたことがあります。

福生市における30歳から45歳の男女の未婚率の推移と、結婚サポートへの現在

の取り組みを伺います。

2項目目、都市基盤整備についての1点目、拝島駅北口の周辺整備について。

拝島駅の南口は大規模な再開発が進み、数年後にはおおむね全体が完成することとなります。

一方拝島駅北口側は、駅舎が完成したものの駅前周辺の環境に変化はなく、現在も朝夕道路は大渋滞、ターミナル駅としての拝島駅北口の価値は、現在の様子では十分に生かされているとは言いがたい状況であります。

昨年6月議会で確認した際には、玉川上水右岸沿いの日光橋南側の市道第93号線を平和橋まで延伸し、歩行者が安全に駅へ向かえるルート化が図れるように歩行者専用道路を設置する計画があることをお聞きしました。拝島駅北口周辺の整備と市道96号線の車の相互通行、歩行者の安全確保、北口周辺の有効利用についてその進捗と今後の計画について伺います。

2項目目の2点目、五丁橋通りと山王橋通りの交差点について。

変形十字路となっている交差点ですが、交通事故が絶えません。ことしだけでも3回は交差点内の事故に直面しました。交通安全対策をどのように考えられているのか、大事故を未然に防ぐために早急に対応求めたいので所見を伺います。

続いて3項目目、定住化対策の進捗状況について。

福生市は今年度より市民の定住化の係を創設し取り組みを開始しました。その対策を有効なものにするには、行政でも広範囲の部署で目標の共有が必要と思われれます。これまでの定住化対策の進捗について伺います。

平成19年7月に策定された福生市住宅マスタープランの中で、子どもの成長に伴って市外へ転出をする家庭が多いという問題がクローズアップされました。子育ての初期は二人世帯で生活を始めても何ら問題ないのですが、小学校の高学年を迎えお子さんが2人、3人いらっしゃると、急に居住空間が狭くなってきます。中学生にもなると、大人2人子ども2人という家庭は、大人4人、5人の世帯と同程度の居住空間を必要とするようになります。

そこで、子ども2人、3人が成長しても、十分な広さを持った手ごろな賃料の賃貸住宅や新築住宅の供給が進めば、そこへ転居ができます。または市外からも転入が見込まれると思うのです。

定住化対策として、ファミリー向け賃貸住宅の建設への助成や建てかえ優遇策、入居者への直接の支援について実施をしてみるのはいかがかと思えます。定住化対策の進捗状況と合わせ考えを伺います。

続きまして4項目目、税の収納向上について。

福生市の市税収納率は、26市中最下位97.6%で、2.4%、2億400万円が未納と11月1日の広報にも掲載されましたが、税の収納率向上にさまざまな取り組みをされていると思います。

そこで1点目、納税の利便性向上について伺います。

現在、福生市においては、納税の利便性向上施策は、水曜夜間、土曜開庁と言う形

かと思えます。

一方で全国の自治体では、公共料金の支払いや税の収納にコンビニエンスストアー収納、クレジットカード払い、ペイジー等の導入が逐次進められてきており、自動車税や水道料金は、銀行や市役所に足を運ばなくても簡単に納められるようになってきました。国民年金などは、振込み、口座振替、コンビニエンスストアー収納、ペイジー、クレジットカード払いなど、あらゆる決済方法が利用可能になっています。

納税者側から見ると、これらの施策は大変助かります。ペイジーなどはネットバンキングを利用する人なら、パソコンや携帯電話で24時間いつでも納めることが可能になり、対応する銀行のATMが設置されているコンビニであればそこでも納められるなど、自宅とコンビニでの納税が同時に可能になることもあります。クレジットカード払いではクレジットカードの利便性に加え、ポイントがつくなどのメリットがそのまま生かされています。これら支払方法の利便性向上施策についての取り組みを伺います。

また、税の納期は法で定められていますが、国民健康保険税については、12回払いや特に10回払いなどで実施をしている自治体も多くあります。このように納付回数を増やすことで1回当たりの納付額が定額になり、支払いしやすくなると思います。口座振替利用の促進とあわせそのメリットとメリットの一つとして、納付回数を12回まで選択できるようにするなどの施策ができないかについても、市のお考えを伺います。

2点目として、過払い債権の差し押さえについて伺います。

この過払い債権につきましては、先ほど大野（聡）議員が質問されましたが、私も質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

2007年3月、芦屋市が消費者金融、過払い金、債権差し押さえ、多重債務の市税滞納者、全国初とニュースが流れました。兵庫県芦屋市では、納税相談に来た市民が多重債務に陥り、消費者金融に支払っている多額の利息に過払い金があることを知り、全国で初めて消費者金融に対して滞納債権として差し押さえを実行したという内容です。この市民の滞納額は、10年ほど前から個人市民税や固定資産税の支払いが滞り、延滞金なども含めると約150万円にのぼっていたとのことでした。

以後、全国の自治体で差し押さえた債権で、滞納した税を収納する動きが見られます。福生市にもこのような多重債務で税の滞納に陥った市民がいるのではないかと考えられます。過払い債権の差し押さえについて市の取り組みを伺います。

最後に5項目目、福祉バスの利用対象者の拡大について伺います。

本年5月、福祉バスは市民の待望のサービスとして試行運行が開始されました。9月には早速運行ダイヤの見直しや、乗り継ぎの利便性向上、停留所の見直し、バス停表示の設置など、迅速な改善も行っていただきました。

この結果定時運行が確保され、運行回数の削減にもかかわらず、利用者が伸びている様子ですので早期の改善は成功したのかと思えます。

市民の喜びの声にまじって100円を払っても乗りたいという方や、経済的な事情

により車を所有していない方などから利用したいとの声を伺うことがあります。福祉目的のバスでもありますので利用対象者には制限があることと思いますが、福祉施設の利用対象者で、現在の利用対象から漏れている方もいらっしゃるのではないかと思います。例えば、生活保護の対象者の方やひとり親家庭の方、さらに60歳未満で障害認定を受けてはいないが歩行が困難な方、一時的に病気で通院している方などは対象に入っていません。これらの方を、利用対象者に加えることはできませんでしょうか。

以上、5項目、7点について質問させていただきます。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) それでは、堀議員の御質問にお答えいたします。

結婚サポート事業についてでございますが、市では市民の方々のいろいろな相談にこたえるため、法律相談を初めとする目的にあった各種相談事業を実施しておりますが、市民の方々の結婚の相談やサポートする事業につきましては行ってはおりません。

御指摘のとおり、自治体によっては少子化対策や農業後継者対策などで、結婚相談事業や結婚サポート事業を実施しているところはございますが、東京都の26市の自治体ではほとんど実施していないのが現状でございます。

そこで、市内在住の30歳から45歳までの男女の未婚率の推移はどのことでございますが、国政調査の報告によりますと30歳から44歳までの男女ということになります。平成7年10月1日現在の未婚率21.3%が、平成17年10月1日現在では、32.1%に増加しています。なお、男性は29.2%から40.2%、女性は11.8%から22.8%に増加しております。このような結果を見ますと、未婚率の増加は少子化の要因の一つになっていると感じているところでございます。

御指摘のとおり、行政が結婚サポート事業を実施することによって少子化対策につながることも考えられますが、少子化の原因はそのほかに晩婚化、初産年齢の上昇に加え出生率の低下などが指摘されております。

福生市の状況も出生率については高い数値を示しておりますが、同様のことが言えるわけでございまして、もとより結婚や出生は一人一人の価値感や人生観に深くかわるもので、行政の関与にも当然限界があると思っております。また冒頭に申し上げました各種相談事業を実施する中で、市民の方から結婚サポート事業の導入を要望する声はほとんどを聞かれないことや、26市の自治体でも実績がほとんどないことなどを勘案いたしますと、現在のところでは結婚サポートの事業化は難しいものと考えております。

次に、都市基盤整備についての1点目、拝島駅北口周辺整備についてでございます。

この地域は既成市街地であり、東側に横田基地の引き込み線、北側には玉川上水が流れ、駅北口広場は昭島市との行政界になっております。

平成20年3月には、駅北口の自由通路部分のエレベーター、エスカレーターなども昇降設備が完成しバリアフリー化が図られ、駅利用者を初め南北通路として多くの市民の方々に利用され、利便性の向上が図られたと考えております。

そこで、駅北口広場を中心とした整備でございますが、駅前の市道第96号線は朝夕に慢性的な渋滞があると承知しております。この道路は、西武鉄道側に一部拡幅工事をしておりますが、民有地側には建物が建ち並んでおり、さらなる拡幅整備は難しいと考えております。整備手法の一つといたしましては地区計画等が考えられますが、市民の皆様との合意形成をいたしまして整備の方向性を出すまでには相当の時間がかかると考えられます。そこで歩行者の安全確保といたしまして、市道第93号線の延伸を検討しております。

この路線は、日光橋を起点といたしまして、拝島駅方面に約87メートルで行きどまりとなる玉川上水沿いの道路幅員約2.4メートルの道路でございます。その先に、約100メートル延伸できれば、拝島駅へとつながります。整備をすれば拝島駅利用者への歩道として、また玉川上水の遊歩道としても利用できるようになり、歩行者の安全を図ることができます。

しかし現時点では何棟か建物がございまして、歩道整備が可能なところから整備することを視野に入れつつ、主要な地権者の方々へ地域整備も含めたお話しを持ちかけているところでございます。

次に、2点目の五丁橋通りと山王橋通りの交差点についての交通安全対策でございますが、この交差点は山王橋通りが道路幅員7メートル、五丁橋通りは交差点東側が6メートル、西側が5メートルの道路幅員で、交差点内で道路線形が変形している十字路でございます。また、山王橋通りは道路幅員が狭い割には交通量が多い道路でございます。特に朝夕の通勤時間帯は近隣市町への通過車両が多く、五丁橋通りを通行してきた車両がこの交差点内に侵入するのに危険な場所だと思っております。

交差点の基本的な安全対策の考え方でございますが、信号機が設置されていない交差点につきましては、視界が悪い場所や通行に危険と思われる場所にはカーブミラーなどを設置いたしまして、車両等の通行の安全を図っております。

そこで、御質問の交差点の安全対策でございますが、これまでも市民の皆様から御要望がありましたことから現在はカーブミラー、カラー舗装、点滅びょう、道路照明灯などを設置し交通安全対策を図っておりますが、さらなる安全対策を図るために平成18年度から福生警察署に信号機の設置を要望しているところでございます。

次に、定住化対策の進捗状況についてでございますが、私の施策である「五つの元気」の一つであります「まちが元気」のうち、地域力を高めるために定住化対策は不可欠であります。定住化が促進されるまちづくりを通して、市民が住み続けたいまち福生を目指してまいりたいと考えております。

国におきましては、平成18年6月に住生活基本法を公布・施行し、従来の量的充足に重点を置いた住宅政策から質的充実への方向転換が示されました。

福生市におきましても、人口減少や少子高齢化に特徴づけられる成熟社会へ移行する中で、総合的な住構造改革を目的といたしました「福生市住宅マスタープラン」を平成19年7月に策定しております。

本年度から庁内におきまして、福生市定住化対策事業推進本部を設置いたしまして、

都市建設部長を本部長といたしまして、全庁的な施策の推進や総合調整をして参りたいと考えております。具体的には、第1回推進本部会議の去る11月13日に開催しております。また、この定住化対策は、御指摘の助成や支援策を含め、短・中・長期的な取り組みといたしまして早急に推し進めてまいりたいと考えております。

次に、税の収納向上についての1点目、納税の利便性の向上についてでございますが、近年の情報技術の急速な発展に伴い通称「ペイジー」、マルチペイメントネットワークによる電子収納やコンビニ収納、クレジットカードによる収納などが地方自治法の改正により可能となりました。各所でその実施が始まっております。このような社会状況の変化を受け、このたび福生市市税等収納率向上対策本部に税だけでなく、広く公共料金の支払い手続の簡素化を図り、市民の利便性を高めるため公共料金を扱う関係職員による公共料金の新たな収納方法に関する検討会を設置いたしましたところでございます。費用対効果等を検討し進めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税の納期を増やすことの効果でございますが、国民健康保険税の納期は、今年度から期別保険料の負担減と納期の連続性等を目的に6期から8期に増やしております。このことによる効果といたしまして、収納率の向上や口座振替の利用率が増加したかなどの状況を当分の間見させていただきたいと思っております。

次に、2点目の過払い債権の差し押さえについてでございますが、大野聴議員の御質問にもございましたが、納税相談では滞納原因としての多重債務を理由とする物が多く、その生活を圧迫している状況が見られます。

市といたしましても、財源の確保とあわせて滞納者の安定した生活の確保を図り、良好な納税者となっていただけるためにも、積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、福祉バス利用対象者の拡大についてでございますが、福生市の福祉バス運行の事業目的は、高齢者、身体障害者とその介助者、妊婦、乳幼児、未就学児とその保護者、特別支援学級在籍児童・生徒とその介助者が、日常生活を営む上で移動に支障を来す状況をかんがみ、交通弱者の移動手段として市内の福祉設置等を利用しやすくするために、福祉の視点から福祉交通網の整備を図ったものでございます。

また、利用者の範囲につきましては、国土交通省関東運輸局からの許可をいただく過程におきましても、現行の利用者を前提に協議を行いまして許可をいただいております。

そのようなことから、現時点では身体的に移動に支障を来す方を利用対象者とする考え方が基本でございますので、生活保護世帯やひとり親家庭の方の利用は難しいものと考えております。

以上で堀議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後3時10分まで休憩といたします。

午後2時57分 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（原島貞夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（堀雄一郎君） それでは、5点についての再質問をさせていただきます。

1項目目、結婚サポート事業についてですが、平成7年から平成17年までの10年間で男性の未婚は4割を超え、女性の未婚率は二倍近く増えています。心配する親後さんが増えておられるのは、この数字からも十分推察されます。

結婚サポート事業は、東京26市での実績もなく、事業化は現在のところ難しいとのことですが、結婚相談が市の相談業務に含まれていないようですので、まずは結婚相談を相談業務に加えてみてはいかがでしょうか。この点をお伺いします。

2項目目、都市基盤整備についての1点目の再質問ですが、歩道整備の計画につきまして昨年伺いましたときよりやや前進したことが分かりました。市道93号線の歩道整備計画が前進すれば、玉川上水に遊歩道を一部ですが設置整理できることにもなります。早期の実現を求めます。

そこで、北口に関連してロータリーのことを再質問します。

都心へ便利なターミナル駅でもあり、福生市においてもその価値を生かさない手はありません。16号沿いの商店街へ向かう玄関口としての整備も重要です。拝島駅北口の価値と可能性を最大限高める計画が必要ではないでしょうか。このまま行きますと南口の整備が進むにつれ、計画がすべて終了しますと見違えるような状況があそこには現れると思います。北口駅周辺の未整備が際立ってしまう結果になりかねません。

そこで1点、この拝島駅の1日の乗車人員が2007年の数字で見ますと2万7989人。JR東日本エリア管内で149番目、昭島駅よりも乗車人員は多く、福生駅の1万6817人に比べ1万1000人も多いことがJRのホームページでわかります。

駅舎には乗客数に見合った形の整理がされました。ところが、駅前には先ほどの乗車人員からもおわかりのように、市道96号線の朝夕の混雑に加え利用者が多いため、ロータリーは1日じゅう車がいっぱいです。朝夕は入り切らないほどの状況になっております。福生駅より1日の乗降客が1万1000人も多いのに、拝島駅と福生駅ではロータリーの状況がずいぶんと差があります。北口ロータリーの未整備がこの北口の駅前の活用が十分にされないことにも影響を与えているのではないのでしょうか。今後、北口ロータリーの整備をどのように考えられているのか伺います。

2項目目の2点目、五丁橋通りと山王橋通りの交差点について。

既にさまざまな安全対策を講じられてきたことがわかります。ハード面の整備は一通りされているように見えます。18年度からは信号機の設置要望も出されているようです。その信号機しかもう手はないと私も思います。しかし、信号機というのはきょう、あす着くものではないと思いますので、すぐにできる改良として標識類が随分まわりに立っておりますが、標識類を取りまとめて整理したり、事故が多い交差点であることを表示したり、もう一重の手を打てないものではないのでしょうか。

また、市内の交差点事故の中でも事故件数が多い場所に入るのではないかと思います。これまで発生した事故件数、わかりましたら教えていただきたいと思います。

3項目目、定住化対策の進捗状況について。

全庁的な取り組み体制がつくられ、具体策はこれからということだと思います。

福生市の課題は、ある程度整理されてきているのかと思いますけれども、すぐにできることとしてまずは、市の魅力を整理して伝えていただきたいと思います。

私が熊川に定住したきっかけはその利便性です。福生には魅力と言えるものがほかにも随分あるのを知っています。例えば、図書館や市民会館・公民館、生活基盤の整備は進んでいること、学校耐震化がすべて完了していること、保育所の待機児童が他市に比べて少ないこと、放課後の児童対策が進んでいること、公園の数、1人当たりの公園面積、スポーツ施設の充実など、子育てに関係のある世帯が興味を持つテーマだけ上げても随分と上げることができます。ぜひ少しでもよい点は整理をして箇条書きでもよいので、まとめて示していただきたいと思います。広報が大事なると思います。定住に関するヒントになると思うからです。ぜひこれらをまとめ、不動産業者等へ伝えていただきたいと思うのです。福生市の魅力を伝えるのにこの業界の方々は、仕事に役立つ情報として喜んでお客さんへ伝えてくださるのではないかと思います。

このような取り組みを含めた広報はどのように計画されていますか。その点をお伺いしたいと思います。

4項目目の2点目、過払い債権の差し押さえについてですが、福生市の方で既に取り組んでいるとの答弁をいただきました。収納への積極的な取り組み姿勢を感じました。他の自治体、また羽村市でもこの過払い債権の差し押さえで裁判に発展したケースがあるようです。そのようなケースはどのようにその後推移しているのかをお伺いします。

以上再質問させていただきます。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、私の方から結婚サポート事業についての再質問に答弁させていただきます。

結婚相談事業についてでございますけれども、市長答弁にもございましたとおり未婚率の増加は少子化の要因の一つであるとは認識してはございますが、市といたしましては少子化対策としての子育ての環境整備や支援体制の確立を推進していきたいと考えておりますので、結婚相談事業につきましては今後、導入されている自治体の経過、あるいはその導入の効果などを調査させていただきたいと考えておりますのでよろしくお伺いしたいと思います。

○都市建設部長（小峯勝君） 私の方からは2項目目の都市基盤整備と3項目目の定住化対策の進捗状況についての再質問に対しますお答えをいたします。

まず、都市基盤整備の拝島駅の自由広場、いわゆるロータリーの整備でございますが、市長答弁にもございましたように、拝島駅北口は平成20年3月に自由通路の昇降設備すべてが完成し供用開始いたしました。

一方拝島駅南口は、現在昭島市が都市計画道路の整備とあわせた駅前広場の整備に向け事業は進められておりますので、北口につきましても自由通路の完成に伴い、将来的にはロータリーを含めた何らかの改善が必要ではないかと考えております。

この方ロータリーに面した市道96号線は、朝夕非常に混んでおりますが、当時、西武鉄道が駅北口にございます西武拝島ハイツを建設したときに西武鉄道が整備をし福生市に寄付をいただいております、その後福生市が歩道等の整備をしております。ロータリー部分につきましては、現在も西武鉄道株式会社が所有しております。

御質問のロータリーの改善につきましては、駅前広場も含めた整備の検討が必要ではないかと思いますが、広場等の所有者は西武鉄道でありまして、広場内には昭島市の行政界がございますので、福生市の一存では整備ができませんので、まずは西武鉄道株式会社と整備の必要性も含めて協議をさせていただきまして、整備に向けて調整ができるようであれば昭島市とも協議をして参りたいと考えております。

次に、五丁橋通り山王橋通りの交差点の中で標識の整理ができないかということの質問でございますが、確かにこの交差点は非常に交通処理がしにくい交差点でございます、五日市線の踏み切りが非常に近いということで、非常に交通処理がしにくい交差点と認識しております。

そこで、交差点内の道路の幅員の中には生活上必要な電柱や交通規制、あるいは踏切、十字路等の警戒表示、カーブミラー、街頭などの標識がございまして、各機能を果たしております。

議員御指摘のように、標識をひとまとめに整理する共架することで機能がその従前と変わらないということが限定になりますが、これにつきましては標識の管理者や福生警察署と調整をして、できることから実施していきたいとこのように考えております。

このことによりまして交通安全対策も図れ、かつ景観上も良好になるということも考えられますので、確かに必要だと考えております。

次に、3項目目の定住化対策の進捗状況でございますが、福生市は豊かな環境など魅力的な生活環境を有しております、また、生活基盤は非常に他市に比べて進んでおる状況でございます。大変魅力的なまちであると認識しております。

御質問の推進施策で市の魅力が伝わる方法とのことでございますが、福生市定住化対策事業推進本部会議を実施する中で市のよさをアピールするために、広報活動を実施していきたいと考えております。具体的には、先ほど議員御指摘いただきました不動産業界への周知することが非常に大事だと考えております。また、広報・ホームページ上には定期的な特集記事を掲載することも必要と考えております。

以上答弁とさせていただきます。

○総務部長（野崎隆晴君） つづきまして、五丁橋通りと山王橋通りの交差点の事故発生件数についてでございますが、福生警察署に確認をいたしましたところ、警察署の集計は1月から12月までの1年間で集計をするとのことございまして、平成18年が4件、19年はゼロ、20年は現在まで3件の事故があったと、そのように確認をいたしております。

○市民部長（野島保代君） 過払い債権の差し押さえあるいは裁判の経過、これらの他市の状況でございますけれども、平成19年3月、全国に先駆けて兵庫県芦屋市

ではこの差し押さえ、これを実施したとこういうことでございます。その後、貸金業者が返還に応じないため同年、平成19年11月に西宮簡易裁判所に提訴いたしました。本年の6月、これも全国で最初に判決が出た町ということになります。本年6月一審勝訴というふうになったところでございます。その後、貸金業者側が上級裁判所に控訴いたしましたけれども、9月には控訴が取り下げられまして、一審判決が確定しております。また、茨城県の全市町村で構成される茨城租税債権管理機構というのがございますけれども、この管理機構では昨年9月に提訴をいたしました。裁判途中で和解ということになりまして、返還されているというようなことでございます。また、議員がおっしゃるとおり近隣では羽村市が平成19年に3件提訴いたしました。現在も裁判が続いております。そのほかにも三重県での提訴などこれは全国的な流れになっているとそのように認識しております。

○6番（堀雄一郎君） それでは、再々質問をしようと思っておりましたが、その点つきまして今回なかなか新たなものを幾つかからお聞きしたものですから、時期尚早ということもあるようですので、要望を少し長めに用意させていただきましたので述べさせていただきます。

1項目目の結婚サポート事業につきまして、現在行っておられる各種相談事業の中では結婚サポート事業実施の要望は聞かれないとのことでしたので、市民の方には直接市へも要望するようにこれから言っていきたいと思っております。子育ての環境整備や支援体制の確立をしたいとのことですので、これは大いに充実していただきたいことです。これはそのように、ぜひこれからも力を入れていただきたいと思っております。

この結婚サポート事業につきましては、全体的には今できることが少ないという基調な答弁をいただきましたので、せめて相談にはと思ったのですが、この考え方として結婚サポートは結婚紹介と直結であり、結婚相談をもし行うなら解決まで責任を持たなくてはいけないというそこまで考えてしまうとなかなか市としては手を出すことができないということがわかります。実施している自治体は、実は業者にすべて委託してしまっているようですので、高額の委託費を計上してまでやることは厳しい財政の中で私も若干抵抗を感じます。

かつてお見合いが支流の時代においては、お見合いの席というのは場合によっては一言も互いに口を聞かないまま終わっても結婚が決まっていたことがあるそうで、コミュニケーション力はさほど問題にならなかつたということなのではないでしょうか。今ではお見合いそのものや結婚式に仲人を立てることも少なくなりました。その結果、他者は結婚について何もしてくれない、結婚はただ何となく過ごしていてもできないという認識が常識になり始めました。

そこで就職活動を「就活」と略してというのに倣いまして、就職に活動が必要なように、結婚するためには結婚活動が必要なのだと「婚活」という言葉が使われ出しています。

この「婚活」というのは、お料理教室や学びの場としてのセミナーを生かし、職場以外の人との出会いの場を作ってそこで結婚活動に生かそうという試みです。

以前議会で羽場議員も2回ほど提案していますが、公園お見合い清掃というような形も考えられます。こういう「婚活」の支援という視点であれば、福生市でも協働の観点で市民の皆さんの力をお借りする機会にこれを生かして、定期的に集っていただくことが大事だと思いますので、定期的に集うボランティアグループの結成に独身者の男性2人以上で応募、または女性2人以上で応募などという条件をつけてみたりして「公園定期清掃をしませんか」とか「何々活動しませんか」と呼びかけ、この形でサポートする「婚活サポート」というのはどうでしょうか。このような出会いの機会を作るサポートなら、市でも考えることができるのではないかと思います。これは質問したかったんですが、今回はまず要望させていただきます。今後、子育て支援の充実に加えて未婚男女の増加と結婚活動のサポートについて、当市でも強い関心を持って研究に取り組んでもらうことを要望します。

2項目目の1点目、拝島駅北口周辺整備について。

拝島駅は、新宿方面へも二通りのアクセスが得られ、東京、立川、八王子、川越方面もすべて直通、幹線道路、国道16号にもすぐに面しており、中央道、圏央道にも行けます。西多摩全域で最も上手の駅でもあり、福生市、羽村市、青梅市、瑞穂町、あきる野市の市民を労働力として確保できる魅力的な駅です。

例えば、労働者も確保しやすく、都心にも西多摩にも便利な場所として駅徒歩圏内にオフィスを貸し出せば、本社を置くことも可能だと思います。環境整備が進みそれにはよい物件がつくられないといけないと思います。十分な魅力を引き出すためにも拝島駅の北口の整備につきましても、周辺に接続する道路の整備などを早期に実現し、チャンスをつくり出していただきたいと思います。

今は駅舎とロータリーの間にはポカンと空間ができています。狭いロータリーにもかかわらず、余り強い必要性を感じない空間がすでに今はあるという状況です。狭いロータリーについての整備は、これから進めていく、推進したいということもお聞きできましたので、福生市からは周辺を早期に整備していくので、西武鉄道や昭島市にも有効な活用法を考えるよう促していただきたいと思います。この狭い土地ではありますが、空間が広く使える方法を考え出して、その活用を高めていただくことを要望します。

2点目、五丁橋通りと山王橋通りの交差点についてですが、表示の見直し整理や注意の表示などもしていただきたいのですが、この件ありがとうございます。

年に4件や3件の事故が起こる交差点というのは、危険な交差点である証明だと思います。この交差点は踏切にもすぐ直結しておりますので、信号機は踏切連動型にならないと設置できないのかもしれませんが、しかし事故件数も多く、ことしだけで私は救急車を2回同じ場所に出すのを見えています。車と車の簡単な軽度の接触事故というのではなく、救急車が出るような事故が続いているということも健全としてありますので、重大事故が起こるかわからない危険な交差点として信号機の設置は強く要望していただきたいと思います。

3項目目、定住化対策の進捗状況についてですが、福生の魅力をまとめ不動産業界

等は伝え広報する件、ぜひとも実施いただきたいと思います。こちらは多額の予算を必要とせずともできることではないかと思います。その様子をしばらくしてからまたお聞きしたいと思います。住居を決める際に何が決め手となっているのかも、日頃より不動産業界にヒアリングしてもらおうと良いと思います。時流というのものもあるでしょうが賃貸の場合、分譲の場合、子育て世帯の場合、単身の場合と引っ越しにはさまざまな決め手となる理由条件があるのではないのでしょうか。ファミリー向け住宅の建設促進や建てかえ促進策、直接助成など、具体策はこれからになると思いますので提案もしていきたいと思います。

4項目目の税の収納向上についての要望ですが、1点目、納税の利便性向上について。

公共料金の新たな収納方法に関する検討会で、費用対効果に関して検討を進めると答弁をいただきました。

費用対効果の費用に対する考え方ですが、未納額が市税で2億、国保税などは4億円を超えているということを考えると、利便性の向上で毎年数パーセントでも収納率が向上するなら初期投資にかかる費用や手数料、これがどのくらいかかった場合に回収不能になるのかというくらいな観点で、その費用が高過ぎるというのはどこと比較するのかということをよく考えて事務効率の改善などいろいろな勘案しなくてははいけないと思いますが、総合的に判断をすべきだと思います。

収納に際し手数料が取られるにもかかわらず、さまざまなサービスが広がり普及している背景には、払いやすさということが支払い側や収納側にプラスの効果をもたらすことが明らかだからだと考えております。納期の回数の方も含め十分に検討いただき、納税の利便性、向上についての実施を願います。

2点目、過払い債権の差し押さえにつきましては、結果的にこの差し押さえが納税者の生活再建につながるケースがあるようです。羽村市では、訴訟が続いているということもあります。おおむねこの過払い金については返還されるというのが流れというように認識されております。積極的な取り組みを継続していただき、ぜひ収納相談の中でこのような手法が適当と思われる方には進めていただきたいと思います。

5項目目、福祉バスの利用対象者の拡大につきましては、現時点では国土交通省の許可の関係でむずかしいとの答弁をいただきました。

市民の目から見れば、先ほど申し上げました一時的な通院者や車を所有していない方も交通弱者だと率直には思います。しかし、これらの方を乗せられるバスにしようとするなら、別の交通システムを考えなくてはならない。許可を取りなおす必要があるということがわかりました。

現在の福祉バスは試行実施ですので、来年の8月ぐらいには今後どうするのか方向性を定める時期が来るのだと思います。その際、福祉有償輸送サービスの利用対象にもならず、福祉バスの利用対象にもならない方はどうしたらよいかを含め、長期的な視野に立った方向性を出していただきたいと要望をします。

私も市民の皆さんの意見をよく伺って改めてこの点は質問させていただきたいと

思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 御諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は12月3日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって、延会いたします。

午後3時41分 延会

写

福総総発第 110 号

平成 20 年 11 月 25 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

平成 20 年第 4 回福生市議会定例会の招集について

平成 20 年 11 月 25 日付け、福生市告示第 203 号（別紙参照）をもって、平成 20 年第 4 回福生市議会定例会を招集したので通知します。



②

福生市告示第 203 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 5 項の規定に基づき、平成 20 年第 4 回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 20 年 11 月 25 日

福生市長 加藤 育男 印

- 1 期 日 平成 20 年 12 月 2 日
- 2 場 所 福生市議会議場



福総総発第 111 号

平成 20 年 11 月 25 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

議案の送付について

平成 20 年第 4 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 66 号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 67 号 福生市教育センター条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 68 号 福生市保育所条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 69 号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 70 号 福生市保健施設条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 71 号 福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 72 号 福生市営駐車場条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 73 号 福生市子ども家庭支援センター条例
- 9 議案第 74 号 平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）
- 10 議案第 75 号 福生市営福生駅西口駐車場の指定管理者の指定について
- 11 議案第 76 号 福生市福祉センターの指定管理者の指定について
- 12 議案第 77 号 福生市土地開発公社定款の変更について



議案第 66 号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 12 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

都市計画税の特例に係る期間を延長するとともに、当該延長期間における都市計画税の特例税率を改めたいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

福生市都市計画税条例(昭和31年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(同項の前の見出しを含む。)から第8項(見出しを含む。)まで、第10項から第13項まで及び第17項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第28項の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に、「100分の0.25」を「100分の0.24」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市都市計画税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 67 号

福生市教育センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 12 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

教育センターの機関のうち、教育相談室及び学校不適應児童・生徒教育支援室の位置を変更するとともに、学校不適應児童・生徒教育支援室の名称を改めたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市教育センター条例の一部を改正する条例

福生市教育センター条例（平成 20 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育相談室	福生市北田園二丁目 9 番地 1
学校不適応児童・生徒教育支援室	福生市北田園一丁目 50 番地 1

を

」

「

教育相談室	福生市北田園二丁目 5 番地 7
学校適応支援室	福生市北田園二丁目 5 番地 7

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 68 号

福生市保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 12 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

福生保育園を民営化することにより廃止したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市保育所条例の一部を改正する条例

福生市保育所条例（昭和 46 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表福生保育園の項を削る。

### 附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 69 号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 12 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

産科医療補償制度の実施に伴い、出産育児一時金の加算に係る規定を定めたいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険条例（昭和 54 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産したときは、これに 3 万円を加算するものとする。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### （経過措置）

2 改正後の福生市国民健康保険条例第 6 条第 1 項の規定は、施行日以後の被保険者の出産（以下「出産」という。）に係るものから適用し、施行日前の出産に係るものについては、なお従前の例による。

議案第 70 号

福生市保健施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 12 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

健康センターの廃止に伴い、保健センター条例として規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市保健施設条例の一部を改正する条例

福生市保健施設条例（平成9年条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「施設」を「センター」に改める。

第1条中「福生市保健施設（以下「保健施設」という。）」を「福生市保健センター（以下「センター」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（位置）

第2条 センターは、福生市大字福生 2125 番地 3 に置く。

第3条中「保健施設」を「センター」に改め、同条第1号中「健康相談」を「健康教育、健康相談」に改め、同条第4号中「老人保健」を「高齢者の保健」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議案第 71 号

福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 12 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

自転車駐車場における指定管理者制度に関する規定を定めたいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

福生市自転車等駐車場条例(平成9年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第17条を第21条とし、第16条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、駐車場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に駐車場の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場の使用に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い駐車場の管理を行わなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第19条 第17条の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条、第4条、第5条、第7条から第9条(第4号を除く。)まで、第11条、第12条(第3号を除く。)及び第15条第1項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金に関する読替え等)

第20条 第17条の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第6条から第8条まで及び別表の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

- 2 使用者は、指定管理者に駐車場の使用に係る利用料金を納付しなければならない。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 4 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 72 号

福生市営駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 12 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

市営福生駅西口駐車場において、定期使用ができるようにするとともに、24 時間当たりの使用料の上限の設定など使用料に係る規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市営駐車場条例の一部を改正する条例

福生市営駐車場条例(平成14年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「の休業日は、次のとおり」を「は、原則として休業しないもの」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「休業日を変更し、又は」を削り、同条の次に次の1条を加える。

### (駐車場の使用)

第5条の2 駐車場の使用は、入場1回ごとの使用時間に応じ使用料を支払う使用(以下「一時使用」という。)とする。ただし、市長は、駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)の利便の向上を図るため、必要と認めるときは、月を単位として駐車場を使用(以下「定期使用」という。)させることができる。

- 2 定期使用は、2階及び3階駐車場において行うものとする。
- 3 定期使用における駐車場の使用時間は、第4条第2号の規定にかかわらず、午前零時から午後12時までとする。
- 4 定期使用の承認の手続等については、市規則で定める。

第7条を次のように改める。

### (使用料の額等)

第7条 駐車場の使用料(以下「使用料」という。)は、次の表のとおりとする。

使用区分	使用時間等の区分	使用料
一時使用	午前9時から午後12時まで	1台につき30分までごとに100円
	午前零時から午前9時まで	1台につき1時間までごとに100円
定期使用	月単位	1台につき15,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、一時使用の使用料は、使用開始から24時間以内において1,000円を上限とし、24時間ごとに新たな駐車とみなして算定した額の合計額とする。
- 3 市長は、一時使用として駐車場を使用する者の利便を図るため、使用料

の額より2割以内の割引をした額をもって回数駐車券を発行することができる。

- 4 一時使用における使用料は、駐車場の使用が終了し、出庫する際に徴収する。ただし、回数駐車券については、交付を受ける際に納付しなければならない。
- 5 定期使用における使用料は、使用の承認を得たときに一括で前納しなければならない。
- 6 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部について還付することができる。

第8条第1項中「前条第1項」を「前条第1項及び第2項」に改め、同条第2項中「使用料」を「使用料(一時使用に限る。)」に改める。

第15条中「第7条第2項」を「第5条の2、第7条第3項及び第6項」に、「及び第9条」を「並びに第9条」に改める。

第16条第4項中「第7条第1項及び第2項」を「第7条第1項から第3項まで」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正後の福生市営駐車場条例(以下「新条例」という。)第7条の規定による使用料については、施行日以後の使用料から適用し、施行日前に駐車した場合の使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、施行日前においてこの条例による改正前の福生市営駐車場条例(以下「旧条例」という。)第7条第2項の規定により発行された回数駐車券は、新条例第7条第3項の規定により発行された回数駐車券

とみなす。

- 4 旧条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

議案第 73 号

福生市子ども家庭支援センター条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 12 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

福生市子ども家庭支援センターの設置及びその管理について、必要な事項を定めたいので、本条例を制定する必要がある。

## 福生市子ども家庭支援センター条例

### (設置)

第1条 子ども及び家庭に係る総合的な支援を行うことにより、子どもの健全な育成に寄与するため、福生市子ども家庭支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。

### (位置)

第2条 支援センターは、福生市北田園二丁目5番地7に置く。

### (事業等)

第3条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子ども及び家庭に係る総合相談及び支援に関すること。
- (2) 要保護児童対策地域協議会の運営及び調整に関すること。
- (3) 子どもの虐待防止に関すること。
- (4) 子ども及び家庭の支援に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (5) 子育てに関する情報提供に関すること。
- (6) 子育てグループ等の育成支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 市長は、前項各号(第5号及び第6号を除く。)に掲げる事業を適切かつ効果的に実施するため、支援を必要とする子ども及び家庭の状況の把握に努めるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に情報の提供その他の協力を求めることができる。

### (休業日)

第4条 支援センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定す

る休日（1月1日を除く。）

- (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(利用時間)

第5条 支援センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用対象者)

第6条 支援センターを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する18歳未満の者及びその保護者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



議案第 74 号

平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

平成 20 年 12 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男



平成20年度 福生市一般会計補正予算（第3号）

平成20年度福生市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276,474千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,031,792千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成20年 12月 2日 提出

福生市長 加藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		127,485	△505	126,980
	2 地方道路譲与税	33,019	△505	32,514
7 自動車取得税交付金		135,937	△4,005	131,932
	1 自動車取得税交付金	135,937	△4,005	131,932
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金等		1,440,735	9,017	1,449,752
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金等	1,440,735	9,017	1,449,752
9 地方特例交付金		96,636	4,510	101,146
	3 地方税等減収補てん臨時交付金	0	4,510	4,510
10 地方交付税		2,293,703	6,938	2,300,641
	1 地方交付税	2,293,703	6,938	2,300,641
14 国庫支出金		2,956,646	215,181	3,171,827
	1 国庫負担金	1,938,329	67,181	2,005,510
	2 国庫補助金	993,846	148,000	1,141,846
15 都支出金		2,436,330	20,338	2,456,668
	1 都負担金	819,365	10,227	829,592
	2 都補助金	1,432,503	10,111	1,442,614
18 繰入金		373,727	25,000	398,727
	2 基金繰入金	340,881	25,000	365,881
歳入合計		20,755,318	276,474	21,031,792

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,317,980	△2,275	2,315,705
	1 総務管理費	1,510,134	△2,275	1,507,859
3 民生費		8,153,684	125,168	8,278,852
	1 社会福祉費	3,016,420	8,291	3,024,711
	2 児童福祉費	3,413,610	54,527	3,468,137
	3 生活保護費	1,723,323	62,350	1,785,673
4 衛生費		2,682,969	△11,042	2,671,927
	2 清掃費	1,601,616	△11,042	1,590,574
8 土木費		1,903,098	160,163	2,063,261
	2 道路橋りょう費	929,024	33,536	962,560
	3 都市計画費	654,379	126,627	781,006
9 消防費		968,685	3,581	972,266
	1 消防費	968,685	3,581	972,266
10 教育費		2,457,945	801	2,458,746
	5 社会教育費	727,535	801	728,336
13 予備費		54,675	78	54,753
	1 予備費	54,675	78	54,753
歳 出 合 計		20,755,318	276,474	21,031,792

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
昼食業務委託	平成20年度～平成23年度	千円 125,700

(変更)

事 項	補 正 前	
	期 間	限 度 額
容器包装プラスチック 選別圧縮梱包委託 (平成21年度分)	平成20年度～平成21年度	千円 21,315

補 正 後	
期 間	限 度 額
平成20年度～平成21年度	千円 14,007



議案第 75 号

福生市営福生駅西口駐車場の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 12 月 2 日

福生市長 加藤 育 男

福生市営福生駅西口駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公  
の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる施設

施設の名称	施設の所在地
福生市営福生駅西口駐車場	福生市本町 92 番地 1

2 指定管理者に指定する団体

指定する団体の名称	指定する団体の所在地
福生市商工会	福生市本町 18 番地

3 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

福生市営福生駅西口駐車場に係る指定管理者を指定する必要があるので、  
地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。



議案第 76 号

福生市福祉センターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 12 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

福生市福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公  
の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる施設

施設の名称	施設の所在地
福生市福祉センター	福生市南田園二丁目 13 番地 1

2 指定管理者に指定する団体

指定する団体の名称	指定する団体の所在地
社会福祉法人 福生市社会福祉協議会	福生市南田園二丁目 13 番地 1

3 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

福生市福祉センターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。



議案第 77 号

福生市土地開発公社定款の変更について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 12 月 2 日

福生市長 加藤 育 男

(提案理由)

民法(明治 29 年法律第 89 号)、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)等の改正に伴い、定款の一部を変更する必要があるので、公有地の拡大の推進に関する法律第 14 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

## 福生市土地開発公社定款の変更について

福生市土地開発公社定款（昭和 48 年 11 月 1 日東京都知事認可）の一部を次のように変更する。

第 7 条第 4 項中「民法(明治 29 年法律第 89 号)第 59 条」を「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 16 条第 8 項」に改める。

第 16 条第 1 項第 4 号中「損益計算書」の次に「、キャッシュ・フロー計算書」を加える。

第 20 条第 1 項中「及び運用財産」を削る。

第 22 条中「損益計算書」の次に「、キャッシュ・フロー計算書」を加える。

第 24 条第 2 号中「郵便貯金又は」を削る。

### 附 則

この定款は、東京都知事の認可があった日から施行する。

昭和48年11月1日東京都知事認可

福生市土地開発公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この土地開発公社は、福生市土地開発公社(以下「公社」という。)と称する。

(事務所)

第2条 公社の事務所は、東京都福生市本町5番地福生市役所内に置く。

(目的)

第3条 公社は、公共用地又は公用地等の取得管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(設立団体)

第4条 公社の設立団体は、福生市(以下「市」という。)とする。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、福生市公告式条例(昭和25年条例第7号)の規定に準じて行う。

第2章 役員及び職員

(役員の種類)

第6条 公社に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上10人以内(うち理事長1人副理事長1人を含む。)
- (2) 監事 2人

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。

4 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条の職務を行う。

(役員任命)

第8条 理事及び監事は、福生市長が任命する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の兼任禁止)

第10条 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職員の任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

### 第3章 理事会

(設置及び構成)

第13条 公社に理事会をおく。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに理事長が招集する。

(議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
  - (2) 業務方法書の変更
  - (3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
  - (4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
  - (5) 規程の制定又は改正若しくは廃止
  - (6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
  - (7) その他この公社の運営上理事長が重要と認める事項
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

(議事録)

第17条 理事会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 会議に出席した理事の氏名
  - (3) 議決事項
  - (4) 議事の経過
- 2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第4章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 公社は、第3条の目的を達するため、次の業務を行う。

- (1) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第17条第1項各号(第1号ニは除く。)に掲げる業務
- (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、

調査、測量その他これらに類する業務

(3) 前2号に掲げる業務に付帯する業務

(業務方法書)

第19条 公社の業務の遂行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

## 第5章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第20条 公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 公社の基本財産の額は、500万円とする。

3 基本財産は、安全確実な方法により管理するものとしこれを取り崩してはならない。

(事業年度)

第21条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務諸表)

第22条 公社は、毎事業年度、前事業年度の終了後2箇月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し監事の監査を経て市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第23条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じた場合は、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じた場合は、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第24条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債又は地方債の取得

(2) 郵便貯金又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

## 第6章 雑 則

### (解散)

第25条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、市議会の議決を経て、東京都知事の許可を受けたときに解散する。

2 公社は、解散した場合において、債務を弁済して、なお残余財産があるときは、市に帰属する。

### (規定への委任)

第26条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

### (最初の役員)

2 公社の最初の役員任期は、第9条の規定にかかわらず市長の定めるところによる。

### (最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第21条の規定にかかわらず、公社の成立した日から昭和49年3月31日までとする。



陳情第 20-11 号

介護保険に関する陳情書

## 【陳情要旨】

私たち市民は、安心してこの福生市に住みつづけたいと願っている。また、老後のくらしの安定、福祉、医療、介護の充実を強く望んでいる。それでこそ基本的人権・生存権が大事にされることであると考えます。

しかし、介護保険制度の報酬改定が2回(平成15年—2.3%・平成18年—2.4%)行われた。特に平成18年の改定はすさまじく、ホテルコスト(水光熱費・食費の全額負担)の導入、新認定制度(新たに要支援1・2)の導入、生活支援時間の制限などにより介護保険利用者と家族に多大な負担をかけている。

これまで要介護2の人が要支援2となったためにベットの利用できなくなったり、生活支援が1時間半に制限されたために、掃除、洗濯、調理、買物などをどのようにするか訪問介護員が頭を悩ませている現状である。要支援1に認定された人はさらに制限され、訪問介護は週1回の生活支援のみである。障害者・高齢者の利用者がもっとも必要なものは生活支援である。

現在、第1号被保険者の保険料は6段階である。本人非課税でも世帯員の中に市民税が課税されているときは基準額であり、200万円以上の所得のある人(たとえ所得が何千万円・何億円あろうと)は基準額の1.5倍が最高値である。どうみても不合理と考えられる。

「介護保険から社会が支える介護へ」と始まった介護保険制度であるが、一昨年から介護崩壊の危機が進んでいる。それは「構造改革」の名のもとに毎年、社会保障費を2200億円削減しているからである。そのため、介護保険では平成15年には介護報酬引き下げで300億円、平成17年には施設の居住費・食費を介護保険から外して420億円、平成18年には介護報酬の引き下げで90億円の削減となっている。

その上に本年5月13日の財政制度審議会・財政制度分科会・財政構造改革部会が開かれ、①要介護2以下の人は介護保険の対象外にする。(2兆9百億円の抑制)②利用料を2倍の2割にする。(2千3百億円の抑制)と議論しているが許

しがたいことである。

これでは、介護保険制度の趣旨に反していると考えられる。

介護保険制度の実情を汲み上げていただきたい。

よって、私たちは、福生市議会及び国に対し次のことについて陳情する。

【陳情事項】

- 1 介護保険料の引き上げは行わないこと。
- 2 保険料の徴収基準額は、高額所得者にそれなりの負担をお願いし、現在の6段階から8ないし10段階に増やすこと。
- 3 国保税の減免基準同様、介護保険料の市独自減免措置をつくること。
- 4 利用料の市独自の軽減措置をすること。
- 5 介護崩壊を防ぐためには、事業所経営の改善、介護員の労働条件の改善が必須である。国の負担を増やし、介護保険料や利用料に連動しない介護報酬の引き上げを国に対し要望していただきたい。

平成20年11月20日

陳情者代表

羽村市小作台5-21-6

西多摩社会保障推進協議会

会長 秋本晴夫 ㊟

羽村市緑ヶ丘1-15-10

三多摩健康友の会多摩川支部

支部長 林 桂 ㊟

福生市議会議長

原島貞夫 様



福 議 発 第 154 号  
平成 20 年 11 月 25 日

様

福生市議会議長  
原 島 貞 夫

議案説明員の出席要求について

平成 20 年 第 4 回 福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第  
121 条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

- 1 期 日 平成 20 年 12 月 2 日 (火)
- 2 場 所 福生市議会議場



写

福 監 発 第 4 2 号

平成20年10月6日

福生市長 加 藤 育 男 様

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強

同 高 橋 章 夫

平成20年8月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 9月26日(金)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成20年8月中における会計管理者の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 8月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、8月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



平成 20 年 8 月分

平成 20 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 20,469,516	1,419,543,777	7,296,972,343	35.6	運 430,000,000
		963,028,316	7,233,093,150	35.3	63,879,193
国 保 会 計	6,263,016	454,851,529	1,965,032,542	31.4	運 190,000,000
		470,904,053	2,125,628,319	33.9	△160,595,777
老人保健医療会計	444,656	27,983,494	344,350,652	77.4	34,705,025
		1,427,297	309,645,627	69.6	
下水道事業会計	1,610,224	148,089,021	507,194,806	31.5	335,633,587
		23,828,986	171,561,219	10.7	
介護保険会計	2,761,654	207,732,034	989,132,828	35.8	124,545,414
		211,482,791	864,587,414	31.3	
後期高齢者 医療会計	754,435	11,175,000	224,389,600	29.7	48,868,522
		42,842,594	175,521,078	23.3	
受託水道事業会計	375,345	16,663,000	96,755,507	25.8	28,490,400
		17,045,214	68,265,107	18.2	
合 計	32,678,846	2,286,037,855	11,423,828,278	35.0	運 620,000,000
		1,730,559,251	10,948,301,914	33.5	475,526,364

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	49,195,524	412,187,867	398,282,622	63,100,769
都 税	329,228,031	171,919,939	329,228,031	171,919,939
合 計	378,423,555	584,107,806	727,510,653	235,020,708

## 3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別 負担金準備基金	117,228,657	0	0	117,228,657
庁舎建設基金	85,091,622	0	0	85,091,622
都市施設整備基金	1,333,081,344	0	0	1,333,081,344
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,839,918	0	0	352,839,918
財政調整基金	運△610,000,000 1,665,857,737	0	運10,000,000 0	運△620,000,000 1,665,857,737
学校施設等整備基金	1,420,323,343	0	0	1,420,323,343
ふるさと人づくり まちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	36,700,004	0	0	36,700,004
再編交付金事業基金	51,917,000	0	0	51,917,000
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費 等資金貸付基金	6,000,000	0	貸3,327,735	2,672,265
合 計	運△610,000,000 5,500,171,648	0	運10,000,000 3,327,735	運△620,000,000 5,496,843,913

・ 運は運用金 ・ 貸は貸付金



写

福 監 発 第 5 0 号  
平成20年11月20日

福生市長 加藤育男様  
福生市議会議長  
原島貞夫様

福生市監査委員 沖倉 強  
同 高橋章夫

平成20年9月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 10月29日(水)
- 2 場所 監査委員事務局
- 3 対象 平成20年9月中における会計管理者の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結果 9月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、9月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



平成 20 年 9 月分

平成 20 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 20,799,716	1,812,930,035	9,109,902,378	43.8	△226,783,633
		2,103,592,861	9,336,686,011	44.9	
国 保 会 計	6,301,262	426,766,310	2,391,798,852	38.0	運 270,000,000 △239,034,634
		505,205,167	2,630,833,486	41.8	
老人保健医療会計	444,656	20,795,000	365,145,652	82.1	55,307,140
		192,885	309,838,512	69.7	
下水道事業会計	1,607,694	233,105,908	740,300,714	46.0	83,825,224
		484,914,271	656,475,490	40.8	
介護保険会計	2,852,445	239,215,414	1,228,348,242	43.1	142,105,106
		221,655,722	1,086,243,136	38.1	
後期高齢者 医療会計	754,435	98,668,300	323,057,900	42.8	106,157,217
		41,379,605	216,900,683	28.8	
受託水道事業会計	375,345	23,564,000	120,319,507	32.1	33,839,395
		18,215,005	86,480,112	23.0	
合 計	33,135,553	2,855,044,967	14,278,873,245	43.1	運 270,000,000 △44,584,185
		3,375,155,516	14,323,457,430	43.2	

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	63,100,769	253,974,574	260,195,378	56,879,965
都 税	171,919,939	275,391,602	171,919,939	275,391,602
合 計	235,020,708	529,366,176	432,115,317	332,271,567

## 3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別 負担金準備基金	117,228,657	0	0	117,228,657
庁舎建設基金	85,091,622	0	0	85,091,622
都市施設整備基金	1,333,081,344	0	0	1,333,081,344
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,839,918	0	0	352,839,918
財政調整基金	運△620,000,000 1,665,857,737	戻 430,000,000 0	運 80,000,000 0	運△270,000,000 1,665,857,737
学校施設等整備基金	1,420,323,343	0	0	1,420,323,343
ふるさと人づくり まちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	36,700,004	0	0	36,700,004
再編交付金事業基金	51,917,000	0	0	51,917,000
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費 等資金貸付基金	2,672,265	返 3,771,205	貸 443,470	6,000,000
合 計	運△620,000,000 5,496,843,913	戻 430,000,000 3,771,205	運 80,000,000 443,470	運△270,000,000 5,500,171,648

・運は運用金    ・貸は貸付金    ・戻は戻入金    ・返は返済金





福教庶発第 148 号  
平成 20 年 11 月 27 日

福生市議会議長  
原 島 貞 夫 様

福生市教育委員会



平成 19 年度福生市教育委員会の権限に属する事務の  
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条第 1 項の規定により、平成 19 年度中の福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の報告書を別紙のとおり提出します。



平成 19 年度

福生市教育委員会の権限に属する事務の  
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

平成 20 年 12 月

福生市教育委員会



## はじめに

この報告書は、平成19年6月に公布されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに同法第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されたことにより作成しました。

この改正の趣旨は、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進にあります。この規定に基づき、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表することが義務付けられました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとしてとされました。

初年度である今年の報告書は、学校教育に関しては、「教育推進プラン」の取組状況を、社会教育に関しては「福生市社会教育計画」により作成した取組状況を基に、教育委員会が所管する事務事業の管理及び執行の状況について、教育委員会自らにより点検し評価をしたものです。

なお、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用は、来年度から図っていくことにしました。

この報告書を作成していくことにより、教育委員会活動の透明性をより高め、更なる説明責任を果たすべく努めてまいります。

平成20年12月

福生市教育委員会

## 目次

福生市教育委員会の教育目標	1
福生市教育委員会の基本方針	2
表の見方	6
学校教育編	
視点Ⅰ 心の教育の推進	9
視点Ⅱ 確かな学力の定着	11
視点Ⅲ 新しい時代に対応した学校づくりの推進	13
視点Ⅳ 教育環境の整備	15
社会教育編	
視点Ⅰ 多様な学習課題に応える社会教育の振興	19
視点Ⅱ 学校教育と社会教育の融合の促進	23
視点Ⅲ 市民との協働による社会教育活動の展開	25
視点Ⅳ 芸術文化活動の推進と文化遺産の保存・活用	27
視点Ⅴ 生涯スポーツの推進と市民の健康増進の支援	29
視点Ⅵ 社会教育環境の整備	31
平成19年度福生市市教育委員会活動一覧	35
平成19年度教育委員会定例会・臨時会報告	37
平成19年度教育委員会協議会報告	41
参考資料	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	43
福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価実施要綱	45

## 福生市教育委員会の教育目標

福生市教育委員会は、子どもたちが、知性・感性・道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、人権尊重の精神を基調として、思いやりと規範意識のある人間、社会・地域の一員として貢献しようとする人間、個性と創造力豊かな人間、国際社会の信頼と尊敬を得る人間を育成する教育を推進する。

また、生涯学習を振興し、市民のだれもがあらゆる場で学び続けることのできる社会の実現を図る。

教育は、学校・家庭・地域の三者が互いに手を携えて責任を果たしてこそ、その成果があるものとの認識に立って、すべての市民が参加する教育を目指す。

(平成 15 年 12 月 25 日 福生市教育委員会 決定)

## 福生市教育委員会の基本方針

福生市教育委員会は「教育目標」を達成するために、次の「基本方針」に基づき、創意ある教育施策を総合的に推進する。

### 【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

福生市に生活するすべての市民が、人権尊重の理念を正しく理解し、生命尊重や思いやりの心、社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を一層はぐくむことが必要である。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深める機会を充実し、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進する。

- 1 人権尊重の理念を広く定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすために、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進する。  
人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、路上生活者、その他の人権問題などの課題について、差別意識の解消を図る人権教育を学校教育、社会教育を通じて効果的に進める。
- 2 子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることができるよう、心に響く道徳教育の充実、推進を図る。また、社会貢献の精神をはぐくむために、小・中学校が連携して「輝け福生いきいき活動」を実施するとともに、「心の東京革命」教育推進プランを踏まえて、家庭や地域と連携した、社会体験・奉仕活動や文化・スポーツ活動など体験的な活動を中心とした教育を推進する。
- 3 子どもたちが、自他をいつくしみ、いじめをなくし生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携のもとに、「心とからだの健康づくり」を推進する。
- 4 学校においては、子どもたちの健全育成について、全教職員の共通理解に立った指導方針・指導体制を確立し、規律と秩序のある教育活動を推進する。特に、いじめ、不登校など、子どもたちの多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、学校、適応指導教室及び教育相談室の相談機能の整備・充実を図る。
- 5 「いじめ問題」については、いじめが人権を侵害する反社会的行為であり、絶対に許されないとの認識のもと、学校、家庭、地域、専門機関等と緊密に連携して、問題の解決、再発防止等に努める。

## 【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

国際化の進展や科学技術の高度化、情報化など社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりに思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが必要である。

そのために、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

1 国際社会の中で活躍し、我が国の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす多様な教育手法や制度を導入・拡充する。

幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校、大学等の校種間の連携を重視した教育を推進する。また子どもが自らの資質・能力を発見し、それを生かして自己実現を図る努力を継続するよう、特色ある教育課程の編成や指導法の工夫・改善を進める。

2 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、子どもたちの個性や能力等に対応するため、習熟の程度に応じた少人数学習集団による指導、教科の選択幅の拡大、学習指導補助員の拡充など、個に応じた多様な教育を推進する。

また、文部科学省が行う「全国学力・学習状況調査」の結果に基づき、各小・中学校で「授業改善推進プラン」の作成・実施を核として授業改善を推進し、基礎的な学力の向上を図る。また、学習習慣、基本的生活習慣の確立が、学習活動を支えていることから、家庭における生活習慣の改善を促進する。

3 子どもたちの職業的（進路）発達を促すために、職場体験やガイダンス機能を生かして自己理解や職業理解を深めさせるとともに、子どもたち一人ひとりの勤労観・職業観をはぐくむキャリア教育を推進する。

4 学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等を含め障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、また、一人ひとりの実態を適切に把握し、個性や能力が十分伸長されるよう、個別の指導計画に基づいた指導を徹底するなど、特別支援教育体制の整備充実を図る。

5 日本や世界の文化・伝統に触れる機会の充実を図り、郷土福生への愛着心や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進する。

特に、英語教育指導員事業の充実及び小学校における英語活動への積極的活用を図るとともに、多くの外国人との交流による国際理解教育を推進する。

### 【基本方針3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

活力ある社会の実現と個人の豊かな生活の実現を目指すとともに、一人ひとりが社会に貢献できるようにすることが必要である。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しみ、社会参加と健康づくりができる機会の充実を図る。

- 1 市民の身近な生活課題から専門的な課題まで、多様な学習要求に応えるため、また学校週5日制なども踏まえ、生涯学習の振興を図る。
- 2 子どもの健やかな成長を図るために、学校施設等の開放、社会教育機関の活用、児童生徒と地域社会との交流など、学校教育と社会教育の融合を促進する。
- 3 家庭や地域社会の教育力の向上を図るため、地域に根ざした社会教育活動を展開するとともに、生涯学習関連機関との連携、市民の学習や交流の場の提供、市民の諸活動に関する的確な情報を提供する。また公民館や図書館等社会教育施設の整備・充実を図り、広域連携のもとに生涯学習を支援する。
- 4 市民が芸術・伝統文化などに親しみ、文化活動などに参加できる機会を提供するとともに、市の文化施設の維持・管理及び充実・活用を図る。
- 5 市の文化遺産や歴史的環境、資料の保存・活用を図るとともに、市史の普及を図り、郷土理解を推進する。
- 6 市民の健康づくりを進めるため、体育施設やスポーツ教室等の一層の充実を図るとともに、活動組織づくりや指導者養成等の支援に努める。  
また、市民が生涯を通じて身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、生き生きとした市民生活を送ることができるよう、福祉関係機関や小中学校などとも緊密な連携を図りながら、各種事業の充実に努めるとともに、多摩川などの豊かな自然を生かした活動の機会や場を提供する。

【基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

学校・家庭・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが必要である。

そのために、東京都教育委員会や他区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効果的・効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進める。

- 1 学校評議員制の活用及び外部評価を導入した学校評価の組織的・計画的な実施により、保護者や地域住民の教育への参画を促進し、開かれた学校づくりを一層推進する。特に道徳授業地区公開講座並びに学校の教育活動については、今後とも積極的に公開する。
- 2 学校教育の改善に対する各学校の自主的、自律的取組を進めるため、校長のリーダーシップの確立及び主幹の活用を図るとともに、学校の組織的な課題対応能力を向上させる。
- 3 教員の資質・能力の向上を図るため、教員のライフステージに応じた研修体系に基づいて教員研修を一層充実する。
- 4 「福生市地域まなびあいボランティア」など、学校外の人材を活用し、積極的に地域社会との連携を図り、特色ある教育活動を推進するとともに、学校運営の一層の改善に努める。
- 5 学校をはじめとする教育施設は「市民の共有財産」であるとの観点から、学校施設・機能の開放や市の施設の一層の効率的な有効活用に努める。
- 6 子どもたちの安全確保を図るため、学校内外における安全管理体制を確立し事故防止に努めるとともに、学校・家庭・地域並びに関係機関との協働による取組を推進する。

～表の見方～

はじめに

福生市教育委員会の点検・評価の表は、平成19年度の「福生市教育推進プラン」（以下「19プラン」という。）の取組状況を基礎に作成しています。しかし、19プランには、社会教育関係の事務事業が含まれていません。従いまして、社会教育関係は、今回の点検・評価に際しまして平成19年度の「福生市社会教育計画」の取組状況を19プランの取組状況に置き換えて作成しました。

学校教育編及び社会教育編では、それぞれ事務事業に対する視点別施策名を記入しています。

「施策の成果を測る指標の達成状況」と「施策の実施結果・成果」を踏まえて4つの区分で総括評価を記入しています。

視点 IV 教育環境の整備

施策の実施結果・成果の総括	順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果を測る指標の達成状況	★★★	★★	★	—
目標	**** 学校教育編は、19プランの各視点の「目標」です。社会教育編は、平成19年度の「福生市社会教育計画」を基に、新たに目標を作成し記入しています。								
目標を達成する	(1) *****(P17) 学校教育編は、19プランの各視点の「推進事業の内容」を項目ごとに括弧書きで記入し、文末にはその掲載ページを記入しています。 社会教育編は、平成20年度の「福生市教育推進プラン」は、作成しましたので、そのプランに見合った平成19年度取組状況を作成しましたので、そこに示した項目番号を記入しています。								
施策の実施結果	(1) *****(P17) (2) *****(P17) (3) 施策の具体的な実施結果を記入しています。								
残された課題	*****(P17) 実施結果後の残された判明した解決すべき課題等について記入しています。								
今後の対応	*****(P17) 「残された課題」を踏まえて、今後の取組、対応を記入しています。								

★★★	★★	★	—
目標に達成した場合	目標達成に至っていない場合	施策を推進しているが、成果が不十分な場合	現時点で判明しない場合

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指標	現状	目標	達成状況
(1) ****	100%	****	前年度 100%
		数値化できる具体的な施策を記入しています。	★★★

施策の主務課： \*\*\* 電話： \*\*\*\*  
 関係課： \*\*\*、\*\*\* 視点ごとの主な担当課名を明記しており、関係課は下段に明記しています。

学 校 教 育 編



学校教育編

視点 I 心の教育の推進

施策の実施 結果・成果の 総括	順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
		○				1	2	1	
目標	<p>学校においては、人権教育、道徳教育、健康づくりなどの取組を充実し、社会全体で子どもたちを育てていくために、ボランティア活動、自然・社会・生活体験等をとおして豊かな心を育成していく。また、伝統や文化を尊重する態度や日本人としてのアイデンティティの形成に努めていく。</p>								
目標を達成するための施策	<p>(1)一人ひとりの人権を尊重する教育を推進するため、「いじめ問題」に対する指導の徹底等 人権教育の充実を図る。(P6)</p>								
	<p>(2)豊かな人間性を育成するために、道徳性を高める教育の充実や道徳時間の確保、基本的な生活習慣や社会規範を身に付けさせる指導を充実させる。(P7)</p>								
	<p>(3)知・徳・体のバランスのとれた心身の健康づくりを推進するために、学校内外の教育相談体制の充実を図り、不登校などの学校不適応の子どもたちには、授業指導補助員の配置、適応指導教室における指導等により社会的自立を支援していく。また、健康管理についても学校保健会を通じて健康管理の向上に努め、教育活動全体を通して計画的に健康教育を行う。 安全指導の充実を図り、小学校給食の充実、中学校昼食の展開による食育の推進をする。(P7, 8)</p>								
	<p>(4)豊かな心をはぐくみ逞しく生き抜く力を培うために、宿泊行事の実施とともに、生活指導、進路指導の改善・充実に努める。(P9)</p>								
	<p>(5)社会貢献の精神をはぐくむために、福祉教育、奉仕体験活動及び環境教育を推進し、公共心や奉仕の精神、環境を大切にすることを養う。(P9, 10)</p>								
	<p>(6)地域の自然・歴史・文化・産業等を理解し、郷土・福生への愛着心や誇りをはぐくむために、多摩川などの自然を活かした学習、和楽器を取り入れた伝統文化にふれる体験学習、芸術にふれる機会の充実を図る。(P10)</p>								
施策の実施結果	<p>(1)については、主に、いじめ防止に取り組み、6、11、2月に「いじめ防止月間」を設定し、「いじめ防止標語」の募集、標語の活用等により、啓発活動を行った。 (2)、(4)、(5)、(6)については、従前の取組の充実を図った。 (3)については、相談体制の充実を図るとともに、スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業の指定を受け、指導員3名を配置し、学校不適応の子どもたちへ対応を行った。また、小学校の一、四年生(全クラス)の給食時間に栄養士・調理員が訪問し、食育について指導した。</p>								
残された課題	<p>個々の事業の充実は図られたが、関係部署や個々の事業との連携に課題が残る。また、学習指導、市民講師及び学校ボランティアの活用に学校間の偏りがある。</p>								
今後の対応	<p>特別な教育的支援が必要な子どもに対して、個に応じた適切な支援を図るため、特別支援教育の推進に向けた校内体制や相談機能の整備・充実を図り、子どもたち一人ひとりの勤労観・職業観をはぐくむキャリア教育を推進する。</p>								

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指標	現 状	目 標	達成状況
(3) 小学校授業指導補助員指導配置時間数	13,770 時間 (授業時間) 95.2%	14,460 時間 (授業時間) ※小学校 1 年～3 年国語・算数 (全クラス) において、学習指導 要領に定める授業時間数の 80%の授業に配置する。	平成 19 年度から目標値設定  ★★
* (3) 不登校出現率(小学校)	平均出現率 0.74% (前年比 55.1%改善)	東京都全体の平均出現率 0.34% に近づける。	前年度 1.23%  ★★
* (3) 不登校出現率(中学校)	平均出現率 6.31% (前年 比 16.6% 後 退)	東京都全体の平均出現率 3.24% に近づける。	前年度 5.80%  ★
(3) 給食時間中の栄養士、調理員による食育指導	100%	44 回 (全 60 クラス) 巡回	19 年度から実施  ★★★

施策の主務課 指導室 関 係 課 学校給食課	電話 551-1948
---------------------------	-------------

\* 不登校出現率の求め方

〈小学校の場合〉

$$\frac{\text{不登校児童数 (病気等で年間 30 日以上の休みの届出をした者)}}{\text{全在籍児童数 (学校基本調査の基準日 (5 月 1 日) の児童数)}} = \frac{23}{3,091} \times 100 = 0.74\%$$

〈中学校の場合〉

$$\frac{\text{不登校生徒数 (病気等で年間 30 日以上の休みの届出をした者)}}{\text{全在籍生徒数 (学校基本調査の基準日 (5 月 1 日) の生徒数)}} = \frac{96}{1,520} \times 100 = 6.31\%$$

学校教育編

視点Ⅱ 確かな学力の定着

施策の実施 結果・成果の 総括	順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
		○				2		3	
目標	<p>児童・生徒の実態を踏まえ学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、個性を生かし、自ら学び自ら考える力を培う教育を一層推進し、確かな学力を身につけさせる。</p>								
目標を達成するための施策	<p>(1) 確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導を工夫するとともに、学力・学習状況調査を実施し、調査の結果に基づいた「授業改善推進プラン」を作成し、授業評価を核として授業改善を推進する。(P11,12)</p> <p>(2) 子どもたちの個性や能力等の伸長を図るため、少人数学習集団による指導、教科の選択幅の拡大、学習指導補助員の拡充など個に応じた多様な教育を推進する。(P12)</p> <p>(3) 自ら学び自ら考えるなど、子どもが主体的に学び生きる力をはぐくむ教育活動を推進するために、問題解決的な指導の充実、「総合的な学習の時間」の内容の充実を図る。(P12,13)</p>								
施策の実施結果	<p>(1) については、教育課程を適切に実施するために必要な指導時間を確保するとともに、全小中学校で授業改善推進プランを作成し、2学期以降の授業で改善策の実施に取り組んだ。また、児童・生徒の学ぶ意欲を高めるため、小学校第4学年を対象に算数検定、中学校第1学年を対象に漢字検定を実施した。</p> <p>(2) については、小学校算数、中学校数学、英語等、習熟度別指導を小・中学校全校で実施するとともに、小学校においては、サマーチャレンジを実施し、基礎・基本の一層の定着を図った。また、各小学校授業指導補助員を拡大配置し、1～3年生の基礎的学力習得時の授業でのつまずきを支援した。</p> <p>(3) については、従前の取組の充実を図った。</p>								
残された課題	<p>少人数授業の導入等により専任教諭の持ち教科数が増加し、教科担任制に必要な教科の時間数枠が取れない。また、各校とも、学年別年間指導(活動)計画を作成し、総合的な学習の時間の指導内容の充実を図ったが、評価規準の作成までには至らなかった。</p>								
今後の対応	<p>確かな学力の定着のため、基礎的・基本的な知識と技能の確実な定着を図る指導を工夫するとともに、特色ある教育課程の編成や指導法の工夫・改善を進めていく。また、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒個々の教育ニーズに応じた指導ができるよう、特別支援教育の整備充実を図っていく。</p>								

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指標	現 状	目 標	達成状況
(1) 授業時数の確保率 (小学校)	104.9%	学習指導要領に示された標準 事業時数	前年度 104.6%
			★★★
(1) 授業時数の確保率 (中学校)	102.5%	学習指導要領に示された標準 事業時数	前年度 102.3%
			★★★
(1) 小学校算数基礎 基本調査 (福生市教育 委員会実施) 得点率	平均正答率 78.3% (前年 比 12.9% 後 退)	平成 14 年度に東京都で実施し た平均正答率 81.4%を目標とす る。	前年度 78.7%
			★
(1) 問題解決能力平 均点 (小学校)	55.0 点	「児童・生徒の学力向上を図る ための調査」(東京都実施)の 東京都全体の平均点 59.8 点	平成 19 年度より実施
			★
(1) 問題解決能力平 均点 (中学校)	51.5 点	「児童・生徒の学力向上を図る ための調査」(東京都実施)の 東京都全体の平均点 56.3 点	平成 19 年度より実施
			★

施策の主務課 指導室  
関 係 課

電話 551-1948

学校教育編

視点Ⅲ 新しい時代に対応した学校づくりの推進

施策の実施 結果・成果の 総括	順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
		○				1			
目標	各学校が家庭や地域社会に積極的に働きかけ、共に子どもたちを育てるという視点に立って学校づくりを推進するとともに、学校の説明責任を果たすための様々な方策を実施する。								
目標を達成するための施策	<p>(1)開かれた学校づくりのために、学校評議員制の活用、及び学校評価の実施により、保護者や地域住民の教育への参加を促進し、効果的・効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進める。</p> <p>(2)国際化、情報化、科学技術の進展に対応するために、特色ある学校づくりを通して国際理解教育や英語教育の充実、情報教育の推進と教員の情報リテラシーの向上、科学技術教育の充実を図る。</p> <p>(3)学校教育の改善・充実のために、校長・副校長のリーダーシップの伸長及び主幹の効果的な活用を図り、学校運営の適正化・活性化を推進する。また、教員の資質・能力の向上を図るため、教員の研修を一層充実する。</p> <p>(4)学校外の人材を積極的に活用し、地域社会と連携した特色ある教育活動を展開するとともに、異校種間の連携による教育活動を推進する。</p> <p>(5)授業以外の時間においても児童・生徒の興味・関心や得意分野を活かした学習活動が行えるよう支援する。また、中学校の部活動では自主性・責任感・連帯感等の育成をめざす。</p>								
施策の実施結果	<p>(1)については、全小・中学校で学校評議員の会議を組織的、計画的に開催し、学校評議員による学校評価を実施した。また、ホームページを全小・中学校で開設し、学校だより、学年だよりの配布とともに学校情報の提供に努めた。</p> <p>(2)については、地域に開かれた教育活動を展開し、特色ある学校づくりを目指すため各校の事業計画を審査して該当校を決定し、教育環境の整備を行なった(第七小学校外2校で、研修会講師謝礼及び楽器等の備品購入をした)。また、教員の情報リテラシーの向上を図るため、市教委から「情報教育アドバイザー」を市内全校に派遣し、授業支援やコンピュータを活用した情報教育の方法などについて研修を行った。</p> <p>(3)については、福生市公立学校教育研究会を小・中学校合同の組織に再編し、相互の連携による研究・研修活動の充実を図った。</p> <p>(4)については、従前の取組の充実を図った。</p> <p>(5)については、部活動の外部指導員の増員配置をおこない、指導の充実を図った。</p>								
残された課題	全校でホームページを開設したが、今後は更新段階での技術的な指導が受けられる体制作りが必要である。また、観察・実験等の体験的・問題解決的な学習を系統的に位置づけた指導計画が未完成である。								
今後の対応	目標達成のために、諸事業の一層の充実を図るとともに、学校評議員制の活用、及び外部評価を導入した学校評価の実施による保護者や地域住民の教育への参加を促進し、効果的・効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。								

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指標	現 状	目 標	達成状況
(1) ホームページの 開設	100%	小中学校全校で開設	前年度 70%
			★★★

施策の主務課 指導室 関 係 課	電話 551-1948
---------------------	-------------

学校教育編

視点Ⅳ 教育環境の整備

施策の実施 結果・成果の 総括	順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
		○				4	3		
目標	<p>安全で衛生的な学校施設を計画的に整備するとともに、教育機器の整備の充実、保護者負担の軽減等に努める。</p> <p>また、2学期制、学校選択制等について研究検討を進め、その方向付けをする。</p>								
目標を達成するための施策	(1)市民の共有財産である学校などの教育施設の整備の実施と、児童・生徒の安全管理、教育用備品の充実、保護者負担の軽減などあらゆる教育環境の整備に努める。(P17)								
	(2)福生市における教育活動の充実・改善や教職員の資質・能力の向上を図るため、福生市公立学校教育研究会の組織的、計画的な取組の充実に努める。(P17)。								
	(3)2学期制について、先進地区及び実施校の成果や課題等の研究を進め方向付けをする。(P17)								
	(4)学校選択性について、各市の実施状況等研究を進め方向付けをする。(P17)								
	(5)高等教育への対応として、経済的理由により修学が困難な者に対し、修学に要する経費の一部を支給または融資あっ旋をし、その支援を図る。(入学資金融資、育英資金)(P17)								
	(6)教育実践や研究活動等の発展に貢献し、功績が顕著な教職員に対し、功労をたたえるための表彰制度について検討する。(P18)								
	(7)放課後対策の検討を進め、教育委員会や教育施策情報の提供について、福生市ホームページ等を活用し、広く情報提供に努め、「(仮称)福生市教育センター」の創設に向けて検討をする。(P18)								
施策の実施結果	<p>(1)については、安全で衛生的な学校施設の整備をするため、防音機能復旧(復機)工事や便所改良工事等を行い、児童・生徒の安全管理の充実に努めるためには、指導計画の作成、避難訓練、安全点検など行った。また、教材、教具の整備のために、パソコンソフト、図書の購入を行い、補助教材等の購入の際の保護者負担の目標値を設定し充実に努めた。</p> <p>(2)については、小・中学校合同の教育研究会に組織を再編し、小・中学校が連携して研究協議を重ね、研究発表を行った。</p> <p>(3)、(4)及び(6)については、他市の状況を収集し、教育委員会協議会においても協議を重ねることとした。</p> <p>(5)については、理由は不明だが前年度と比較して申請者が少ない結果となった。</p> <p>(7)の放課後対策については、平成19年度にモデル校1校に「ふっさっ子の広場」を開設し、今後2か年の間に全小学校に開設することにした。情報提供については、福生市ホームページのトップに「教育委員会」のカテゴリをつくり、いち早く教育委員会内の事業が確認できるようにし、さらに、各小・中学校のホームページや各課の情報にリンクしやすいトップページを作成した。また、「(仮称)福生市教育センター」の平成20年4月開設に向けて準備を行った。</p>								

残された課題	ハード面では、小学校の個別空調事業などに、目標値に対し若干及ばない点があったが、ほぼ整備ができた。しかし、ソフト面では、新規事業の開設に向けた前進的な面もあったが、継続事業には、申請者の減少などの課題が残された。
対応 今後の	新規事業については、計画的に執行できるように努め、更なる充実に努める。継続事業については、施策の必要性も視野に入れて研究、検討をする。

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指標	現 状	目 標	達成状況
(1) 小学校の個別空調事業進捗率	100%	第二小学校の個別空調工事を完成させる。	前年度 100% ★★★
(1) 小学校の便所改良事業進捗率	100%	第一小学校新校舎分の改良工事を行う。	前年度 100% ★★★
(1) 小学校の図書整備率	各校 100%以上	学校図書館図書標準において各校 100%	前年度 86% ★★★
(1) 中学校の図書整備率	34%	学校図書館図書標準において各校 100%	前年度 34% ★★
(1) 補助教材購入に対する保護者負担割合	小・中学校平均 49.1%	児童一人当たり 50%を補助する。	前年度 50.3% ★★
(1) 修学旅行等に対する保護者負担割合	小・中学校平均 30.5%	児童一人当たり 30%を補助する。	前年度 31% ★★★
(1) 要保護・準要保護世帯に対する中学校入学時に要する標準服代の保護者負担割合	23.3%	生徒一人当たり 30%を扶助する。	前年度 25.7% ★★

施策の主務課 指導室  
関係課 庶務課、社会教育課

電話 551-1948

社 会 教 育 編



社会教育編

視点 I 多様な学習課題に応える社会教育の振興

施策の実施 結果・成果の 総括	順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
			○				13	1	
目標	市民の身近な生活課題から専門的な課題まで、多様な学習要求に応えるため、生涯学習の振興を図る。								
目標を達成するための施策	(1)さまざまな現代的課題を自ら解決するために、多様な学習要望に対し、積極的に学習できるような学習環境の整備と充実に努める。								
	(2)地域情報拠点機能の充実と、学習要求に応える学習機会に関する情報収集・提供などの、施設、人材、学習機会、学習情報のネットワークを図る。								
	(3)子どもの成長をはぐくむ地域の教育力向上のため、子どもの成長に資する諸活動の支援を進めると共に、子どもを対象とする事業の充実に努める。								
	(4)今後の地域を支える重要な担い手である青少年の育成に資するため、各種事業の充実を図り、地域社会の一員として活躍できる人材の育成に努める。								
	(5)子どもから高齢者までの様々な世代が、学習活動を深められるように学習の充実を図る。								
	(6)高齢者、団塊世代にその経験、知識、技術を活かす生きがいがいづくりと、社会参加の促進を図る。								
	(7)障害のある人の要望に的確に応えた学習機会の充実を図る。								
	(8)個々の学習の成果が様々な形で活用でき、豊かな地域社会づくりに結びつくことができる活動の促進を図る。								
	(9)急激な少子化や核家族化の中で、負担や不安を抱えている市民に、家庭教育に関する学習活動の促進を図る。								
施策の実施結果	<p>(1)文化財資料の収集(13件)を行い、順次資料の調査・整理(目録作成)を実施し、展示・ホームページ等により公開活用した。(社会教育課)</p> <p>学校施設の開放で体育館、校庭の貸出しを 353 日間実施した。(スポーツ振興課)</p> <p>環境、平和、人権等、多様なテーマ・課題を設定し、学級・講座・教室等を実施した。(30 コース 158 回)(公民館)</p> <p>図書、雑誌、AV資料における蔵書の充実に努めてきているが、19 年度からDVDの購入(99 枚)を始めた。(図書館)</p>								

<p>(2) 地域に関する文化財資料の収集を行い、順次資料の調査・整理を実施し、展示・ホームページ等により公開活用した。 (社会教育課)</p> <p>屋外体育施設のインターネット予約サービス(テニスコートを除く)を開始した。 (スポーツ振興)</p> <p>サークル案内や公民館ふっさ等の発行によりサークル情報、学習情報を提供した。 (公民館)</p> <p>地域情報の充実として、地域資料(蔵書 33,273 冊)の収集と提供を図り、その充実に努めた。図書館ホームページでは「福生に関するQ&amp;A」のコンテンツを追加した。また、西多摩の広域利用も推進し、市外への広域貸出数は年間 108,534 冊である。 (図書館)</p>
<p>(3) スポーツリーダーや指導者が児童生徒を対象にスポーツ体験学習を実施した。参加人数：子ども 59 人・引率者 19 人 (スポーツ振興課)</p> <p>夏休み自然体験教室等青少年対象事業を実施した。(6コース 32 回) (公民館)</p> <p>絵本原画展(来館者 718 人)、おはなし会(参加者延べ 3,411 人)、映画会(参加者 514 人)、人形劇(参加者 646 人)、子ども読書週間事業(延べ参加者 508 人)、夏休みイベントほか(参加者 432 人)など、子ども読書活動推進計画に基づく諸事業を実施した。 (図書館)</p>
<p>(4) 国際的な視野を持つ人材の育成のため、青少年の海外派遣事業を実施した。派遣生 11 名。 (社会教育課)</p> <p>スポーツ愛好者や指導者に対してスポーツに関する講習会を実施した。(1回) (スポーツ振興課)</p> <p>事業参加者と公民館とのつながりを確保し、リーダー養成を行った。 (公民館)</p> <p>夏休み期間、高校生のボランティア(参加者 26 人)を積極的に受け入れた。(図書館)</p>
<p>(5) 子育てママリズム体操を実施した。 (スポーツ振興課)</p> <p>育児中の女性のための講座や男女共同参画フォーラムを実施した。7コース、93 回 (公民館)</p>
<p>(6) 「ふっさっ子の広場」において、高齢者等を含む地域のボランティアの参画を仰いだ。ボランティア登録者数：53 名(高齢者含む) (社会教育課)</p> <p>健康増進と介護予防を目指して、高齢者スポーツを実施した。(144 回) (スポーツ振興課)</p> <p>高齢者を対象として各種事業を実施した。8コース、51 回 (公民館)</p>
<p>(7) 障害者のスポーツ活動環境の整備とスポーツ活動の推進。5コース、26 回 (スポーツ振興課)</p> <p>障害者青年学級を実施した。1コース 21 回 参加者延べ人数 459 人 (公民館)</p> <p>来館の困難な市民への宅配貸出(図書 444 冊、CD9枚、カセット・ビデオ 69 件)や郵送貸出(カセット 386 件、デジジ-84 枚)の提供をした。 (図書館)</p>
<p>(8) 市民文化の向上を目指し市民文化祭を実施した。参加 213 団体、参加者 3,076 人 (社会教育課)</p> <p>市民会館大小ホール借上援助事業を実施し学習成果の発表を支援した。(3団体) (公民館)</p> <p>館内のおはなし会や学校訪問(5月～6月に市内小学校全校)などで、市民ボランティアの活動を支援した。 (図書館)</p>

	(9)子育てや家庭教育等の事業を実施した。 乳幼児向けブックリストを市役所・図書館窓口にて配布した。	(公民館) (図書館)
残された課題	(1)施設・用具の老朽化が進んでいる。	(スポーツ振興課)
	(2)体育館とテニスコートのインターネット予約サービスの開始が残されている。	(スポーツ振興)
	(4)海外派遣応募者が減少しているため、周知方法等の改善が課題である。	(社会教育課)
	(7)個人参加の障害者への対応が課題として残った。	(スポーツ振興課)
	(9)小・中学生を持つ保護者への学習機会の提供が課題である。	(公民館)
今後の対応	本市においては従来より、幼児から高齢者までを対象に、各課においてさまざまな学習機会の提供が積極的に行われてきているが、さらに、多様な学習活動を主体的に行うことのできる生涯学習社会を実現するため、学習情報や機会の提供など、市民の学習活動を多方面から支援していく。	

＜施策の成果を測る指標の達成状況＞

[★★★は達成状況を表す]

指標	現 状	目 標	達成状況
(1) 小中学校の校庭及び体育館をスポーツ団体へ開放を行いスポーツ振興の充実 (スポーツ振興)	小中学校 10 校の体育施設の開放 (開放日数 353 日)	小中学校 10 校の体育施設の開放 (開放日数 353 日)	開放日数 353 日 ★★★
(2) 図書館ホームページの充実 (図書館)	ホームページに「福生に関する Q & A」を追加	図書館ホームページに地域情報の追加	ホームページに新コンテンツを追加 ★★★
(2) インターネットを活用し、ネットワーク化を図る (スポーツ振興)	屋外体育施設のインターネット予約サービス (テニスコートを除く) を実施	屋外体育施設のインターネット予約サービスの実施 (テニスコートを除く)	屋外体育施設のインターネット予約サービス開始 (テニスコートを除く) ★★★
(3) 子ども読書活動推進計画に基づく諸事業の実施 (図書館)	絵本原画展 (年 1 回) おはなし会 (各館毎週または毎月)、映画会 (各館年 2 回)、人形劇 (各館年 1 回、子ども読書週間事業 (各館) 実施	原画展 (年 1 回) おはなし会 (各館毎週または毎月)、映画会 (各館年 2 回)、人形劇 (各館年 1 回)、子ども読書週間事業実施	各事業実施 ★★★
(3) 子どもスポーツ体験塾事業の開設 (スポーツ振興)	子ども体験塾の開催 (2 泊 3 日)	子ども体験塾の開催 (2 泊 3 日)	前年度事業なし ★★★

(4) 青少年海外派遣の実施 (社会教育課)	12泊14日間の青少年海外派遣事業を実施した	ホームステイを伴う12泊14日間の青少年海外派遣事業を実施する	前年度 100%
			★★★
(4) スポーツ愛好者や指導者の資質向上の講習会の実施 (スポーツ振興課)	講習会1回	講習会1回	スポーツ愛好者や指導者の資質向上に努めた
			★★★
(5) 子育て中の母親を対象に託児付スポーツ教室の開催 (スポーツ振興課)	開催30回	開催30回	育児中の母親に運動する機会の提供
			★★★
(5) 育児中の女性のための講座の実施 (公民館)	7コース (93回)	7コースを実施する	前年度8コース (93回)
			★★★
(6) 高齢者のスポーツ教室の実施 (スポーツ振興課)	スポーツ教室6コース	スポーツ教室6コース	3体育館で実施
			★★★
(6) 高齢者対象事業の実施 (公民館)	8コース (51回)	8コースを実施する	前年度8コース (58回)
			★★★
(7) 障害者のスポーツ活動環境の整備とスポーツ活動の充実 (スポーツ振興課)	スポーツ教室5コース	スポーツ教室5コース	スポーツ教室の実施
			★★★
(8) 障害者青年学級の実施 (公民館)	1コース (21回) 雪のため1回中止した	1コース (22回) を実施する	前年度1コース (22回)
			★★
(8) 障害者サービスの充実 (図書館)	宅配貸出 (図書、CD、カセット・ビデオ)、郵送貸出 (カセット、デジター)	宅配貸出、郵送貸出事業の実施	宅配貸出や郵送貸出により資料提供を実施
			★★★

施策の主務課 公民館

電話 551-1711

関係課 社会教育課、スポーツ振興課、図書館

社会教育編

視点Ⅱ 学校教育と社会教育の融合の促進

施策の実施 結果・成果の 総括	順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
		○				4			
目標	子どもの健やかな成長を図るために、学校施設等の活用、社会教育施設の活用、児童・生徒と地域社会との交流など、学校教育と社会教育の融合を促進する。								
目標を達成する ための施策	(1)放課後等小学校の施設を利用し、児童の健全育成及び自主的活動の助長を図るため放課後児童対策の整備充実を図る。								
	(2)市民の健康の維持・増進及び体力の向上を図るため、学校施設活用の推進を図る。								
	(3)学社融合の推進と深化を進めるなかで、青少年の学習、文化、芸術活動の充実を図る。								
	(4)学校と地域との連携・協力体制を強化し、子どもを健やかに育むため、学校教育への支援の充実を図る。								
施策の実施結果	(1)平成19年10月より、放課後児童対策「ふっさっ子の広場」を第六小学校をモデル校として実施した。参加者 5,066人 (社会教育課) 土曜日に子どもを対象とした事業を実施した。(2コース 4回) (公民館) 「ふっさっ子の広場」へ児童用図書(92冊)や資料提供をした。(図書館)								
	(2)放課後等小学校の施設を利用し、「ふっさっ子の広場」を実施した。117日間 (社会教育課) 学校施設の開放で体育館、校庭の貸出しを352日間実施した。(スポーツ振興)								
	(3)文化財を理解するための土・日曜日小学生クイズ、土曜日体験学習を開催した。また、出前学習会を要望に応じ実施した。(社会教育課) スポーツリーダーや指導者が児童生徒を対象にスポーツ体験学習を実施した。参加人数:子ども59人・引率者19人 (スポーツ振興課) 自然や食、農を体験する事業を実施した。(3コース 15回) (公民館)								
	(4)小学校(4,931冊)、中学校(20冊)、高等学校(55冊)への団体貸出を実施した。また、職場体験学習の受入れ、出前おはなし会、図書館招待、ブックトークなどを実施した。(図書館)								
残された課題	学校施設等の開放、社会教育施設の活用を進めていく上で、安全かつ快適に利用していただくためには、施設・用具の老朽化が進んでおり、その改善が今後の課題として残った。(全課)								
今後の対応	学校教育と社会教育がそれぞれの役割を前提とした上で、一体となって、子どもの健やかな成長を図るために取り組んでいく。 「ふっさっ子の広場」を新たに3校ずつ開設の準備を進めていくと共に、現行の他事業を継続し、さらに進めていく。								

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指標	現 状	目 標	達成状況
(1)「ぶっさっ子の広場」の開設(社会教育課)	10月より第六小学校で開設	モデル校として1校を開設する	19年度よりの新事業で、モデル校として1校開設 ★★★
(2)小中学校の校庭及び体育館をスポーツ団体へ開放を行いスポーツ振興の充実(スポーツ振興)	小中学校10校の体育施設の開放(開放日数353日)	小中学校10校の体育施設の開放(開放日数353日)	開放日数353日 ★★★
(3)子どもスポーツ体験塾事業の開設(スポーツ振興課)	子ども体験塾の開催(2泊3日)	子ども体験塾の開催(2泊3日)	初めて実施した ★★★
(4)学校教育への支援(図書館)	小学校、中学校、高等学校への団体貸出、職場体験学習の受入、出前おはなし会「ぶっくん」、図書館招待、ブックトークなどを実施	学校への団体貸出、職場体験学習受入、出前おはなし会、図書館招待を実施	学校への支援を年間実施 ★★★

施策の主務課 社会教育課

電話 551-1950

関 係 課 スポーツ振興課、公民館、図書館

社会教育編

視点Ⅲ 市民との協働による社会教育活動の展開

施策の実施 結果・成果の 総括	順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
			○				4		
目標	<p>家庭や地域社会の教育力の向上を図るため、地域に根ざした社会教育活動を展開すると共に、生涯学習関連機関との連携、市民の学習や交流の場の提供、市民の諸活動に関する的確な情報を提供する。また公民館や図書館等社会教育施設の整備・充実を図り、広域連携のもとに生涯学習を支援する。</p>								
目標を達成するための施策	(1)市民がいつでもどこでも学習でき、かつ学習意欲を高められる学習環境の整備と充実を図る。								
	(2)市民の自主的・自発的な社会教育活動の促進を図る。								
	(3)市民の地域での諸活動や地域コミュニティ等との協働を図る。								
施策の実施結果	<p>(1)市役所内全部署を対象に次年度以降の生涯学習推進実施計画及び前年度の進捗状況調査をまとめた。 (社会教育課)</p> <p>安全に快適な環境でスポーツ活動ができるよう施設整備を実施した。(スポーツ振興課)</p> <p>教材・教具、社会教育備品等の貸出(108件)により学習環境の整備充実にも努めた。(公民館)</p> <p>学校や児童館等で活動する市民サークルへおはなし会などで使用する資料(608冊)を提供した。(図書館)</p>								
	<p>(2)新成人で構成される実行委員会が成人式の企画運営に携わった 実行委員 13人 (社会教育課)</p> <p>市民団体と協働しながら、スポーツレクリエーションの普及を図った。(スポーツ振興課)</p> <p>郷土資料室資料等の整理及び小学生向け体験学習指導補助ボランティア受け入れを実施した。(社会教育課)</p> <p>講師派遣援助事業等を通し、市民の自主的な学習活動を支援した(5団体)(公民館)</p> <p>ボランティアの受け入れを推進し、図書館で活動する市民サークルへ、おはなし会など実施する場を提供した。(図書館)</p>								
	<p>(3)市内 33 の青少年育成地区委員会の活動を支援し、各地区内及び地区間での交流を深め、委員長会主催のふっさ輝きフェスティバル(参加者 15,000人)、軽スポーツ&amp;とん汁会(参加者 3,000人)の開催を支援した。(社会教育課)</p> <p>市民団体と協働しながら、スポーツレクリエーションの普及を図った。(スポーツ振興課)</p>								
残された課題	<p>(2)郷土資料室でのボランティア養成講座の充実を図る。(社会教育課)</p> <p>講師派遣援助事業の拡充を推進する。(公民館)</p> <p>中学生ボランティアの受け入れを行う。(図書館)</p>								

対応 今後の	目標を共有し、互いの成しうる役割分担を確認しながら、協働の手法で地域に根ざした社会教育活動を展開していく。
-----------	---

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指標	現 状	目 標	達成状況
(1) スポーツ施設の整備と充実 (スポーツ振興)	屋外体育施設等の整備 7 件	屋外体育施設等の整備 7 件	利用者等の安全及び利便性を図った
			★★★
(2) 成人式実行委員会 (社会教育課社会教育係)	実行委員会形式で準備を進めた	新成人による実行委員会形式で準備を進める	★★★
			★★★
(2) 講師派遣援助事業の実施 (公民館)	5 団体	4 団体への講師派遣を実施する	前年度 4 団体
			★★★
(3) スポーツレクリエーションの実施 (スポーツ振興)	各種運動会 4 大会実施	各種運動会 4 大会実施	6 月、10 月、11 月に実施
			★★★

施策の主務課 社会教育課 関係課 スポーツ振興課、公民館、図書館	電話 551-1950
-------------------------------------	-------------

社会教育編

視点Ⅳ 芸術文化活動の推進と文化遺産の保存・活用

施策の実施 結果・成果の 総括	順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
			○				8		
目標	市民が芸術伝承文化などに親しみ、それらの活動などに参加できる機会を提供するとともに、市の文化施設の維持・管理及び充実・活用を図る。また、市の文化遺産や歴史的環境、資料の保存・活用を図るとともに市史の普及を図り、郷土理解を推進する。								
目標を達成する ための施策	(1)市民の創造的な芸術文化活動の推進と環境の整備を図る。								
	(2)文化遺産の活用による郷土への理解の促進を図る。								
	(3)文化財とふれあう環境の整備と活用の推進を図る。								
施策の実施結果	(1)市民文化の向上を目指し市民文化祭を実施した。参加 213 団体、参加者 3,076 人 (社会教育課) 市民会館主催事業を実施し、芸術文化鑑賞の機会を提供した。(15 件) (市民会館)								
	(2)郷土資料室において、展示開催(5回)、ホームページ等により資料(3000点)の公開をした。また、講演会、年齢に応じた学習会等により郷土理解の普及をした。(社会教育課) 福生に関する行政資料や郷土資料など、地域資料の収集(地域資料の蔵書数:33,273 冊)とその提供に努めた。(図書館)								
	(3)文化財総合調査を継続して実施し、市内文化財の現状を把握している。市文化財を登録文化財台帳に登録した。(1件)また、古文書学習会(8回)、見学会(4回)等を開催し、市史普及の推進をした。(社会教育課) 伝統芸能・文化にふれるための講座等を実施した。14 コース、126 回 (公民館)								
残された 課題	(2)郷土資料室での、さまざまな体験学習に対応できる施設の充実を図る。(社会教育課) (3)文化財資料保管のための収蔵庫の充実を図る。(社会教育課)								
今後の対応	今後、郷土資料室改修時等に体験学習室等の設置を検討をする。また、現在の郷土資料室収蔵庫を収蔵効率の良い方法に改める。								

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指標	現 状	目 標	達成状況
(1)文化祭の実施(社会教育課)	実行委員会形式により文化祭を実施	市民の文化活動の成果を 発表する機会として文化祭を実施する。	前年度 100%
			★★★
(2)郷土資料室展示開催(社会教育課)	展示替 5回	文化財の保護思想の普及等 展示替5回	前年度比 100%
			★★★
(2)ホームページ資料公開(社会教育課)	3,000点	3,000点	前年度比 100%
			★★★
(2)講演会・学習会(社会教育課)	一般8回 小学生16回	一般8回 小学生16回	前年度比 100%
			★★★
(3)文化財総合調査(社会教育課)	古文書調査等継続して市内文化財の現状を把握	継続して市内文化財の現状を把握	前年度比 100%
			★★★
(3)古文書学習開催(社会教育課)	8回開催	市内文化財の保護思想の普及のため開催する。	前年度 6回開催
			★★★
(3)市内歴史見学会(社会教育課)	4回開催	市内文化財の保護思想の普及のため開催する。	前年度 3回開催
			★★★
(3)伝統芸能・文化等の講座の実施(公民館)	14コース(126回)	14コースを実施する	前年度 12コース(116回)
			★★★

施策の主務課 社会教育課

電話 551-1950

関 係 課 公民館、図書館

社会教育編

視点V 生涯スポーツの推進と市民の健康増進の支援

施策の実施 結果・成果の 総括	順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
		○				3			
目標	市民の健康づくりを進めるため、スポーツ・レクリエーション施設やスポーツ教室等の生涯スポーツの環境整備について、より一層の充実を図るとともに、活動組織づくりや指導者養成等の支援に努める。また、市民が生涯を通じて身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、生き生きとした生活を送ることができるよう、福祉関係機関や小・中学校などとも緊密な連携を図りながら、各種事業の充実にも努めるとともに、豊かな自然を生かしたスポーツ・レクリエーション活動の機会や場を提供する。								
目標を達成す るための施策	(1)生涯スポーツの推進と世代交流の場の充実を図る。								
	(2)市民の健康増進支援と指導体制の確立を図る。								
	(3)スポーツ・レクリエーション団体との協働に努める。								
施策の実施結果	(1)各種大会等へ市民代表選手の派遣 都民体育大会 11 種目 177 名、東京都市町村総合体育大会 8 種目 107 名、西多摩地域広域行政圏体育大会 19 種目 252 名、都民スポレクふれあい大会 3 種目 22 名、都民生涯スポーツ大会 5 種目 24 名。								
	(2)ウォーキングの講習会、スポーツ相談や学校へ出向いてのレクリエーション指導などを地域に出向き指導援助、後援等を行った 44 回 述べ参加人数 1,566 人								
	(3)市民総合体育大会を福生市体育協会と協働して運営した。28 種目 6,733 名								
残された課題	高齢化の進展と食生活や生活環境の急激な変化に伴い、生活習慣病の広がりや介護を必要とする市民が増える傾向にあり、健康で過ごすことが重要な課題となっている。 健康を保つための食事、運動、休養など、多面的な学習に基づいた実践や対応が必要である。								
今後の対応	社会教育の分野においては、食育についての学習やスポーツの実践等、自ら積極的な取組が求められるため、広範囲な市民と各分野の専門的な職員との協働による息の長い取組を行う。 指導者の育成と後継者の確保、事業の充実に向けた様々な支援等の展開を図ってゆく。								

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指標	現 状	目 標	達成状況
(1) 各種大会等へ市民代表選手の派遣 (スポーツ振興)	5 大会に派遣	5 大会に派遣	市民代表選手の派遣 ★★★
(2) 地域スポーツ活動支援 (スポーツ振興)	4 コース 44 回	4 コース 44 回	地域、学校へのレクリエーション等の指導実施 ★★★
(3) 市民総合体育大会の開催 (スポーツ振興)	競技種目 28 種目実施	競技種目 28 種目実施	8 月～翌年 2 月実施 ★★★

施策の主務課	スポーツ振興課	電話	552-5511
関係課			



社会教育編

視点VI 社会教育環境の整備

施策の実施 結果・成果の 総括	順調	概ね順調	取組中	困難	施策の成果 を測る指標 の達成状況	★★★	★★	★	—
		○				8			
目標	社会教育の目標を明らかにし、総合的で計画的な社会教育の推進に努める。そのため市民との協働を深めながら、市民のニーズを踏まえた事業の実施ができるよう、社会教育に関する情報共有の推進体制の確立を図り、バランスの取れた、充実した社会教育の事業を実施して行く。特に、社会教育施設の職員は、相互の連携を密にするとともに、福生市の社会教育の課題を踏まえて、市民の多様な学習要求に応えられる資質と専門性の向上を図っていく。								
目標を達成するための施策	(1)社会教育行政と各社会教育施設との役割の明確化を図る。								
	(2)情報共有体制の強化及び各社会教育施設の将来計画の策定を進める。								
	(3)職員の専門性の確保と育成に努める。								
	(4)市民ニーズに対応した社会教育の推進を図る。								
	(5)社会教育施設の整備と充実に努める。								
	(6)生涯学習推進計画の改訂と推進を図る。								
施策の実施結果	<p>(1)社会教育委員の会議は、教育委員会の諮問に対する答申の他、諸審議を行った。定例会12回 (社会教育課)</p> <p>文化財保護審議会を開催し、文化財の保存と活用について審議した。(5回) (社会教育課)</p> <p>体育指導委員が市民スポーツ普及振興のためスポーツ事業を実施した。(スポーツ振興)</p> <p>公民館運営審議会は定例会を毎月開催し(12回)、公民館の運営につき調査審議した。また館長の諮問に対し中間答申を提出した。(公民館)</p> <p>図書館協議会を開催(年3回)し、図書館活動・運営について協議され、意見・提言を受けた(図書館)</p>								
	(2)各教育機関職員等の連絡、調整会議を開き、体制整備を図った。(社会教育課)								
	<p>(3)国、東京都等主催の研修に参加し資質向上を図った。(全課)</p> <p>講座等の企画・実施・評価に関わる研究・研修を実施した。(公民館)</p> <p>都立図書館や館長協議会、西多摩広域圏で実施された講座や研修、研究会に参加し、専門性の知識や技術を高めた。(図書館)</p>								

	<p>(4)社会教育委員の会議は、社会教育計画他、諸審議を行った。(社会教育課)</p> <p>文化財保護審議会において、市内文化財を福生市登録台帳に登録することについて答申した。(2件) (社会教育課)</p> <p>公民館運営審議会が各種事業について、調査・審議等を行った。また館長の諮問「公民館の将来像について」に対し中間答申を提出した。(公民館)</p> <p>図書館協議会は、図書館活動・運営について協議・意見提案をした。(図書館)</p>
	<p>(5)地域会館の整備充実を図った。(社会教育課)</p> <p>市内公共施設改修計画に基づき、わかざり会館は基本コンセプトの検討や利用者アンケートを実施し、改修計画書を作成した。(図書館)</p>
	<p>(6)生涯学習事業推進本部会議を開催し、実施計画などの策定を行った。2回実施 (社会教育課)</p>
残された課題	<p>(1)それぞれの社会教育各施設の役割を総合的・体系的に結びつけることが課題である。(社会教育課)</p> <p>公民館運営審議会は諮問「公民館の将来像について」に対し、本答申を作成する。(公民館)</p> <p>(2)各教育機関職員等の定期的な連絡・調整会議の実施が求められる。(社会教育課)</p> <p>(5)施設・設備の老朽化に伴い、計画的な改修が求められている。(全課)</p> <p>(6)生涯学習推進実施計画づくり、実施の点検が課題に残った。(社会教育課)</p>
対応 今後の	<p>社会教育環境の整備を総合的に推し進めていくため、生涯学習推進計画の改訂、スポーツ振興計画の策定、子ども読書活動推進計画の見直しを行うため、上位計画に合わせて準備を進める。</p>

<施策の成果を測る指標の達成状況>

[★★★は達成状況を表す]

指標	現 状	目 標	達成状況
(1) 社会教育委員の会議の開催 (社会教育課)	定例会の開催	定例会 (月 1 回) の開催	毎月実施 ★★★
(1) 図書館協議会の開催 (図書館)	図書館協議会を開催 (年 3 回)	図書館協議会の開催 (年 3 回)	5 月、10 月、2 月 ★★★
(1) 文化財保護審議会の開催 (社会教育課)	7、10、12、2、3 月開催	必要に応じ開催	前年度 4 回開催 ★★★
(1) 体育指導委員会の開催 (スポーツ振興課)	定例会 12 回 他、各種事業の協力	定例会 12 回他、各種事業の協力	年間を通して活動した ★★★
(1) 公民館運営審議会の開催 (公民館)	毎月の定例会の他、答申作成のための会議等を随時実施した。中間答申を提出した	定例会 (月 1 回) の開催、答申作成に向けた調査・審議、研修等の実施	前年度定例会 12 回、その他研修・会議等の実施 ★★★

(4) 社会教育委員の 会議 (社会教育課)	定例会において審議 等を行った	審議・調査・答申・研 修等の実施	諮問を受け審議した
			★★★
(4) 市内文化財を福 生市登録台帳に登録す ることについて答申し た。(社会教育課)	随時、諮問にたいし審 議する。	随時、諮問にたいし審議 する。	諮問を受け審議した。
			★★★
(4) 図書館協議会によ る審議 (図書館)	図書館協議会を開催 (年3回)	図書館協議会の開催(年 3回)	事業計画、決算、BDSを 審議
			★★★

施策の主務課 社会教育課	電話 551-1950
関係課 スポーツ振興課、公民館、図書館	



# 平成19年度福生市教育委員会活動一覽

年 月	市 教 委	学 校 訪 問 (学) 道 徳 公 開 (道)	市・教育内行事	連 合 会 等 関 係
平成19年 4月	27日 定例会		3日 校長・副校長辞令伝達式 3日 教職員辞令伝達式 6日 小学校入学式 9日 中学校入学式 19日 教育関係者款送迎会	12日 教育施策連絡会 26日 東京都市町村教育委員会連合会常任理事会
平成19年 5月	23日 協議会 25日 定例会		9日 福生市育英資金運営審議会 23日 福生市表彰審査委員会 25日 福生市文化協会総会 26日 第七小学校運動会、第二中学校体育祭 27日 第四小学校運動会	17日 関東甲信静教育委員会連合会総会・研修会(静岡県富士市) 18日 東京都市教育委員会連合会総会
平成19年 6月	20日 定例会 20日 協議会	8日 第一小学校(道) 18日 第一小学校(学) 25日 第一中学校(学) 26日 第五小学校[低学年](道) 29日 第五小学校[中学年](道)	2日 第一中学校、第三中学校体育祭 9日 市PTA連合会総会 16日 福生市学校保健会総会 21日 先輩教育委員との懇談会	
平成19年 7月	27日 定例会	3日 第五小学校[高学年](道)	1日 市表彰式 20日 福生市青少年問題協議会 22日 福生市青少年海外派遣激励会及び結団式 31日 PTAとの意見交換会	4日 第1回教育委員研修推進委員会 26日 都市教育長会研修会
平成19年 8月	24日 定例会		10日 理事者との懇談会 16日 福生市青少年海外派遣事業帰国報告会	1日 第2回教育委員研修推進委員会
平成19年 9月	26日 定例会	10日 第一中学校(道) 22日 第四小学校(道) 25日 第三小学校(学) 26日 第二中学校(道)	2日 水泳大会 29日 第一・二・三・五・六小学校運動会	
平成19年 10月	3日 臨時会 26日 定例会	5日 第二中学校(学) 5日 第七小学校(道) 17日 第三中学校(道) 19日 第三小学校(道) 23日 第六小学校(学) 29日 第三中学校(学)	2日 清水教育委員長退任式 3日 「ふっさ子の広場」の開設記念式典 7日 文化協会創立五十周年記念式典 8日 市民体育大会開会式 16日 西多摩地域広域行政圏体育大会総合開会式 20日 子ども議会	18日 東京都教育委員会連合会管外研修(会津若松宿泊) 19日 市町村教育委員会第1ブロック研修会 24日 市町村教育委員会第1ブロック研修会
平成19年 11月	20日 臨時会 21日 定例会	5日 第五小学校(学) 13日 第二小学校(学)	2日 第一中学校60周年式典 3日 市民文化祭 3日 青少年意見発表大会	7日 区市町村教育委員会研究協議会 20日 女性教育委員研修会
平成19年 12月	14日 協議会 19日 定例会			
平成20年 1月	25日 定例会	15日 第四小学校(学) 22日 第六小学校(道) 29日 第七小学校(学)	14日 成人式 15日 学校給食試食会	
平成20年 2月	7日 協議会 8日 臨時会 22日 定例会	8日 第二小学校(道)	1日 福生市教育委員会研究奨励校研究発表会 2日 西多摩中学校教育研究会 13日 福生市公立学校教育研究会研究発表会 29日 PTAとの意見交換会	1日 東京都市町村教育委員会連合会研修会
平成20年 3月	24日 定例会		19日 中学校卒業式 25日 小学校卒業式 26日 福生市交通安全対策協議会	
定例会:午前10時から(12回) 協議会:定例会終了後及び別に日を定める。(15回) 臨時会:3回		学校訪問:午前2時間程度のB訪問と午後3時間程度のA訪問(10回) 道徳公開:(12回)	学校教育関連:23回 社会教育関連:13回 市役所関連: 4回	12回



# 平成19年度教育委員会定例会・臨時会報告

1. 開会回数	定例会	12回
	臨時会	3回

2. 議案内容	合計	延57件
---------	----	------

事務局事務事業に関すること	延21件
---------------	------

教育委員会全体関連	7件
-----------	----

- 1 平成19年度福生市一般会計補正予算(第1号)の原案中教育に関する部分についての意見聴取について
- 2 平成19年度福生市一般会計補正予算(第2号)の原案中教育に関する部分についての意見聴取について
- 3 平成20年度福生市教育委員会教育目標・基本方針について
- 4 平成20年度教育課程の編成の基本的な考え方について
- 5 平成19年度福生市一般会計補正予算(第3号)の原案中教育に関する部分についての意見聴取について
- 6 平成19年度一般会計補正予算(第4号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 7 平成20年度一般会計当初予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について

学校教育関連	7件
--------	----

- 1 福生市学校評議員の委嘱について
- 2 平成20年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 3 福生市学校給食センター運営審議会委員の任命について
- 4 福生市学校給食センター運営審議会委員の委嘱及び任命について
- 5 学校給食費の改定に伴う諮問について
- 6 学校給食費の改定について
- 7 福生市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

社会教育関連	延7件
--------	-----

- 1 福生市文化財保護審議会委員の委嘱について(2回)
- 2 桶樽等製作用具の市登録有形民俗文化財登録に伴う諮問について

- 3 図書館協議会委員の任命について
- 4 桶樽等製作用具の市登録有形民俗文化財登録について
- 5 熊川地域体育館及び福生地域体育館の平成21年4月指定管理者制度の導入について
- 6 福生市体育指導委員の委嘱について

規則等の制定及び改正に関すること	延31件
------------------	------

- 1 福生市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 2 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 3 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 4 福生市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則について
- 5 福生市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について
- 6 福生市外国人学校保護者補助金交付要綱の一部改正について
- 7 福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
- 8 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 9 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 10 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 11 福生市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
- 12 福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（2回）
- 13 福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について
- 14 福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について
- 15 福生市公立学校教科用図書採択要綱の一部改正について
- 16 福生市教育センター条例に対する意見聴取について
- 17 福生市公立学校等職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について
- 18 福生市教育センター条例施行規則の制定について
- 19 福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令について
- 20 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 21 福生市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- 22 福生市体育施設予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の制定について
- 23 福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 24 福生市体育館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 25 福生市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

- 26 福生市体育館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 27 福生市民会館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 28 福生市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 29 福生市立図書館資料複写取扱要綱の一部改正について
- 30 福生市立図書館運営規則の一部を改正する規則について

人事に関すること	3件
----------	----

- 1 東京都公立学校教育管理職（校長）の人事異動の内申について
- 2 東京都公立学校教育管理職（副校長）の人事異動の内申について
- 3 福生市教育委員会管理職員の人事異動について

選挙に関すること	2件
----------	----

- 1 福生市教育委員会委員長職務代理者の指定について
- 2 福生市教育委員会委員長の選挙について

3. 協議結果	合計	57件
	可決	37件
	同意	15件
	決定	5件



# 平成19年度教育委員会協議会報告

1. 開会回数	15回
---------	-----

2. 協議内容	合計 延59件
---------	---------

教育委員からの事業に関すること	延5件
-----------------	-----

- 1 教育委員会表彰制度について（3回）
- 2 2学期制度の導入について
- 3 福生市教育委員会の学校訪問について

教育委員会会議運営に関すること	延5件
-----------------	-----

- 1 教育委員会会議録のホームページ公開について
- 2 平成20年度教育委員会定例会の日程について（2回）
- 3 教育委員会会議の運営等申合せ事項の確認について（2回）

事務局事務事業に関すること	延33件
---------------	------

教育委員会全体関連	延16件
-----------	------

- 1 平成20年度福生市教育委員会の教育目標・基本方針について（2回）
- 2 教育委員会事務の点検・評価について
- 3 平成19年度主要事業取組状況について
- 4 平成20年度主要事業予算要望について（2回）
- 5 議会改革検討協議会検討結果報告書の回答について
- 6 平成20年度から22年度福生市教育推進プラン（案）について（2回）
- 7 福生市教育推進プランの取組状況（案）について
- 8 平成20年度福生市教育委員会の基本的な考え方（案）について（2回）
- 9 卒業式の告辞（案）について（2回）
- 10 卒業式及び入学式の出席者調整について
- 11 入学式の告辞（案）について

学校教育関連	延11件
--------	------

- 1 小学校英語活動の現状と課題について（2回）
- 2 外国人学校（基地内等）の児童・生徒の交流状況について
- 3 （仮称）教育センター開設に向けた進捗状況について
- 4 福生市の学校教育における課題解決に向けた施策について
- 5 文部科学省学力調査結果について
- 6 学校管理職選考結果について
- 7 学校評議員について（2回）
- 8 学校評価について
- 9 福生市公立学校辞令伝達式について

社会教育関連	延6件
--------	-----

- 1 文化財登録について（桶、樽・地頭 井戸）（2回）
- 2 市民会館の指定管理者制度導入に伴う募集要項（案）について
- 3 市民会館の指定管理者制度導入に伴う管理業務運営基準（案）について
- 4 熊川地域体育館並びに福生地域体育館及び市民会館の平成21年4月指定管理者制度の導入について
- 5 熊川・福生地域体育館の指定管理者制度導入に伴う募集要項（案）について

- 1 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
- 3 福生市育英資金支給条例及び施行規則の一部改正について
- 4 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例について
- 5 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例について
- 6 福生市教育センター条例及び同条例施行規則の制定について（2回）
- 7 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部改正について
- 8 福生市学校給食センター給食費事務取扱基準（案）について
- 9 福生市ふっさっ子の広場の事業実績要綱について
- 10 福生市体育館条例の一部を改正する条例について
- 11 福生市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 12 福生市体育館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 13 福生市市民会館条例の一部を改正する条例について
- 14 福生市市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 15 福生市図書館資料複写取扱要綱の一部改正について

3. 協議結果	合計	59件
了承		45件
一部修正のうえ了承		4件
継続協議		10件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

昭和 31 年法律第 162 号

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。



福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行  
の状況の点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第27条の規定に基づき、福生市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 点検 次条に規定する対象事業について、個々の施策及び事業の取組状況、成果等を取りまとめることをいう。
- (2) 評価 点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性等を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、前年度に委員会が決定した事務事業とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、毎年度1回実施するものとする。

2 点検及び評価は、前条の事務事業について、その取組における進捗状況を含め、課題、今後の取組の方向性等を示すものとする。

(学識経験者の知見の活用等)

第5条 委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者(以下「有識者」という。)からの意見を聴取し、知見の活用を図るものとする。

- 2 有識者は、委員会が委嘱する。
- 3 有識者に対する謝礼は、予算の範囲内で別に定める。

(市議会への報告及び公表)

第6条 委員会は、点検及び評価について報告書を作成し、その内容を市議会に報告するものとする。

- 2 委員会は、前項の報告書の内容について、市広報、市ホームページ等により公表するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成20年度分の委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価から適用する。

編集・発行 福生市教育委員会事務局

庶務課庶務係

〒197 - 8501 福生市本町 5

電話 042-551-1930



福生市都市計画税条例一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>福生市都市計画税条例</p>	<p>福生市都市計画税条例</p>	
<p>附則</p>	<p>附則</p>	
<p>(宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>(宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>適用期間の改正</p>
<p>2 宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>2 宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>同上</p>
<p>3 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当</p>	<p>3 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当</p>	<p>同上</p>

改正案	現行	備考
<p>該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	
<p>4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>同上</p>
<p>5 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項において「住宅用地据置都市計画税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。</p>	<p>5 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項において「住宅用地据置都市計画税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。</p>	<p>同上</p>
<p>6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額に</p>	<p>6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額に</p>	<p>同上</p>

改正案	現行	備考																				
<p>これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p>	<p>これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p>																					
<p>7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p>	<p>7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p>	<p>同上</p>																				
<p>(農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>(農地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>同上</p>																				
<p>8 農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>8 農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>同上</p>																				
<table border="1" data-bbox="148 1787 624 2027"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	<table border="1" data-bbox="729 1787 1207 2027"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	
負担水準の区分	負担調整率																					
0.9以上のもの	1.025																					
0.8以上0.9未満のもの	1.05																					
0.7以上0.8未満のもの	1.075																					
0.7未満のもの	1.1																					
負担水準の区分	負担調整率																					
0.9以上のもの	1.025																					
0.8以上0.9未満のもの	1.05																					
0.7以上0.8未満のもの	1.075																					
0.7未満のもの	1.1																					

改正案	現 行	備考
<p>10 市街化区域農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第15条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>10 市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第15条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>同上</p>
<p>11 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の8を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>11 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の8を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>同上</p>
<p>12 附則第10項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15</p>	<p>12 附則第10項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15</p>	<p>同上</p>

改正案	現行	備考
<p>条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第10項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第10項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	
<p>13 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税額標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項において「市街化区域農地据置都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地据置都市計画税額とする。</p>	<p>13 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税額標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項において「市街化区域農地据置都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地据置都市計画税額とする。</p>	同上
<p>17 地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第15条の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p>	<p>17 地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第15条の規定に基づき、平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p>	同上
<p>(平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例)</p>	<p>(平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例)</p>	同上
<p>28 平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.24」とする。</p>	<p>28 平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.25」とする。</p>	同上 税率改正



別紙資料

都市計画税の税率

各市の状況(平成20年度)

H20.11.12

氏名	税率 %	変更前 税率%	前回 改正年度	変更予定	備 考
八王子市	0.27	0.30	平成6年度	無	
立川市	0.24	0.30	昭和63年度	無	
武蔵野市	0.20	0.22	昭和63年度	無	
三鷹市	0.22	0.24	平成6年度	無	
青梅市	0.25	0.28	平成3年度	無	
府中市	0.20	0.22	平成9年度	無	
昭島市	0.25	0.27	平成3年度	無	
調布市	0.25	0.27	平成6年度	無	
町田市	0.24	0.25	平成12年度	無	
小金井市	0.27	0.26	平成12年度	無	
小平市	0.27	0.30	昭和63年度	無	
日野市	0.25	0.27	平成3年度	無	
東村山市	0.27	0.30	昭和63年度	無	
国分寺市	0.27	0.28	平成18年度	無	
国立市	0.27	0.28	平成14年度	無	
福生市	0.25	0.28	平成3年度	12月定例会	0.25→0.24
狛江市	0.25	0.255	平成15年度	無	
東大和市	0.26	0.28	平成3年度	無	
清瀬市	0.25	0.24	平成13年度	無	
東久留米市	0.27	0.30	昭和63年度	無	
武蔵村山市	0.25	0.26	平成6年度	無	
多摩市	0.23	0.25	平成6年度	無	
稲城市	0.27	0.30	昭和63年度	無	
羽村市	0.25	0.28	平成3年度	無	
あきる野市	0.27	0.28	平成3年度	無	
西東京市	0.25	0.24	平成18年度	無	

税率順 (平成21年度見込み)

税率 %	市 数	市 名
0.27	9市	八王子市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・東久留米市 稲城市・あきる野市
0.26	1市	東大和市
0.25	9市	青梅市・昭島市・調布市・日野市・狛江市・清瀬市・武蔵村山市・羽村市 西東京市
0.24	3市	立川市・町田市・福生市
0.23	1市	多摩市
0.22	1市	三鷹市
0.2	2市	武蔵野市・府中市

都市計画税の充当割合について

団体名	充当割合		
	18年度(決算)	19年度(決算)	20年度(予算)
特別区	38.5%	42.8%	44.1%
八王子市	53.1%	53.9%	55.9%
立川市	46.0%	45.4%	42.3%
武蔵野市	95.9%	91.4%	91.7%
三鷹市	94.2%	98.4%	97.1%
青梅市	57.8%	75.8%	75.9%
府中市	61.0%	57.8%	53.7%
昭島市	90.1%	66.4%	65.0%
調布市	61.4%	60.7%	64.5%
町田市	49.8%	61.1%	59.4%
小金井市	98.9%	98.3%	96.8%
小平市	86.7%	98.5%	93.9%
日野市	90.6%	73.3%	78.2%
東村山市	37.3%	59.7%	26.1%
国分寺市	44.1%	35.7%	45.4%
国立市	63.2%	67.6%	71.9%
福生市	59.7%	61.3%	73.1%
狛江市	55.2%	75.4%	75.9%
東大和市	70.2%	56.8%	76.8%
清瀬市	108.6%	102.3%	86.3%
東久留米市	82.8%	65.5%	74.4%
武蔵村山市	63.1%	64.0%	70.8%
多摩市	87.3%	101.4%	104.8%
稲城市	49.0%	58.1%	53.0%
羽村市	58.3%	58.7%	56.1%
あきる野市	57.5%	62.0%	56.8%
西東京市	47.1%	59.1%	48.8%
瑞穂町	45.9%	76.7%	64.5%
日の出町	91.8%	103.0%	99.3%
平均値	67.1%	70.0%	69.1%

※「都市計画税の課税状況等に関する調(平成19年度・平成20年度)」より引用

都市計画税充当状況

(単位:千円)

区分 年度	都市計画事業			区画整理	地方債償還	合計	財源内訳					税率 %
	街路・公園	下水道	計				地方債	補助金	一般財源	左のうち都市計画税 税額	充当率(%)	
平成17年度	359,605	632,309	991,914	0	495,564	1,487,478	122,300	199,709	1,165,469	660,562	56.7%	0.25
平成18年度	71,635	535,503	607,138	0	498,512	1,105,650	0	48,124	1,057,526	631,126	59.7%	0.25
平成19年度	61,961	501,812	563,773	0	502,547	1,066,320	0	30,678	1,035,642	635,032	61.3%	0.25
平成20年度	0	361,789	361,789	0	506,130	867,919	0	0	867,919	634,616	73.1%	0.25
平成21年度	0	360,000	360,000	0	481,056	841,056	0	0	841,056	576,000	68.5%	0.24
平成22年度	0	360,000	360,000	0	469,515	829,515	0	0	829,515	576,000	69.4%	0.24
平成23年度	0	360,000	360,000	0	394,807	754,807	0	0	754,807	576,000	76.3%	0.24
平成24年度	0	360,000	360,000	0	314,126	674,126	0	0	674,126	576,000	85.4%	(0.24)
平成25年度	0	360,000	360,000	0	297,761	657,761	0	0	657,761	576,000	87.6%	(0.24)

都市計画税率推移

(単位:%)

年度	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	制限税率	年度
57	0.3	0.3	0.25	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	57
58	0.3	0.3	0.25	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	58
59	0.3	0.3	0.25	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	59
60	0.3	0.3	0.25	0.275	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	60
61	0.3	0.3	0.25	0.275	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	61
62	0.3	0.3	0.25	0.275	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	62
63	0.27	0.24	0.22	0.24	0.28	0.25	0.265	0.27	0.25	0.27	0.27	0.27	0.27	0.25	0.27	0.28	0.27	0.28	0.27	0.27	0.28	0.27	0.27	0.28	0.28		0.3	63
1	0.27	0.24	0.22	0.24	0.28	0.25	0.27	0.27	0.25	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.28	0.27	0.28	0.27	0.27	0.28	0.27	0.27	0.28	0.28		0.3	1
2	0.27	0.24	0.22	0.24	0.28	0.25	0.27	0.27	0.25	0.27	0.27	0.27	0.27	0.29	0.27	0.28	0.27	0.28	0.27	0.27	0.28	0.27	0.27	0.28	0.28		0.3	2
3	0.27	0.24	0.22	0.24	0.25	0.25	0.25	0.27	0.25	0.25	0.27	0.25	0.27	0.26	0.27	0.25	0.255	0.26	0.26	0.27	0.26	0.25	0.27	0.25	0.27		0.3	3
4	0.25	0.24	0.22	0.24	0.25	0.25	0.25	0.27	0.25	0.25	0.27	0.25	0.27	0.27	0.27	0.25	0.255	0.26	0.26	0.27	0.26	0.25	0.27	0.25	0.27		0.3	4
5	0.25	0.24	0.22	0.24	0.25	0.25	0.25	0.27	0.25	0.25	0.27	0.25	0.27	0.28	0.27	0.25	0.255	0.26	0.26	0.27	0.26	0.25	0.27	0.25	0.27		0.3	5
6	0.27	0.24	0.20	0.24	0.25	0.22	0.25	0.25	0.25	0.25	0.27	0.25	0.27	0.26	0.26	0.25	0.255	0.26	0.24	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27		0.3	6
7	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.22	0.25	0.25	0.25	0.25	0.27	0.25	0.27	0.27	0.26	0.25	0.255	0.26	0.24	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27		0.3	7
8	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.22	0.25	0.25	0.25	0.25	0.27	0.25	0.27	0.28	0.26	0.25	0.255	0.26	0.24	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27		0.3	8
9	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.20	0.25	0.25	0.25	0.25	0.27	0.25	0.27	0.28	0.26	0.25	0.255	0.26	0.24	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27		0.3	9
10	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.20	0.25	0.25	0.25	0.25	0.27	0.25	0.27	0.28	0.28	0.25	0.255	0.26	0.24	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27		0.3	10
11	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.20	0.25	0.25	0.25	0.25	0.27	0.25	0.27	0.28	0.28	0.25	0.255	0.26	0.24	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27		0.3	11
12	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.20	0.25	0.25	0.24	0.26	0.27	0.25	0.27	0.28	0.28	0.25	0.255	0.26	0.24	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27		0.3	12
13	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.20	0.25	0.25	0.24	0.27	0.27	0.25	0.27	0.28	0.28	0.25	0.255	0.26	0.25	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27	合併	0.3	13
14	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.20	0.25	0.25	0.24	0.27	0.27	0.25	0.27	0.28	0.27	0.25	0.255	0.26	0.25	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27	0.24	0.3	14
15	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.20	0.25	0.25	0.24	0.27	0.27	0.25	0.27	0.28	0.27	0.25	0.25	0.26	0.25	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27	0.24	0.3	15
16	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.20	0.25	0.25	0.24	0.27	0.27	0.25	0.27	0.28	0.27	0.25	0.25	0.26	0.25	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27	0.24	0.3	16
17	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.20	0.25	0.25	0.24	0.27	0.27	0.25	0.27	0.28	0.27	0.25	0.25	0.26	0.25	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27	0.24	0.3	17
18	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.20	0.25	0.25	0.24	0.27	0.27	0.25	0.27	0.27	0.27	0.25	0.25	0.26	0.25	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27	0.25	0.3	18
19	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.20	0.25	0.25	0.24	0.27	0.27	0.25	0.27	0.27	0.27	0.25	0.25	0.26	0.25	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27	0.25	0.3	19
20	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.20	0.25	0.25	0.24	0.27	0.27	0.25	0.27	0.27	0.27	0.25	0.25	0.26	0.25	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27	0.25	0.3	20
21	0.27	0.24	0.20	0.22	0.25	0.20	0.25	0.25	0.24	0.27	0.27	0.25	0.27	0.27	0.27	0.24	0.25	0.26	0.25	0.27	0.25	0.23	0.27	0.25	0.27	0.25	0.3	21

福生市保健施設条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考						
<p align="center"><u>福生市保健センター条例</u> (設置)</p> <p>第1条 市民の健康と保健衛生の向上を図るため、<u>福生市保健センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p><u>(位置)</u></p> <p>第2条 <u>センター</u>は、福生市大字福生2125番地3に置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>センター</u>は、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>健康教育、健康相談及び保健指導</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>予防接種及び疾病の予防</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>母子保健</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>成人及び高齢者の保健</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>休日診療及び準夜診療</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>その他保健衛生</u>に関すること。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p align="center">附 則</p> <p>1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>2 福生市健康センター条例(昭和53年条例第35号)は、廃止する。</p>	<p align="center"><u>福生市保健施設条例</u> (設置)</p> <p>第1条 市民の健康と保健衛生の向上を図るため、<u>福生市保健施設</u>（以下「保健施設」という。）を設置する。</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 <u>保健施設</u>の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>保健施設</u>は、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>健康相談及び保健指導</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>予防接種及び疾病の予防</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>母子保健</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>成人及び老人保健</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>休日診療及び準夜診療</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>その他保健衛生</u>に関すること。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p align="center">附 則</p> <p>1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>2 福生市健康センター条例(昭和53年条例第35号)は、廃止する。</p> <p><u>別表(第2条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="774 1476 1244 1668"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福生市保健センター</td> <td>福生市大字福生2125番地3</td> </tr> <tr> <td>福生市健康センター</td> <td>福生市北田園二丁目5番地7</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	福生市保健センター	福生市大字福生2125番地3	福生市健康センター	福生市北田園二丁目5番地7	<p>「保健施設」を「保健センター」とするための規定の整備</p> <p>「位置」の規定の整備</p> <p>「健康教育」の追加</p> <p>規定の整備</p> <p>別表の削除(第2条関係)</p>
名称	位置							
福生市保健センター	福生市大字福生2125番地3							
福生市健康センター	福生市北田園二丁目5番地7							



福生市自転車等駐車場条例の一部改正新旧対照表

部署名：安全安心まちづくり課

改正案	現行	備考
<p>(市の免責) 第16条 省略</p>	<p>(市の免責) 第16条 省略</p>	
<p>(指定管理者による管理) 第17条 市長は、駐車場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に駐車場の管理を行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) 駐車場の使用に関すること。 (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p>		<p>指定管理者による管理に関する規定の追加</p>
<p>(指定管理者が行う管理の基準) 第18条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い駐車場の管理を行わなければならない。</p>		
<p>(指定管理者に関する読替え) 第19条 第17条の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条、第4条、第5条、第7条から第9条（第4号を除く。）まで、第11条、第12条（第3号を除く。）及び第15条第1項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p>		
<p>(利用料金に関する読替え等) 第20条 第17条の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第6条から第8条まで及び別表の規定中「利用料」とあるのは「利用料金」とする。 2 使用者は、指定管理者に駐車場の使用に係る利用料金を納付しなければならない。 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。 4 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>		
<p>(委任) 第21条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。</p>	<p>(委任) 第17条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。</p>	<p>規定の追加に伴う条の繰り下げ</p>



福生市営駐車場条例の一部改正新旧対照表

部署名：安全安心まちづくり課

改正案	現行	備考											
<p>(使用時間) 第4条 省略</p> <p>(休業日) 第5条 駐車場は、原則として休業しないものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>(駐車場の使用) 第5条の2 駐車場の使用は、入場1回ごとの使用時間に応じ使用料を支払う使用(以下「一時使用」という。)とする。ただし、市長は、駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)の利便の向上を図るため、必要と認めるときは、月を単位として駐車場を使用(以下「定期使用」という。)させることができる。</p> <p>2 定期使用は、2階及び3階駐車場において行うものとする。</p> <p>3 定期使用における駐車場の使用時間は、第4条第2号の規定にかかわらず、午前零時から午後12時までとする。</p> <p>4 定期使用の承認の手續等については、市規則で定める。</p>	<p>(使用時間) 第4条 省略</p> <p>(休業日) 第5条 駐車場の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1階駐車場は、原則として休業しないものとする。</p> <p>(2) 2階及び3階駐車場は、1月1日から同月3日までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、<u>休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</u></p>	<p>2階及び3階駐車場の休業日の廃止</p> <p>第1項の改正に伴う規定の整備</p> <p>新たに使用区分に係る規定を追加</p>											
<p>(使用料の額等) 第7条 駐車場の使用料(以下「使用料」という。)は、次の表のとおりとする。</p>	<p>(使用料の額等) 第7条 駐車場使用料(以下「使用料」という。)は、次のとおりとする。</p>	<p>使用区分に応じた使用料を規定</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用時間等の区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一時使用</td> <td>午前9時から午後12時まで</td> <td>1台につき30分までごとに100円</td> </tr> <tr> <td>午前零時から午前9時まで</td> <td>1台につき1時間までごとに100円</td> </tr> <tr> <td>定期使用</td> <td>月単位</td> <td>1台につき15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用時間等の区分	使用料	一時使用	午前9時から午後12時まで	1台につき30分までごとに100円	午前零時から午前9時まで	1台につき1時間までごとに100円	定期使用	月単位	1台につき15,000円	<p>(1) 午前9時から午後12時までは、1台につき30分までごとに100円とする。</p> <p>(2) 午前零時から午前9時までは、1台につき1時間までごとに100円とする。</p>	<p>一時使用料の上限額の追加</p>
使用区分	使用時間等の区分	使用料											
一時使用	午前9時から午後12時まで	1台につき30分までごとに100円											
	午前零時から午前9時まで	1台につき1時間までごとに100円											
定期使用	月単位	1台につき15,000円											
<p>2 前項の規定にかかわらず、一時使用の使用料は、使用開始から24時間以内において1,000円を上限とし、24時間ごとに新たな駐車とみなして算定した額</p>													



改正案	現行	備考
<p>の合計額とする。</p> <p>3 市長は、一時使用として駐車場を使用する者の利便を図るため、使用料の額より2割以内の割引をした額をもって回数駐車券を発行することができる。</p> <p>4 一時使用における使用料は、駐車場の使用が終了し、出庫する際に徴収する。ただし、回数駐車券については、交付を受ける際に納付しなければならない。</p> <p>5 定期使用における使用料は、使用の承認を得たときに一括で前納しなければならない。</p> <p>6 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部について還付することができる。</p>	<p>2 市長は、駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）の利便を図るため、使用料の額より2割以内の割引をした額をもって回数駐車券を発行することができる。</p> <p>3 使用料は、駐車場の使用が終了し、出庫する際に徴収する。ただし、回数駐車券については、交付を受ける際に納付しなければならない。</p>	<p>使用区分の規定に伴う規定の整備</p> <p>定期使用料の支払に係る規定の整備</p> <p>不還付規定</p>
<p>(使用料の免除)</p> <p>第8条 市長は、第3条第2号及び第3号に規定する自動車については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、使用料を免除することができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定するもののほか、公益上特別の理由があると認めるときは、<u>使用料(一時使用に限る。)</u>を免除することができる。</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第8条 市長は、第3条第2号及び第3号に規定する自動車については、前条第1項の規定にかかわらず、使用料を免除することができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定するもののほか、公益上特別の理由があると認めるときは、<u>使用料</u>を免除することができる。</p>	<p>第7条の改正に伴う規定の整備</p>
<p>(指定管理者に関する読替え)</p> <p>第15条 第13条の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条、第5条の2、第7条第3項及び第6項、第8条並びに第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p>	<p>(指定管理者に関する読替え)</p> <p>第15条 第13条の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条、<u>第7条第2項</u>、第8条及び第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p>	<p>第7条の改正による読替え規定の整備</p>
<p>追加〔平成17年条例32号〕 (利用料金に関する読替え等)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 利用料金の額は、<u>第7条第1項から第3項までに掲げる額の範囲内において</u>、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>	<p>追加〔平成17年条例32号〕 (利用料金に関する読替え等)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 利用料金の額は、<u>第7条第1項及び第2項に掲げる額の範囲内において</u>、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>	<p>第7条の改正による規定の整備</p>





<p>(資産)</p> <p>第20条 公社の資産は、基本財産とする。</p> <p>2 公社の基本財産の額は、500万円とする。</p> <p>3 基本財産は、安全確実な方法により管理するものとしこれを取り崩してはならない。</p> <p>第21条 略</p> <p>(財務諸表)</p> <p>第22条 公社は、毎事業年度、前事業年度の終了後2箇月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書、<u>キャッシュ・フロー計算書</u>及び事業報告書を作成し監事の監査を経て市長に提出する。</p> <p>第23条 略</p> <p>(余裕金の運用)</p> <p>第24条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>(1) 国債又は地方債の取得</p> <p>(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>第25条・第26条 略</p>	<p>(資産)</p> <p>第20条 公社の資産は、<u>基本財産及び運用財産</u>とする。</p> <p>2 公社の基本財産の額は、500万円とする。</p> <p>3 基本財産は、安全確実な方法により管理するものとしこれを取り崩してはならない。</p> <p>第21条 略</p> <p>(財務諸表)</p> <p>第22条 公社は、毎事業年度、前事業年度の終了後2箇月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し監事の監査を経て市長に提出する。</p> <p>第23条 略</p> <p>(余裕金の運用)</p> <p>第24条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>(1) 国債又は地方債の取得</p> <p>(2) <u>郵便貯金</u>又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>第25条・第26条 略</p>	<p>公社の資産から運用財産を削除</p> <p>キャッシュ・フロー計算書の追加</p> <p>郵便貯金の削除</p>
--	--	---

平成20年第4回定例会会期日程(案)

(会期18日間)

月	日	曜	種 別	内 容
12	2	火	本 会 議	} 一般質問
	3	水	本 会 議	
	4	木	本 会 議	
	5	金	本 会 議	一般質問・議案審議
	6	土	休 会	
	7	⊙日	〃	
	8	月	〃	
	9	火	〃	建設環境委員会 A10
	10	水	〃	市民厚生委員会 A10
	11	木	〃	総務文教委員会 A10
	12	金	〃	横田基地対策特別委員会 A10 庁舎建設特別委員会 P2
	13	土	〃	
	14	⊙日	〃	
	15	月	〃	
	16	火	〃	
	17	水	〃	議会運営委員会 A10
	18	木	〃	
	19	金	本 会 議	審査報告



一 般 質 問

平成20年第4回福生市議会定例会

通 告 者	質 問 内 容	時 間
1  大 野 聰	1 平成21年度予算編成方針等について (1) 予算編成の基本的な考え方について (2) 「五つの元気」実現に向けてのワーキングチームの検討状況について (3) 第3期基本構想の取り組み状況と課題について (4) 重点施策について	1 時間
2  乙 津 豊 彦	1 「五つの元気」と地方分権について (1) 地方分権に伴う事務事業について (2) スリムな市役所の実現策は 2 福生南公園について (1) 護岸復旧工事の進捗状況について (2) 護岸復旧工事完了後の全面開園までの計画は 3 地域でつくる学校について (1) 学校経営に期待する地域力とは (2) 地域への情報提供に対する考え方は	1 時間
3  武 藤 政 義	1 子育て支援について (1) 次世代育成支援行動計画における施策内容について (2) 乳幼児に関連した保健事業について (3) 資格証明書について 2 福生市制40周年記念事業及び第60回福生七夕まつりへの取り組みについて (1) 福生市制30周年記念事業及び第50回福生七夕まつりの実績と成果について (2) 現時点で決まっていることについて	40分
4  清 水 義 朋	1 防災行政について (1) 火災報知器の設置促進について 2 教育行政について (1) 学校等への地上デジタル対応機器の整備について	50分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
5  堀 雄 一 朗	1 結婚サポート事業について 2 都市基盤整備について (1) 拝島駅北口周辺整備について (2) 五丁橋通りと山王橋通りの交差点について 3 定住化対策の進捗状況について 4 税の収納向上について (1) 納税の利便性向上について (2) 過払い債権の差し押さえについて 5 福祉バス利用対象者の拡大について	1 時間 30 分
6  青 海 俊 伯	1 年度末に向けての政策と来年度予算について (1) 国の新総合経済対策の対応について (2) 市単独の中小企業緊急融資助成について (3) 来年度予算の基本的な考え方について 2 横田基地について (1) 現在行われている工事の進捗状況と安全確保対策について (2) 防音工事等の防衛補助について (3) 米軍関係者の市内でのモラルについて 3 安全なまちづくりについて (1) 商店街等の防犯カメラの設置について 4 指定管理者の運用管理について (1) 指定管理の目的の達成に向けて (2) 地域力の育成について 5 福祉の視点からの粗大ごみ等の運び出しについて (1) 他の自治体の先進的取り組みの評価について (2) 市の高齢者・障害者福祉の視点からの取り組み経過について	1 時間 30 分
7  田 村 正 秋	1 子育て支援について (1) 義務教育期間中における医療費の無料化について 2 町会の会館等の建て替えについて (1) 市内の老朽化した会館の建て替えについて 3 道路整備について (1) まちづくり景観推進連絡会からの提言をどの様に反映していくか 4 教育行政について (1) 市内小学校の防球ネット対策について 5 指定管理者の運用について (1) 市民会館の今後の運用について	1 時間 30 分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
8 増 田 俊 一	1 市内幹線道路のバリアフリー化と電線類の地中化について (1) 進捗状況と今後の取り組みについて 2 子育て支援について (1) 子育て条例の制定について	1 時間
9 杉 山 行 男	1 子ども家庭支援センターの事業、運営について (1) 子ども家庭支援センターの移設に伴う進捗状況について (2) 先駆型に移行しての事業内容の変化について 2 防災行政無線について (1) デジタル化に移行運用開始後の市民の反応について 3 玉川上水の生き物の保護について (1) 玉川上水の大きくなりすぎたコイの保護対策について (2) ホタルの幼虫の保護について (3) コイへのえさやり行為と対策について	1 時間
10 田 村 昌 巳	1 まちづくり景観の推進について (1) まちづくり景観推進連絡会の経過について (2) 現在と今後の状況について 2 小学校給食センターの建設について (1) 給食センターの現状について (2) 給食センターの建替計画と今後の方針について	4 5 分
11 末 次 和 夫	1 JR牛浜駅の全面改修について (1) 進捗状況及び早期実施について 2 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及について (1) 保険給付費削減及び個人医療費の負担軽減施策として 3 福生市融資制度の補助拡充について (1) 景気悪化に伴う、市内中小商工業者への市融資の補充拡大について	1 時間
12 串 田 金 八	1 妊婦健康診査について (1) 現在までの経過と今後の見通しについて (2) 助産所の妊婦健康診査について 2 ふっさっ子の広場について (1) 今までの経過について (2) ボランティアの4校それぞれの数と児童の反応について (3) 備品や消耗品の予算について	4 0 分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
13 高 橋 章 夫	1 防災行政について (1) 災害弱者の対策と今後の進め方について 2 下の川緑地せせらぎ遊歩道について (1) 下の川緑地せせらぎ遊歩道の浸水について (2) 落ち葉対策について 3 地域振興について (1) フィルムコミッションについて (2) フィルムコミッション対応の景観について	45分
14 原 田 剛	1 ユニバーサルデザインのまちづくりについて (1) 道路づくりの考え方について (2) 牛浜駅のバリアフリーについて (3) 市営福生野球場の施設整備について 2 小児救急医療について (1) 365日24時間の小児救急体制について 3 環境行政について (1) 福生市一般廃棄物指定収集袋について 4 平成21年度の教育行政について (1) 新学習指導要領の移行措置と先行実施について (2) 読み・書き・そろばんについて	1時間 20分
15 羽 場 茂	1 商工業振興について (1) 銀座通り商店街等の振興策について (2) 国の地域活性化交付金制度への対応について (3) 中小企業の資金繰り対策について 2 青少年問題について (1) 青少年の生活支援について (2) 相談窓口の開設について	45分
16 阿 南 育 子	1 商店街振興プランについて (1) 商店街振興プランの成果と課題について (2) 今後、新たな計画を立てるスケジュールについて (3) 商店街振興への市長の考え方は 2 安心して子どもを産み育てられるまち福生に向けて (1) 妊婦健康診査受診票の使用場所の拡大について (2) 助産所と病院の連携について (3) 公立福生病院について 3 食育について (1) 市全体としての食育推進計画について (2) 小中学校における食育の推進について 4 給食とランチルームの食材について (1) 地産地消について (2) 食材の安全基準について	1時間 20分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
17  奥 富 喜 一	1 米軍基地について (1) 横田基地の現状と自衛隊移駐後の体制の概略について (2) 航空自衛隊航空総隊の移駐の概略について (3) 発生残土の処理、地下掘削について (4) 事件・事故等で新たな情報はるか 2 安全安心なまちづくりについて (1) 高齢者世帯への火災報知器購入支援について (2) 公共住宅、JR各駅等公共の場でのAED設置状況について (3) 75歳以上の高齢者入院見舞金支給制度について (4) ヘルパー養成講座で在宅介護支援することについて 3 環境重視の時流にかなった自転車駐輪場の無料化について 4 環境にやさしい福祉バス・市内循環バスについて 5 中小商工振興策について 6 中学3年生までの医療費無料化の見通しと乳幼児医療費助成制度の所得制限撤廃について 7 市庁舎について	1時間 30分
18  大 野 悦 子	1 庁舎管理について (1) 丘の広場を中心とした施設管理について (2) 視察の対応について (3) 省エネの取り組みについて 2 教育行政について (1) 青少年の意見発表大会について (2) 子ども議会について	30分
19  小野沢 久	1 新年度の予算編成について (1) 基本方針と主な施策について (2) 財源確保について (3) 予算執行について 2 牛浜駅の改修事業の進捗状況について (1) 昨年9月議会からの経過について (2) 今後のタイムスケジュールについて 3 片倉跡地・宇宙科学館構想について (1) 経過と概要について (2) 今後の方向について 4 平成25年東京国体・女子ソフトボールについて (1) 誘致の経過と概要について (2) 施設の整備やボランティアの育成について (3) PRについて	1時間 20分



議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成20年12月2日第4回福生市議会定例会

付託委員会名	議案(請願・陳情)番号	付託件名
総務文教委員会	議案第66号	福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
	議案第67号	福生市教育センター条例の一部を改正する条例
	議案第71号	福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
	議案第72号	福生市営駐車場条例の一部を改正する条例
	議案第74号	平成20年度福生市一般会計補正予算(第3号)(歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分)
	議案第75号	福生市営福生駅西口駐車場の指定管理者の指定について
建設環境委員会	議案第74号	平成20年度福生市一般会計補正予算(第3号)(歳出予算のうち建設環境委員会所管分)
市民厚生委員会	議案第68号	福生市保育所条例の一部を改正する条例
	議案第69号	福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
	議案第70号	福生市保健施設条例の一部を改正する条例
	議案第73号	福生市子ども家庭支援センター条例
	議案第74号	平成20年度福生市一般会計補正予算(第3号)(歳出予算のうち市民厚生委員会所管分)
	議案第76号	福生市福祉センターの指定管理者の指定について
	陳情第20-11号	介護保険に関する陳情書

